

# 沖縄県地域防災計画

(平成24年3月修正)

沖縄県防災会議



## 《目 次》

### 第1編 基本編

#### 第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語	1
第3節 県土の概況	2
第4節 災害の想定	3
第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第6節 県民等の責務	17

#### 第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	18
第2節 防災対策の基本方針	20
第3節 本県の特長等を考慮した重要事項	21
第4節 防災計画の見直しと推進	22

### 第2編 地震・津波編

#### 第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等	1
第1款 災害予防計画の基本的考え方	1
第2款 災害予防計画の推進	2
第2節 地震・津波に強いまちづくり	3
第1款 地盤・土木施設等の対策	3
第2款 都市基盤の整備	9
第3款 建築物の対策	12
第3節 地震・津波に強い人づくり	15
第1款 防災訓練計画	15
第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画	16
第3款 自主防災組織育成計画	18
第4款 消防職員等の増員	19
第5款 企業防災の促進	19
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	21
第1款 初動体制の強化	21
第2款 活動体制の確立	22
第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	26
第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討	28
第5款 災害ボランティアの活動環境の整備	29
第6款 災害時要援護者の安全確保計画	29
第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	31
第5節 津波避難体制等の整備	32
第6節 離島等の防災体制の強化	36

#### 第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画	38
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	42
第3節 災害通信計画	46
第4節 災害状況等の収集・伝達計画	49
第5節 災害広報計画	52
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	54
第7節 広域応援要請計画	58
第8節 避難計画	59

第1款	避難の原則	59
第2款	津波避難計画	63
第9節	観光客等対策計画	65
第10節	災害時要援護者対策計画	66
第11節	消防計画	67
第12節	救出計画	68
第13節	医療救護計画	69
第14節	交通輸送計画	71
第15節	治安警備計画	76
第16節	災害救助法適用計画	78
第17節	給水計画	80
第18節	食料供給計画	81
第19節	生活必需品供給計画	82
第20節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	83
第21節	行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画	87
第22節	障害物の除去・震災廃棄物処理計画	88
第23節	住宅応急対策計画	89
第24節	二次災害の防止計画	91
第25節	教育対策計画	92
第26節	危険物等災害応急対策計画	95
第27節	在港船舶対策計画	97
第28節	労務供給計画	98
第29節	民間団体の活用計画	101
第30節	ボランティア受入計画	102
第31節	公共土木施設応急対策計画	104
第32節	ライフライン等施設応急対策計画	106
第1款	電力施設応急対策	106
第2款	ガス施設応急対策	106
第3款	液化石油ガス施設応急対策	106
第4款	上水道施設応急対策	106
第5款	下水道施設応急対策	107
第6款	電器通信設備応急対策	107
第33節	交通機関応急対策計画	108
第34節	農林水産物応急対策計画	109
第35節	米軍との相互応援計画	110
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>		
第1節	公共施設災害復旧計画	111
第2節	被災者生活への支援計画	113
第3節	中小企業等への支援計画	116
第4節	応急金融対策	117
第5節	復興の基本方針	118

### 第3編 風水害等編

#### 第1章 災害予防計画

第1節	治水治山計画	1
第1款	治山事業	1
第2款	治水事業	1
第2節	土砂災害予防計画	3
第1款	砂防事業	3
第2款	警戒避難体制の整備	3
第3節	高潮等対策計画	4

第4節	建築物等災害予防計画	5
第5節	火災予防計画	6
第6節	林野火災予防計画	7
第7節	危険物等災害予防計画	8
第1款	危険物災害予防計画	8
第2款	毒物劇物災害予防計画	9
第8節	上・下水道施設災害予防計画	10
第1款	上水道施設災害予防計画	10
第2款	下水道施設災害予防計画	10
第9節	ガス、電力施設災害予防計画	11
第1款	都市ガス災害予防計画	11
第2款	高圧ガス災害予防計画	11
第3款	電力施設災害予防計画	11
第10節	災害通信施設災害予防計画	12
第1款	通信施設災害予防計画	12
第2款	放送施設災害予防計画	12
第3款	通信・放送設備の優先利用等	12
第11節	不発弾等災害予防計画	13
第12節	火薬類災害予防計画	14
第13節	文化財災害予防計画	14
第14節	農業災害予防計画	15
第15節	食料等備蓄計画	16
第16節	災害対策基金計画	16
第17節	気象観測体制の整備計画	17
第18節	水防、消防及び救助施設等整備計画	18
第19節	避難誘導等計画	19
第20節	交通確保・緊急輸送計画	21
第21節	災害時要援護者安全確保体制整備計画	21
第22節	台風・大雨等の防災知識普及計画	22
第23節	防災訓練計画	24
第24節	自主防災組織育成計画	25
第25節	災害ボランティア計画	25
第26節	原子力災害予防計画	26
第27節	道路・軌道・航空機事故災害予防計画	29
第28節	海上災害予防計画	30
<b>第2章 災害応急対策計画</b>		
第1節	組織計画	31
第2節	気象警報等の伝達計画	32
第3節	災害通信計画	36
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	36
第5節	災害広報計画	37
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	37
第7節	広域応援要請計画	37
第8節	避難計画	38
第1款	避難の原則	38
第2款	風水害避難計画	38
第9節	観光客等対策計画	41
第10節	災害時要援護者対策計画	41
第11節	水防計画	42
第12節	消防計画	44
第13節	救出計画	44

第14節	医療救護計画	44
第15節	交通輸送計画	44
第16節	治安警備計画	44
第17節	災害救助法適用計画	45
第18節	給水計画	45
第19節	食料供給計画	45
第20節	生活必需品供給計画	45
第21節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	45
第22節	行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画	45
第23節	障害物の除去・震災廃棄物処理計画	46
第24節	住宅応急対策計画	46
第25節	二次災害の防止計画	46
第26節	教育対策計画	46
第27節	危険物等災害応急対策計画	46
第28節	海上災害応急対策計画	47
第29節	在港船舶対策計画	51
第30節	労務供給計画	51
第31節	民間団体の活用計画	51
第32節	ボランティア受入計画	51
第33節	公共土木施設応急対策計画	51
第34節	航空機事故災害応急対策計画	52
第1款	空港及び周辺区域での事故	52
第2款	放射性物質管理施設災害対策	52
第35節	ライフライン等施設応急対策計画	54
第36節	農林水産物応急対策計画	54
第37節	米軍との相互応援計画	54
第38節	道路事故災害応急対策計画	55
第39節	原子力災害応急対策計画	56
第1款	原子力艦災害対策	56
第2款	空港及び周辺区域以外での事故	65
第40節	軌道事故災害応急対策計画	66
第41節	林野火災応急対策計画	67
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>		
第1節	公共施設災害復旧計画	68
第2節	被災者生活への支援計画	68
第3節	中小企業等への支援計画	68
第4節	応急金融対策	68
第5節	復興の基本方針	68
第5節	原子力災害復旧対策	69
<b>編末図表</b>		
編末図－1	気象警報等の伝達系統図	
編末図－2	火災警報等の伝達系統図	
編末図－3	地方海上警報等の伝達系統図	
編末図－4	土砂災害警戒情報の伝達系統図	
編末図－5	異常現象発見者の通報系統図	
編末図－6	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図	
編末図－7	不発弾処理業務のながれ図	
編末表－1	沖縄気象台管内警報発表基準	
編末表－2	沖縄気象台管内注意報発表基準	

## 巻末図表

(地震・津波編及び風水害等編に共通する図表)

- 巻末図－1 沖縄県災害対策本部組織図
- 巻末図－2 職員の配備体制のながれ
- 巻末図－3 災害情報連絡系統図
- 巻末図－4 自衛隊の災害派遣要請系統図
- 巻末図－5 危険物等災害時の通報連絡系統図
- 巻末表－1 沖縄県災害対策本部の部名、部長及び副部長
- 巻末表－2 沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域
- 巻末表－3 現地災害対策本部の構成及び所掌事務
- 巻末表－4 沖縄県災害対策本部事務分掌
- 巻末表－5 災害対策要員配備体制
- 巻末表－6 防災関係機関の収集情報・連絡系統
- 巻末表－7 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

# 第 1 編 基本編

基本編は、本計画の総則と基本方針である。





## 第1章 総則

### 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて、沖縄県の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 沖縄県の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに県民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に係る資料・様式

### 第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 市町村地域防災計画をいう。
- 5 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。
- 6 現地本部 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 7 地方本部 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 8 市町村本部 市町村災害対策本部をいう。
- 9 県本部長 沖縄県災害対策本部長をいう。
- 10 現地本部長 沖縄県現地災害対策本部長をいう。
- 11 地方本部長 沖縄県災害対策地方本部長をいう。

### 第3節 県土の概況

#### 1 位置

本県は、およそ北緯 24 度から 28 度まで、東経 122 度から 132 度までに位置し、北西は東シナ海、南東は太平洋に面し、四面海に囲まれた列島をなし、凸面部を太平洋に向けて南西方面に弧状に連なる琉球弧を形づくっている。

島の本数は、有人島 49、その他多くの無人島からなっている。全諸島を大きく区分すると、沖縄諸島、先島諸島、大東諸島及び尖閣諸島に大別される。

沖縄諸島は、沖縄本島を中心に伊平屋島、伊是名島、伊江島、久米島及び慶良間列島等から形成されている。

先島諸島は、更に宮古列島と八重山列島から成る。

宮古列島は、宮古島を中心に伊良部島及び多良間島等から形成され、沖縄本島からは南西に約 290km の洋上にある。

八重山列島は、石垣島を中心に西表島、波照間島及び与那国島等から形成され、沖縄本島から南西に約 410 km の洋上にある。

大東諸島は、沖縄本島の東の洋上約 400 km にあり、南大東島、北大東及び沖大東島から成る。

#### 2 面積

本県の面積は 2,274.32k m<sup>2</sup> で、全国総面積の約 0.6% を占め、都道府県中 44 番目の広さをもっている。

#### 3 地勢地質

地勢は沖縄本島の国頭郡部が山岳地帯で、与那覇岳（約 503m）、嘉津宇岳（約 452m）等があり、中頭郡及び島尻郡部は丘陵地帯と平地帯が多い。また、国頭郡部の地質は古生層の粘板岩及び砂岩で、中頭郡及び島尻郡部は主に島尻層、琉球石灰岩及び国頭礫層から成る。

久米島には宇江城岳（約 309m）等の山岳等があり、島の周囲の海岸沿いには平地帯となっている。

地質は火山砕屑岩、安山岩が広く分布している。

また、南大東島、北大東島は、スリバチ型をなし、地質は火山砕屑岩で形成されている。宮古島は山岳がなく、島全体がなだらかな平地で、地質は全島が琉球石灰岩から成り、西部には一部隆起の珊瑚礁で形成されている。

石垣島は北部海岸寄りに於茂登岳（約 526m）を中心にバンナ岳等の山岳地帯があり、島の中央部と海岸沿いになだらかな台地、平地帯が広がっている。地質は古生層で平久保半島、ホウラ岳周辺に分布し主に結晶片岩、千枚岩から成り、於茂登岳を中心に花崗岩が主に分布している。

また、西表島は沖縄本島に次ぐ面積で全般的に山岳地帯をなし、地質は島の北東部を除き、ほぼ全島に第 3 紀砂岩層が分布している石灰層を賦存している。与那国は島の中央部が丘陵地帯で西と北部の平地を除き、第 3 紀砂岩層及び花崗岩で形成されている。

#### 4 気候・気象・地震活動の自然災害

気候は高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃ 前後、年降水量は 2000 mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸高気圧の張出しで、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年 7 個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。

また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難がある。

地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生がある。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966 年の与那国島近海の地震では

与那国島で死者2名、石垣崩壊などの被害があった。

また、先島諸島で1万2千人を超える死者を出した1771年の明和大津波、沖縄本島を始め各地に津波が襲来し、死者3名をもたらした1960年のチリ地震津波など津波による被害も受けている。

## 5 過去の災害履歴

資料編「災害の概況」参照

## 第4節 災害の想定

本計画は、本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の大津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、県内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

### 1 風水害

#### (1) 台風

##### ア 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

##### イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

##### ウ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

#### (2) 地すべり

発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm（5/1～6/9） 集中降雨量 88mm（6/10）
地すべりの規模	平均高さ30m（最大42m）、長さ約335m 移動土量 約34万m <sup>3</sup> 、地すべり面積 5万6千m <sup>2</sup> 地すべり幅 最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

基本編 第1章 総則

(3) 河川のはん濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測している。

なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫等は考慮されていない。

浸水想定区域一覧（平成20年3月現在）

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予測概要）
安里川水系（安里川・真嘉比川・久茂地川）	安里川流域全体に日総雨量で400mm（50年に1回程度起こる大雨）	那覇市（安里川・真嘉比川・久茂地川沿い周辺で浸水深2m未満）
安謝川水系安謝川	安謝川流域全体に60分の降雨量で104mm（50年に1回程度起こる大雨）	那覇市（安謝川沿い周辺で浸水深5m未満）
国場川水系国場川	国場川流域全体に60分の降雨量で102mm（50年に1回程度起こる大雨）	南風原町（国場川沿い周辺で浸水深2m未満）
小波津川水系小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で399mm、ピーク時の1時間に95.2mm（30年に1回程度起こる大雨）	西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深1m未満）
比謝川水系比謝川	比謝川流域全体に日総雨量で380mm（50年に1回程度起こる大雨）	沖縄市（比謝川、与那原川沿い周辺で浸水深5m未満）
天願川水系天願川	天願川流域全体に60分の降雨量で92mm（30年に1回程度起こる大雨）	うるま市（天願川沿い周辺で浸水深5m未満）

(6) 高潮（浸水想定）

本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
宮古・八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

(7) 土砂災害（危険箇所・区域）

県内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な千箇所以上存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

県内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成14年度）	708	236	88	1,032
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成23年度）	347	8	8	363
山地災害危険地区 （林野庁、平成19年度）	108	231	5	344

（注）土砂災害警戒区域は基礎調査が進行中のため、今後土砂災害危険箇所の数と同程度に増加する見込みである。

## 2 地震及び津波の被害想定

本県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成21年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

### (1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の13の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度は5つの内陸型地震すべてにおいて6強で、海溝型は沖縄本島北方沖が5強、石垣島東方沖と与那国島南方沖が6強となり、その他は6弱と予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南西沖（H9RF）	海溝型	7.8	平成8年度地震被害想定調査の想定「沖縄本島南西沖」と震度分布が近似し、津波被害も発生（6弱）	平成18・19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
久米島南東沖（C02E）	海溝型	7.8	座間味島・渡嘉敷島において震度が強い（6弱）	
久米島北方沖（B04E）	海溝型	7.8	久米島・粟国島・渡名喜島・伊江島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島北方沖（C01W）	海溝型	7.8	伊平屋島・伊是名島・沖縄本島北部において震度が強い（5強）	
宮古島東方沖（C04W）	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖（NM11）	海溝型	7.8	石垣島・宮古島・西表島・多良間島において震度が強い（6強）	
石垣島南方沖1（IM00）	海溝型	7.7	石垣島・西表島・竹富島・小浜島・波照間島において震度が強い（6弱）	
与那国島南方沖（GYAK）	海溝型	7.8	与那国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（6強）	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（6強）	平成21年度に新規設定
石川－具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（6強）	
沖縄本島直下プレート内	内陸型	7.8	沖縄本島全域において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（6強）	

### (2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定した。

ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19時）を選定

イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯

ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果の概要

予測死者数は、石垣島東方沖と石垣島南方沖のケースが突出しており、約3千人に上る。そのほとんどは津波によるものである。津波被害のない想定では、沖縄本島直下プレート内地震のケースが最大となり、約5百人に上る。

負傷者数は、沖縄本島直下プレート内地震のケースが突出しており、重症が約3千人、軽症が5万5千人に上る。

また、避難者もこのケースが最も多く約25万人に上る。

負傷の主な原因となる建物被害も、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出し、全壊が約2万棟、半壊が約5万棟に上る。火災焼失もこのケースが最も多いが、百棟程度である。

ライフラインについても、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出しており、断水人口は120万人に上り、復旧に3ヶ月程度を要する。

また、停電も約100万戸に上るが、4日程度で復旧すると予想される。

各想定地震（冬の夕方の場合）の被害量は、次のとおりである。

基本編 第1章 総則

地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者 (津波)	重傷者 (津波)	軽症者 (津波)	避難 者数	全壊 (津波)	半壊 (津波)	焼失 棟数	断水 (復旧)	都市ガス 停止	下水道被害 (復旧)	停電 (復旧)	通信機能 障害 (復旧)
沖縄本島南西沖 (H9RF)	201人 (128人)	885人 (82人)	16,869人 (901人)	42千人	2,820棟 (56棟)	9,596棟 (249棟)	9棟	105万人 (49日)	0戸	2,530箇所 (5日)	45千戸 (3日)	1.3% (3日)
久米島南東沖 (C02E)	36人 (11人)	316人 (14人)	6,155人 (56人)	11千人	979棟 (40棟)	2,266棟 (30棟)	1棟	10万人 (46日)	0戸	126箇所 (1日)	28千戸 (3日)	0.4% (3日)
久米島北方沖 (B04E)	273人 (249人)	561人 (266人)	7,774人 (1,833人)	10千人	1,585棟 (665棟)	3,371棟 (1055棟)	0棟	10万人 (46日)	0戸	91箇所 (1日)	28千戸 (3日)	0.4% (3日)
沖縄本島北方沖 (C01W)	67人 (49人)	246人 (49人)	4,203人 (224)	5千人	956棟 (349棟)	1,549棟 (392棟)	0棟	6万人 (22日)	0戸	44箇所 (1日)	25千戸 (2日)	0.3% (2日)
宮古島東方沖 (C04W)	37 (23)	84人 (1人)	1,623人 (1人)	6千人	580棟 (4棟)	1,943棟 (4棟)	2棟	5万人 (40日)	0戸	32箇所 (1日)	4千戸 (3日)	0.2% (3日)
石垣島東方沖 (NM11)	2,939人 (2,927人)	137人 (47人)	1,881人 (112人)	6千人	1,379棟 (893棟)	1,762棟 (41)	1棟	10万人 (16日)	0戸	78箇所 (1日)	5千戸 (3日)	0.3% (3日)
石垣島南方沖1 (IM00)	2,981人 (2,975人)	100人 (47人)	1,187人 (109人)	3千人	1,114棟 (833棟)	1,130棟 (122棟)	0棟	5万人 (15日)	0戸	70箇所 (1日)	3千戸 (2日)	0.1% (2日)
与那国島南方沖 (GYAK)	4人 (2人)	15人 (1人)	300人 (1人)	1千人	75棟 (3棟)	237棟 (2棟)	0棟	1万人 (7日)	0戸	8箇所 (1日)	1千戸 (3日)	0.0% (3日)
沖縄本島南部断層系	143人	1,065人	20,965人	71千人	5,869棟	15,495棟	28棟	100万人 (60日)	0戸	2,549箇所 (5日)	47千戸 (3日)	2.7% (4日)
伊祖断層	196人	1,513人	29,526人	113千人	8,099棟	21,348棟	14棟	105万人 (76日)	4.7千戸 (97%)	2,860箇所 (5日)	60千戸 (3日)	4.4% (3日)
石川ー具志川断層系	133人	926人	18,182人	65千人	5,607棟	13,829棟	9棟	64万人 (84日)	0戸	1,742箇所 (7日)	52千戸 (3日)	2.6% (4日)
沖縄本島直下プレート内	498人	2,867人	55,351人	253千人	21,367棟	51,172棟	115棟	120万人 (88日)	4.9千戸 (100%)	5,341箇所 (8日)	100千戸 (4日)	11.2% (5日)
宮古島断層	43人	139人	2,692人	13千人	1,832棟	3,500棟	8棟	5万人 (40日)	0戸	32箇所 (1日)	5千戸 (3日)	0.8% (3日)

注：(津波)の欄は津波による被害数、(復旧)は復旧にかかる日数である。



(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるようように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

3 津波の浸水想定

本県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

津波浸水想定モデル一覧

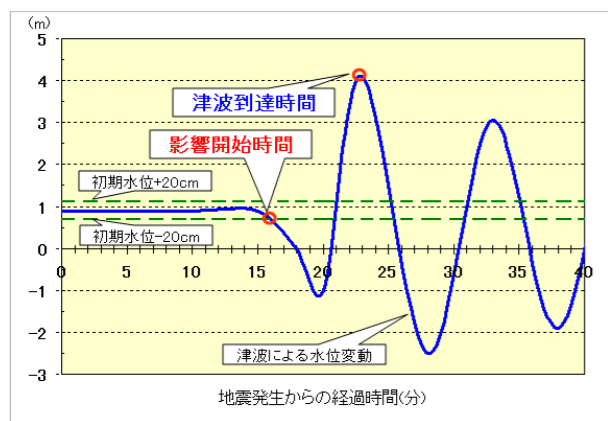
波源位置 (モデル名)	断層モデル (深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量)	対象地域
沖縄本島南東沖 (D01W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	本島沿岸域
沖縄本島南西沖 (H9RF)	逆断層 (10000m、 80km、 40km、 30° 、 4m)	
久米島南東沖 (C02)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
久米島北方沖 (B04)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
沖縄本島北方沖 (C01)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
宮古島東方沖 (C04W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	宮古・八重山 諸島沿岸域
宮古島南東沖 (D06N)	正断層 (10000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
宮古島西方沖 (C05E)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
石垣島東方沖1 (C06W)	正断層 ( 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
石垣島南方沖2 (NM11)	正断層 ( 300m、 60km、 30km、 70° 、 20m)	
石垣島南方沖 (IM00)	逆断層 ( 1000m、 40km、 20km、 70° 、 20m)	
	地すべり ( 0m、 15km、 10km、 70° 、 90m)	
石垣島北西沖 (A03N)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
与那国島北方沖 (A01N)	正断層 ( 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m)	
与那国島南方沖 (GYAK)	逆断層 ( 2000m、 100km、 50km、 30° 、 5m)	

用語の定義および説明

◆最大遡上高  
最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高  
浸水深：各地の地表面からの高さ

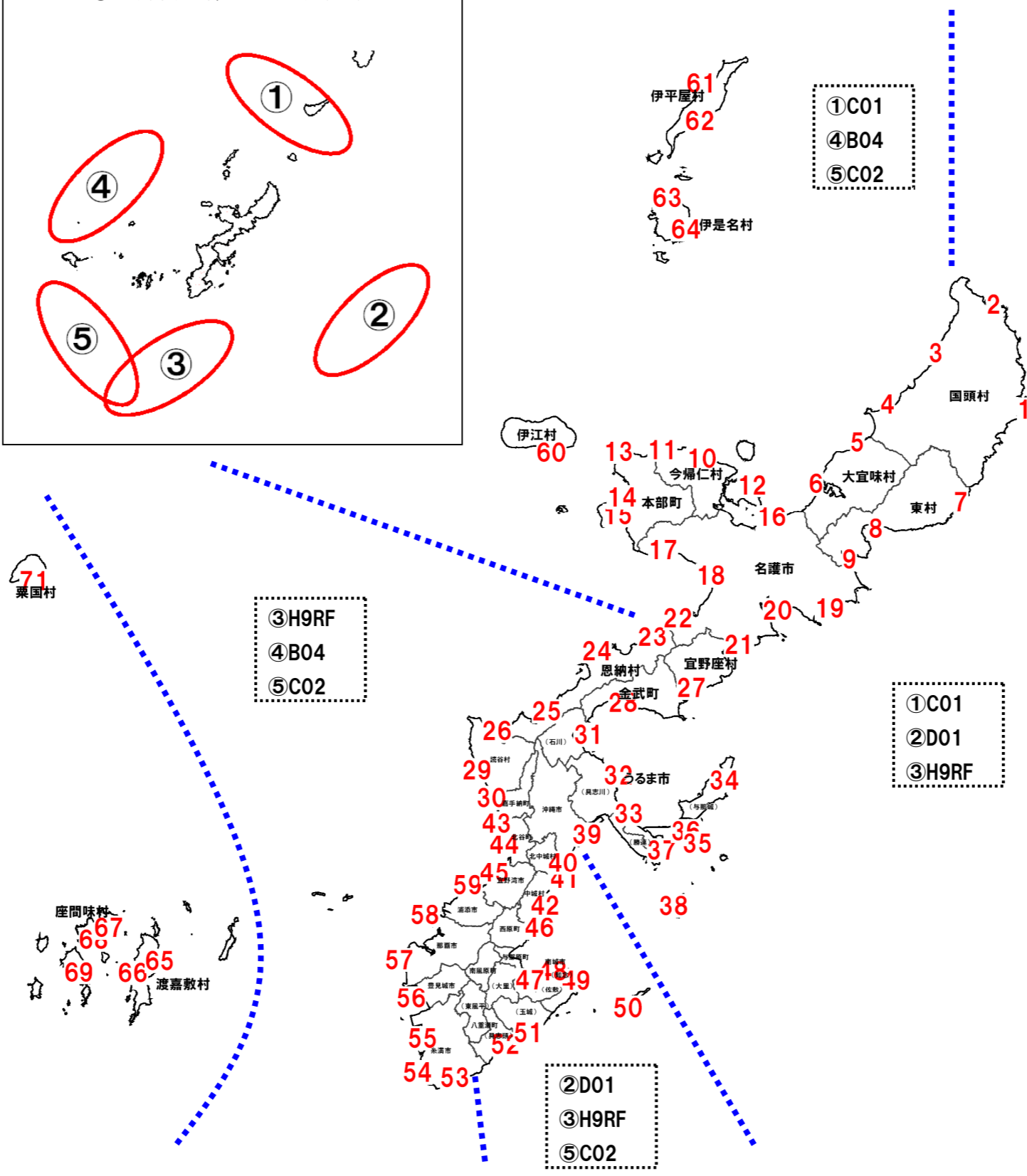


◆影響開始時間と津波到達時間  
影響開始時間：地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動(初期水位±20cm)が生じるまでの時間  
津波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間



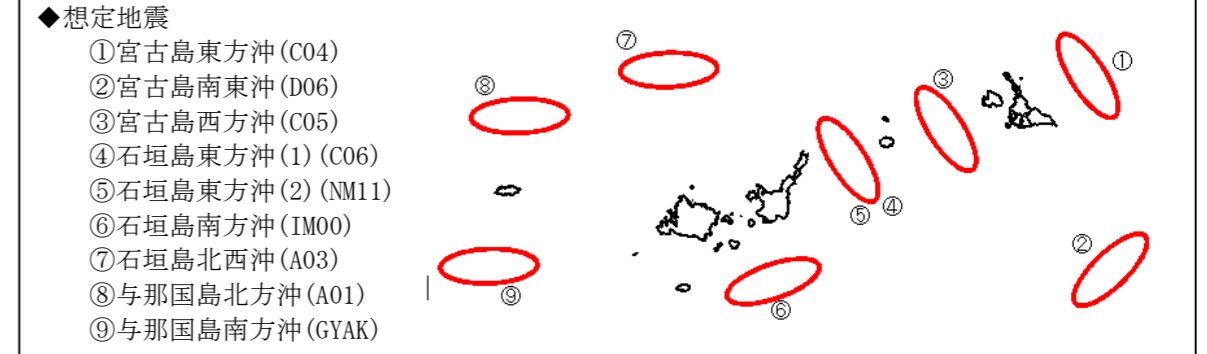
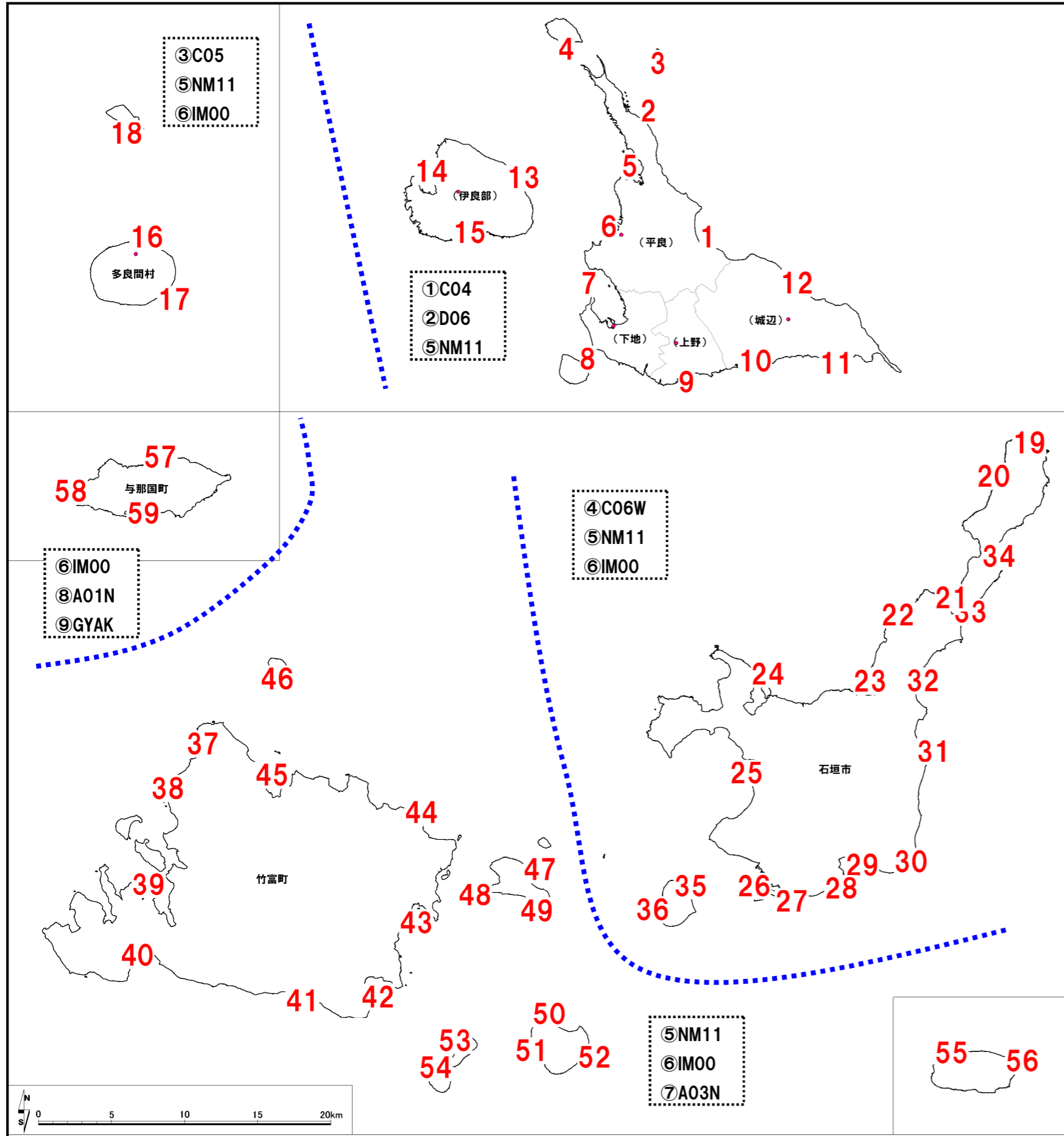
想定地震の概略位置図

- ◆想定地震  
①沖縄本島北方沖の想定地震(C01)  
②沖縄本島南東沖の想定地震(D01)  
③沖縄本島南西沖の想定地震(H9RF)  
④久米島北方沖の想定地震(B04)  
⑤久米島南西沖の想定地震(C02)



市町村名	代表地点	左図のNo	沿岸の津波水位(m)	最大遡上高(m)	影響開始時間(分)	津波到達時間(分)	最大遡上高(m)						
							2	4	6	8	10	12	14
国頭村	安田	1	5.1	12.2	14	21							
	奥	2	2.2	3.5	8	18							
	辺野喜	3	2.1	3.0	7	17							
大宜味村	辺土名	4	4.2	5.2	10	24							
	喜如嘉	5	2.8	3.3	14	30							
	塩屋湾	6	2.3	3.2	19	33							
東村	高江	7	7.8	15.4	13	18							
	川田	8	3.6	7.9	17	25							
	有銘	9	3.3	7.3	17	24							
今帰仁村	大井川河口	10	2.3	2.8	15	31							
	今泊	11	2.2	2.8	14	31							
	済井出	12	3.9	5.0	22	43							
本部町	備浜原	13	2.4	3.3	15	31							
	大崎原	14	3.9	5.5	17	31							
	本部港	15	3.4	4.6	16	30							
名護市	真喜屋	16	3.9	4.7	25	45							
	安和	17	4.3	5.3	17	30							
	名護漁港	18	4.8	5.5	18	33							
名護市	嘉陽	19	7.2	7.7	14	22							
	瀬嵩	20	3.2	5.1	18	27							
	久志	21	2.2	3.3	22	29							
恩納村	喜瀬	22	3.1	3.7	17	28							
	浜原	23	2.4	3.4	16	29							
	恩名漁港	24	2.1	2.5	14	27							
宜野座村	前兼久	25	2.2	5.1	14	27							
	真栄田	26	2.6	5.0	13	24							
	漢那	27	2.5	4.0	20	28							
金武町	伊基	28	1.7	2.7	28	34							
	都屋漁港	29	4.7	6.9	13	24							
	比謝川河口	30	2.6	3.8	14	25							
うるま市(石川)	石川	31	1.5	2.1	32	41							
	宇堅	32	1.6	4.2	27	31							
	照間	33	1.8	2.5	32	39							
うるま市(具志川)	池味	34	2.3	3.9	15	20							
	兼久	35	3.9	6.7	20	24							
	勝連浜	36	1.9	3.3	24	28							
うるま市(勝連)	平敷屋	37	2.0	2.6	21	26							
	トマイ浜	38	2.5	3.2	16	19							
	海邦町	39	2.1	2.8	33	40							
北中城村	熱田	40	1.6	2.5	29	33							
	久場	41	2.3	2.5	27	29							
	奥間	42	1.7	2.8	26	31							
中城村	砂辺	43	2.7	3.5	14	26							
	北谷公園	44	3.3	4.6	16	33							
	大山	45	3.9	4.9	17	32							
南城市(佐敷)	南浜	46	2.2	2.6	24	27							
	新開	47	1.7	2.3	26	31							
	久原	48	2.2	3.1	23	25							
南城市(知念)	安座真	49	2.4	3.5	16	19							
	徳仁港	50	2.0	3.6	8	10							
	奥武島	51	2.5	4.1	8	11							
南城市(玉城)	奥武島	51	2.5	4.1	8	11							
	具志頭	52	2.8	3.9	7	10							
	米須	53	3.1	3.6	5	9							
糸満市	喜屋武	54	3.2	3.3	11	13							
	糸満漁港	55	2.9	3.1	14	18							
	与根	56	2.6	2.7	17	20							
豊見城市	那覇空港	57	3.2	4.0	19	25							
	那覇港	58	3.2	4.8	18	28							
	港川河口	59	4.1	4.7	16	29							
伊江村	伊江港	60	3.1	4.3	14	25							
	田名漁港	61	4.3	5.4	8	18							
	前泊港	62	4.3	6.3	9	22							
伊是名村	打鼻	63	3.8	5.2	14	28							
	仲田港	64	2.9	4.7	7	19							
	渡嘉敷港	65	3.7	5.3	15	19							
渡嘉敷村	渡嘉志久	66	4.2	6.1	14	22							
	安護の浦	67	6.4	10.0	14	26							
	座間味港	68	4.5	7.1	14	28							
座間味村	阿嘉漁港	69	6.9	8.4	12	20							
	渡名喜漁港	70	3.2	6.0	8	16							
	栗国港	71	2.1	3.3	5	11							
栗国村	栗国港	71	2.1	3.3	5	11							
	銭田	72	3.0	3.4	10	25							
	仲里漁港	73	2.2	3.3	4	11							
久米島	久米島空港	74	1.3	1.6	4	17							
	兼城港	75	1.6	3.0	6	20							

基本編 第1章 総則  
津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)



市町村名	島名	代表地点	左図のNo	沿岸の津波水位(m)	最大遡上高(m)	影響開始時間(分)	津波到達時間(分)	最大遡上高(m)			
								5m	10m	20m	30m
宮古島市(平良)	宮古島	高野漁港	1	8.1	11.0	4	24				
		島尻漁港	2	7.1	10.2	3	24				
		大神島	3	5.6	6.9	5	26				
		池間島	4	4.1	9.3	4	23				
		宮古島	5	4.0	8.6	6	20				
		宮古島	6	6.1	9.1	15	24				
宮古島市(下地)	宮古島	与那覇湾	7	5.5	7.9	15	29				
		来間港	8	5.4	9.7	13	21				
宮古島市(上野)	宮古島	宮国	9	4.2	9.2	5	15				
宮古島市(城辺)	宮古島	友利	10	7.5	11.8	3	13				
		保良	11	4.8	11.5	2	11				
		浦底漁港	12	8.9	12.0	3	19				
宮古島市(伊良部)	伊良部島	佐良浜	13	3.2	7.2	6	27				
		佐和田	14	4.5	9.3	9	26				
		伊良部	15	6.4	9.3	10	32				
多良間村	多良間島	前泊港	16	7.2	11.5	6	11				
		普天間港	17	9.3	12.0	5	9				
		水納港	18	10.3	14.2	3	11				
石垣市	石垣島	平野	19	6.5	23.1	0	2				
		平久保	20	5.3	14.5	0	5				
		船越漁港	21	4.4	20.1	2	9				
		野底	22	4.0	8.7	3	12				
		浦底湾	23	3.9	11.6	3	17				
		川平湾	24	3.0	10.3	2	12				
		名蔵湾	25	3.2	4.1	5	26				
		石垣港	26	5.6	14.9	12	12				
		登野城漁港	27	12.6	19.0	5	7				
		大浜	28	14.4	29.8	4	7				
		宮良湾	29	10.0	22.0	5	8				
		白保	30	13.5	24.0	2	7				
		大里	31	11.6	33.5	1	10				
		伊野田	32	18.5	33.3	2	13				
伊原間	33	11.5	27.9	1	10						
明石	34	8.4	17.9	1	7						
竹富町	竹富島	竹富東港	35	6.4	12.2	15	17				
		カイジ浜	36	4.4	8.5	12	13				
	西表島	浦内	37	4.6	5.6	11	22				
		千立	38	2.7	4.4	12	24				
		船浮港	39	1.7	3.1	16	24				
		鹿川湾	40	9.3	14.7	16	20				
		南風見	41	5.7	13.0	10	14				
		仲間港	42	3.5	5.6	10	13				
		古見	43	2.5	3.4	19	23				
		高那	44	2.8	4.7	13	19				
鳩間島	船浦	45	1.9	4.0	19	22					
	鳩間港	46	2.7	4.5	12	15					
小浜島	小浜港	47	2.7	4.3	20	20					
	細崎漁港	48	3.2	5.2	19	21					
	ビルマ崎	49	4.5	7.8	16	20					
黒島	黒島港	50	4.8	6.8	6	9					
	宮里	51	5.5	7.6	3	7					
新城島	黒島東岸	52	5.3	8.3	2	7					
	上地	53	3.3	8.7	7	10					
波照間島	下地	54	4.6	17.6	6	8					
	波照間漁港	55	6.1	11.1	8	9					
与那国町	与那国島	波照間空港	56	8.2	12.2	6	6				
		祖納港	57	3.9	7.6	2	7				
		久部良漁港	58	2.8	3.6	1	3				
		比川	59	3.0	5.5	1	9				

## 第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、県内市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 1 指定地方行政機関

#### (1) 九州管区警察局

- ア 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

#### (2) 沖縄総合事務局

##### ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

##### イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

##### ウ 農林水産部

- (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

##### エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

##### オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査

##### カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

#### (3) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。

#### (4) 沖縄森林管理署

- ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備
- イ 災害復旧用材の需給対策

## 基本編 第2章 基本方針

- ウ 国有林における災害復旧
- エ 林野火災防止対策

### (5) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

### (6) 那覇産業保安監督事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

### (7) 那覇空港事務所

- ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
- イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
- ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整

### (8) 第十一管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達に関すること。
- イ 情報の収集に関すること。
- ウ 海難救助等に関すること。
- エ 緊急輸送に関すること。
- オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- キ 流出油等の防除に関すること。
- ク 海上交通安全の確保に関すること。
- ケ 警戒区域の設定に関すること。
- コ 治安の維持に関すること。
- サ 危険物の保安措置に関すること。

### (9) 沖縄气象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた住民への周知
- ウ 緊急地震速報に関する周知・広報
- エ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
- オ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における沖縄県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- カ 沖縄県、市町村その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発

### (10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
- イ 環境監視体制の支援に関すること。
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

**2 自衛隊**

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

**3 沖縄県**

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (14) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

**4 沖縄県警察**

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制・交通管制に関すること。
- (5) 死体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

**5 市町村**

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (13) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

## 6 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) (沖縄支店)  
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ  
移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本銀行 (那覇支店)  
銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
- (4) 日本赤十字社 (沖縄県支部)
  - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関する事
  - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関する事
  - ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関する事
  - エ 災害時における血液製剤の供給に関する事
- (5) 日本放送協会 (沖縄放送局)  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力(株)
  - ア 電力施設の整備と防災管理
  - イ 災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路(株) (沖縄管理事務所)
  - ア 同社管理道路の防災管理
  - イ 被災道路の復旧
- (8) KDDI (株)  
通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
- (9) 郵便事業(株)沖縄支社及び郵便局(株)沖縄支社 (各郵便局)
  - ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱
  - ウ 災害時における窓口業務の確保

## 7 指定地方公共機関

- (1) 沖縄県医師会  
災害時における医療及び助産の実施
- (2) 沖縄県看護協会  
災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
- (3) 沖縄県バス協会
  - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
  - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)  
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)  
災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)  
災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保
- (7) 沖縄県高圧ガス保安協会  
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (8) 沖縄県婦人連合会  
災害時における女性の福祉の増進

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 沖縄県社会福祉協議会
  - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関する事。
  - イ 生活福祉資金の貸付に関する事。
  - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関する事。
- (2) 沖縄県国際交流・人材育成財団  
外国人に関する情報提供等の協力に関する事。
- (3) 沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合  
観光・宿泊客の安全の確保に関する事。
- (4) 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会  
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事。
- (5) 沖縄県獣医師会  
災害時の動物の医療保護活動に関する事。
- (6) 沖縄県建設業協会
  - ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。
  - イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事。
- (7) 沖縄県土地改良事業団体連合会
  - ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関する事。
  - イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
- (8) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会
  - ア 農林漁業関係者の安全の確保に関する事。
  - イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関する事。
  - ウ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事。
  - エ 被災農林漁業者の再建支援に関する事。



## 基本編 第2章 基本方針

- (9) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会
  - ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
  - イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事。
  - ウ 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (10) 沖縄県トラック協会  
災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
- (11) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
- (12) 沖縄県交通安全協会連合会
  - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。
  - イ 被災地及び避難場所の警戒に関する事。
  - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
- (13) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合  
石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
- (14) 上下水道指定工事店  
災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
- (15) 危険物等取り扱い事業者
  - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事。
  - イ 災害時における石油等の供給に関する事。
- (16) 社会福祉施設管理者  
入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
- (17) 病院管理者
  - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。
  - イ 被災傷病者の救護に関する事。
- (18) 学校法人
  - ア 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。
  - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
- (19) 金融機関  
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。

## 第6節 県民等の責務

沖縄県民及び県内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

### 1 県民

- (1) 防災・減災の知識習得
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の3日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の災害時要援護者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

### 2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検
- (3) 災害時要援護者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の災害時要援護者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### 3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 災害時要援護者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

## 第2章 基本方針

### 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

#### 1 想定の方

##### (1) 想定災害

###### ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地方大地震による大津波などがあげられ、今後明らかにしていく地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

###### イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、モノレールや海底トンネルが開通したことを考慮し、鉄軌道やトンネルでの大規模事故も想定していく必要がある。

##### (2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

#### 2 防災計画の方

県、市町村及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減

## 基本編 第2章 基本方針

災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

### (1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

### (2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

県、市町村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 県土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。一方、人口減少が進む離島や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障害者等の災害時要援護者（※）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、災害時要援護者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本県の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による県や市町村等の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

## 第2節 防災対策の基本方針

本県は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市町村、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下の通りである。

### 1 周到かつ十分な災害予防対策

- (1) 災害に強い県づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、県土保全事業や市街地開発事業等による災害に強い県土とまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (2) 事故災害を予防するための安全対策の充実
- (3) 県民の防災活動を促進するための住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進等
- (4) 予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練の実施等

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、災害時要援護者や観光客等の避難支援及び災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と供給
- (6) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二

次災害の防止

- (9) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- (1) 被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

### 4 その他

県、市町村及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 本県の特殊性等を考慮した重要事項

本県は本土から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間500万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分ふまえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

#### 1 本土からの遠隔性、離島の散在性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、本土から本県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市町村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- ア 市町村のニーズを踏まえた消防広域化の支援、消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- イ 市町村への先遣隊の自主派遣体制、被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- ウ 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- エ 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- オ 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

#### 2 本土への復帰の遅れ、市町村の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、県内の消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均97.7%）、消防団員数の人口比率（沖縄県0.12%、全国平均0.69%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県6.6%、全国平均74.4%）等が全国最低の水準にある。

また、県内市町村は財政力が脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような市町村の防災体制・対策の充実・強化への支援を推進する。

- ア 消防団の拡充強化
- イ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援

## 基本編 第2章 基本方針

ウ 市町村避難計画・ハザードマップ・災害時要援護者避難支援プラン等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援

※消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成22年1月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成22年版）による。

### 3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本県の人口密集地の大部分（約10%）は海拔5m以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から10分以内に津波が到達する地区も多数ある。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を県内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施

イ 市町村の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成

ウ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置

オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

### 4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、県内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市町村、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように県内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

## 第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、市町村、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

(1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市町村は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

(2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して県内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市町村が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

(3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。

(4) 県、市町村及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検

## 基本編 第2章 基本方針

ウ 他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

- (5) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市町村地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。  
個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。  
また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。  
また、県及び市町村は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。
- (9) 本計画は、本県の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。  
沖縄県防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく。



## 第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る予防計画、  
応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。



## 第1章 災害予防計画

### 第1節 災害予防計画の基本方針等

#### 第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して県民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制の整備」及び「離島等の防災体制の強化」の5つに区分する。

##### 1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

##### 2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

##### 3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

##### 4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

##### 5 離島等の防災体制の強化

散在する離島や本島の北部等で予想される地震・津波による孤立化等の対策に特化し、都市構造、ひとづくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 孤立化等に強いまちづくり
- (2) 孤立化等に強いひとづくり
- (3) 地震・津波災害応急対策活動への準備
- (4) 津波避難体制の整備

## 第2款 災害予防計画の推進

### 1 緊急防災事業の適用（実施主体：県、市町村）

他県に比べて不利な本県の特殊性をふまえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている本県の防災対策を強力に推進する。

#### (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五ヵ年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

#### (2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

### 2 防災研究の推進（実施主体：防災関係機関、知事公室、市町村）

本県の防災対策を効果的、効率的に進めるため、県域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

#### (1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、本県の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

#### (2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、県内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

## 第2節 地震・津波に強いまちづくり

### 第1款 地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から県土を保全し、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- (1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- (2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

#### 1 地盤災害防止事業（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村）

##### (1) 危険性

地盤災害の発生については、沖縄本島の中南部、周辺諸島の沖積低地、石垣島の宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地、宮古島の与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、県内の斜面造成地の危険性を把握する必要がある。

##### (2) 対策

県内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

#### 2 砂防事業（実施主体：沖縄総合事務局開発建設部、土木建築部、市町村）

##### (1) 危険箇所

本県は島嶼により構成され、山地から海岸までの距離が短いために急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所は約1千箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、資料編のとおりである。

##### (2) 対策

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定を進める。

市町村は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市町村地域防災計画に避難体制に関する事項を定める。

県は、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減

災対策を進める。

また、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて防災工事を実施する。

(3) 土砂災害防止法に基づき河道閉塞等の発生の有無を調査し、土砂災害緊急情報を発信する。

#### 4 道路施設整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村、西日本高速道路株）

##### (1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

##### (2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

##### (3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

##### (4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

##### (5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

#### 5 モノレール対策（実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール株）

沖縄都市モノレールは県民や観光客の交通手段として定着しており、1日あたり平均乗客数は約3万5千人に上る。

軌道経営者及び道路管理者は、地震・津波による列車事故を防止し、利用者の安全を確保するとともに、モノレール施設の被害軽減や被災した場合にも早期に運転を再開できるように次の対策等を推進する。

##### (1) 施設の安全対策

軌道桁、支柱及び駅舎等の耐震性については最新基準に基づき建設されているが、基準の変更等がある場合には、軌道経営者と道路管理者は協力し、適切に対応する。また、車両やその他設備等における安全対策は、軌道経営者が、関連法令や基準等に基づき、適切に対応する。

##### (2) 災害時における活動体制

軌道経営者は、利用客及び施設の安全確保のため、利用客の避難や応急復旧のための資機材を整備するとともに、被害状況の把握や安全点検を実施するための人員の確保や点検体制の整備に努める。

また、地震・津波を想定した利用者の防災マニュアルを策定する。

##### (3) 防災意識の普及

軌道経営者は、職員に対し施設の安全確保のための教育・訓練のほか、災害時の避難誘導や救難活動に必要な知識、技能等を習得するための教育・訓練の実践を推進する。

**6 港湾・漁港整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）**

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

本県における耐震強化岸壁等の整備状況については第2章 交通輸送計画を参照

(2) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

**7 空港施設整備事業（実施主体：空港管理者、土木建築部）**

空港管理者は、地震・津波災害に際して空港施設の被害を最小限に止めるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

(1) 装備・資機材等の整備

ア 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

イ 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

(2) 防災組織及び活動体制の整備

ア 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

イ 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

(3) 防災組織の普及・開発

ア 航空に関する防災知識の普及を図る。

イ 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ウ 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

**8 農地防災事業の促進（実施主体：農林水産部、市町村）**

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

**9 海岸保全施設対策（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）**

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

特に、地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるものとする。

**10 上水道施設災害予防対策（実施主体：環境生活部、企業局、市町村）**

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十

分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制をより整備・点検する。

また、県内において必要な人員、資機材が不足する場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の速やかな要請と的確な受け入れを行う体制等を整備する。

11 下水道施設災害予防対策（実施主体：土木建築部、市町村）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

県は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受け入れ体制等を整備する。

12 都市ガス施設災害予防計画（実施主体：沖縄ガス（株））

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

(1) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

(2) 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び県民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

13 高圧ガス災害予防対策（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、市町村、（社）沖縄県高圧ガス保安協会）

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市町村、公安委員会及び（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

14 電力施設災害予防対策（実施主体：沖縄電力（株））

(1) 電力施設災害予防対策の基本方針

災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。

また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

ア 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 発電設備

電気設備の耐震等の設計は、発電所設備の重要度及びその地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。



ウ 送配電設備

(ア) 架空電線路

風圧及び不平均張力による荷重に対応出来るように設計する。

(イ) 地中電線路

油槽架台の耐震設計は、建築基準法によって行う。

エ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気設備に関する技術基準によって行う。

建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

15 通信施設災害予防計画（実施主体：知事公室、企画部、市町村、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）

県、市町村、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 県及び市町村における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

県及び市町村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・NTT西日本等が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

・県本庁と合同・支庁等を結ぶ幹線系については、回線の高速大容量化及びデジタル化を

図り、かつ、有線・無線による2ルート化を図る。

- ・市町村、消防本部、県出先機関その他防災関係機関に対しては、マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。
- ・市町村との通信系統は、有線・無線による2ルート化を図る。
- ・機動力を発揮する陸上移動局を各拠点に配置する。
- ・5地球局を整備する。

(イ) 市町村は、市町村防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

(ウ) 県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

県及び市町村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

県及び市町村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) NTT西日本及びNTTドコモにおける予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

(ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

(イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

(ア) 回線の設置切替方法

(イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) KDDIにおける予防計画

ア 通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

(ア) 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。

(イ) 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。

(ウ) 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

(エ) 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

イ 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

(ア) 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。

(イ) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に

以下のような災害対策機器等を配備するものとする。

- (ア) 離島等の孤立防止策として緊急連絡用設備を配備する。
- (イ) 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

#### 16 放送施設災害予防計画（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

#### 17 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：知事公室、市町村、関係機関）

- (1) 優先利用の手続き  
県、市町村及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。
- (2) 放送施設の利用  
知事及び市町村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

### 第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで県庁関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

#### 1 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：土木建築部、市町村）

- (1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針  
地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。
  - ア 防災上危険な市街地の解消  
土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。
  - イ 新規開発に伴う指導・誘導  
新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。  
また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。
- (2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施
  - ア 土地区画整理事業  
事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村等に対して防災上の観点からも適切に指導していく。
  - イ 市街地再開発事業等  
県は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。
  - ウ 新規開発に伴う指導  
低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

## 2 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村、各ライフライン事業者）

### (1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

県及び市町村は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

### (2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

#### ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

#### イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

#### ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

#### エ ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

また、県、市町村及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

#### オ 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

## 3 地震火災の予防（実施主体：土木建築部、知事公室、市町村）

### (1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

#### イ 消火活動困難区域の解消

1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

#### ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

#### エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

### (2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

県営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。

ウ 耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

- (2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- (4) 県や市町村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

- (7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 公共施設や災害時要援護者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

#### 1 建築物の耐震化の促進（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村）

県は、「沖縄県耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標（平成27年度までに、住宅及び特定建築物90%、県有施設100%）を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

#### 2 ブロック塀対策（実施主体：土木建築部、市町村）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本県の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

##### (1) 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

##### (2) 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

### 第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

#### 1 危険物災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部、知事公室、市町村、沖縄県警察等）

##### (1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

##### (3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

##### (4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

##### ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

**2 毒物劇物災害予防計画（実施主体：第十一管区海上保安本部、県関係部局、市町村、沖縄県警察、消防本部等）**

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ 毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ 耐震等の定期点検及び補修の実施

エ 防災教育及び訓練の実施

オ 災害対策組織の確立

(2) 対策

県は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ 地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。

ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。

エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。

オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

**3 火薬類災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、(社)沖縄県火薬類保安協会等）**

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市町村、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

ア 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

**4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：環境生活部）**

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波

の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、県民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

県内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備



### 第3節 地震・津波に強い人づくり

#### 第1款 防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、市町村、防災関係機関及び県民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

##### 1 防災訓練の実施に係る基本方針

本県の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練  
訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。
- (2) 地域防災計画等の検証  
県や市町村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目的とし、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。
- (3) 訓練内容の具体化  
訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

##### 2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 避難所における災害時要援護者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (7) 災害時要援護者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

##### 3 総合防災訓練（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

###### (1) 総合防災訓練

県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市町村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

###### ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

###### イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

###### ウ 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

###### エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び災害時要援護者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練

- (オ) 感染症対策訓練
  - (カ) 輸送訓練
  - (キ) 通信訓練
  - (ク) 流出油等防除訓練
  - (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
  - (コ) その他
- (2) 訓練実施後の評価  
訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。
- (3) 広域津波避難訓練  
県は、県民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、県民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。  
なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。  
ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題  
イ 津波避難困難区域の把握  
ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、災害時要援護者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

#### 4 防災訓練の成果の点検（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

#### 5 地域防災訓練等の促進（実施主体：知事公室、市町村）

県及び市町村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

### 第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた県、市町村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発（実施主体：知事公室、市町村、防災関係機関）

##### (1) 県の役割

県は、沖縄県地域防災計画の概要や地震津波の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

##### ア 防災知識の普及・啓発活動

- (ア) 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。
- (イ) 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。
- (ウ) ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波災害特集を製作して理解を深める。
- (エ) 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

##### イ 活用媒体

- (ア) 報道機関各機関
- (イ) 県及び関係機関の広報組織
- (ウ) 市町村広報担当機関

##### (2) 市町村の役割

市町村は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、

住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) その他

ア 普及・啓発の時期や内容等

県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(ア) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒

防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(エ) 緊急地震速報受信時の対応行動

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

2 各種防災教育の実施（実施主体：知事公室、教育委員会、市町村、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

県及び市町村は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

### 3 災害教訓の伝承（実施主体：知事公室、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 第3款 自主防災組織育成計画（実施主体：知事公室、市町村）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、県及び市町村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

なお、本県の自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、本県の防災施策の重要課題として推進を強化する。

### 1 自主防災組織整備計画の策定

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

### 2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

### 3 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市町村と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### 4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

### 5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

## 6 活 動

### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

### (2) 地震時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達

- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

## 7 資機材の整備

県及び市町村は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

## 8 活動拠点整備等

県及び市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

## 9 組織の結成の促進と育成

### (1) 自主防災組織の結成促進と育成

県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

### (2) 消防団との連携

県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

## 第4款 消防職員等の増員（実施主体：知事公室、市町村）

### 1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。

このため、県は市町村と連携して、以下について検討を実施する。

- ア 消防職員の適性数や増員の必要性の検討
- イ 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

### 2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県は市町村と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ア 地域に必要な消防団員数の検討
- イ 県民への消防団活動の広報
- ウ 消防団の訓練、資機材の充実のための市町村への支援策の検討
- エ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

## 第5款 企業防災の促進（実施主体：事業者、関係部局、市町村）

### 1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業

継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

## 2 県・市町村の支援

県及び市町村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

県、市町村及び防災関係機関は、「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

### 第1款 初動体制の強化（実施主体：知事公室、関係部局、市町村、防災関係機関）

突然発生する災害に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。

#### (1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

##### ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

##### イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

##### ウ 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

##### エ 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

#### (2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

##### ア 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。

##### イ 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

##### ウ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

#### (3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

県は、被害情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

##### ア 沖縄県即時地震被害予測システムの構築

平成8年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに各市町村の被害を予測するシステムを構築する。

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、県は以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

- ・ 県の出先機関や防災関係機関に対する小型衛星地球局の整備
- ・ 災害対策本部用電話装置の整備
- ・ 被害情報収集システムの整備
- ・ 統制局無線交換網の分散化
- ・ 第二統制局の整備
- ・ ヘリコプターテレビ、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備
- ・ 離島、孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置

(イ) 市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J－A－L－E－R－T）の導入等について支援する。

(ウ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう支援する。

(エ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT西日本及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 連絡体制等の確保

- ・ 各機関の連絡窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・ 防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・ 被災市町村の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した市町村の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

(4) 情報分析体制の充実

県及び市町村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

**第2款 活動体制の確立（実施主体：知事公室、関係部局、沖縄県警察、市町村）**

多岐にわたる県や市町村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

イ 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(ア) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(イ) 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(ウ) 防災担当専門職員を養成する。



(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

ア 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- (ア) 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- (エ) 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- (オ) 各県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- (カ) 県下各警察署への救出救助用資機材等の整備促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- (ア) 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- (ウ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、本県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分を確保するものとする。

併せて、緊急調達を迅速に実施できるよう社団法人沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間に「医薬品等の供給に関する協定」を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。

エ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

- (ア) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の3日分の備蓄に関する啓発
- (イ) 県における市町村備蓄保管のための食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- (ウ) 市町村における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- (エ) 県及び市町村による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- (オ) 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- (カ) 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築
- (キ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
- (ク) 市町村及び上水道管理者による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び県民等へのポリ容器等の備蓄促進
- (ケ) 通信手段の途絶や被災市町村の機能麻痺等を想定し、市町村からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

オ 輸送手段の確保

(ア) 車両の確保

県及び市町村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(イ) 船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部所属船舶、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

(ウ) 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

(エ) 燃料の調達

県は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の強力体制について協議しておく。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。

ア 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援を行う。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

イ 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

(ア) 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

(イ) 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように県内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

(ア) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

(イ) 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ 自衛隊との連携の充実

県及び市町村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充

実させる。

カ 在日米軍との協力体制の充実

県及び市町村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・基地立ち入りに関する協定（市町村）
- ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
- ・消防相互援助協約（消防本部）

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後すみやかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

ウ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

オ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2章「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、県、市町村及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

イ 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

ウ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等とい

った新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

エ 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ 不動産登記の保全等

**第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実**

(実施主体：知事公室、関係部局、市町村、関係機関)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び余震に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県は、市町村や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(イ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

(ロ) 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

(ハ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進

(ニ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助でき

るよう、県としては以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 市町村、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(イ) 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ 緊急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

(ア) 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

(ウ) 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

(エ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

(オ) 地震・津波の危険性、被害想定の子測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院等における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材等の備蓄

カ 消防対策の充実

県は、県内の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等をふまえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

(ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）

(イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進

(ウ) 市町村に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

(エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用

(オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

キ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

(ア) 無線設備の整備

(イ) 教職員の役割の事前規定

(ウ) 調理場の調理機能の強化

(エ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化

(オ) シャワー室、和室及び車いす用トイレの整備

(カ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

(キ) 給水用・消火用井戸、貯水槽及び備蓄倉庫の整備

(ク) 施設の耐震化及びバリアフリー化

イ 福祉避難所のリストアップ

市町村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる福祉避難所を指定しておく。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉

サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

ウ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低3日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

エ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

市町村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅の空き家等を把握し、災害時の一時避難住宅として迅速に確保できるようにしておく。

オ 物価の安定等のための事前措置

県及び市町村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

カ 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

**第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：知事公室）**

大規模な地震が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、県においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していくものとする。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等が迅速・的確に行うことができる。

(1) 被害情報の収集

震度4以上の地震が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

(2) 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

(3) 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

(4) 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、市町村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

**第5款 災害ボランティアの活動環境の整備（実施主体：知事公室、福祉保健部、環境生活部、教育委員会、関係部局、市町村、社会福祉協議会）**

(1) ボランティア意識の醸成

ア 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

イ 生涯学習を通じての取組

県、市町村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

ア ボランティアの育成

県及び市町村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

イ 専門ボランティアの登録等

(ア) 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

(イ) 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

県及び市町村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

ア 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

イ 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初期期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

ウ 市町村及び市町村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

エ 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

市町村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

**第6款 災害時要援護者の安全確保計画（実施主体：沖縄総合事務局、知事公室、福祉保健部、文化観光スポーツ部、土木建築部、市町村）**

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、災害時要援護者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、高齢者・障害者等には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における災害時要援護者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

ア 市町村防災計画への位置づけ

市町村は、災害発生時の、災害時要援護者の避難対策等について、施設管理者、市町村及

び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設等については、警報等の伝達体制や避難場所等を明記しておく。

イ 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

ウ 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア 災害時要援護者避難支援プランの策定

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難支援プランの策定にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）に基づくものとする。

イ 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、災害時要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ア) 災害時要援護者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には災害時要援護者の安全確保に協力すること。

ウ 緊急通報システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら災害時要援護者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

イ 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設



や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

**第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（文化観光スポーツ部、市町村、各交通機関等）**

県、市町村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス、モノレール等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

**(1) 観光客・旅行者等の安全確保**

**ア 避難標識等の整備、普及**

県は、避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光協会、観光・宿泊施設等に普及する。

市町村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

**イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備**

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市町村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

**(2) 外国人の安全確保**

県及び市町村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

**ア 外国人への防災知識の普及**

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

**イ 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備**

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 第5節 津波避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び災害時要援護者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

### 1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：知事公室、市町村）

#### (1) 県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）に基づき、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めた津波避難計画策定指針を策定し、市町村や住民等への周知を図る。

- ア 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- イ 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- ウ 避難困難地区・人口等
- エ 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- オ 職員の参集基準等の初動体制
- カ 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- キ 津波対策の教育及び啓発
- ク 避難訓練
- ケ 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策その他留意すべき事項

#### (2) 市町村における対策

市町村は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

#### (3) 災害時要援護者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

#### (4) 避難計画の留意点

##### ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や災害時要援護者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図る。

##### イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

## 2 津波危険に関する啓発（実施主体：知事公室、教育委員会、市町村）

### (1) 県における対策

県は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市町村及び県民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、市町村と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

### (2) 市町村における対策

ア 市町村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（八重山地方大地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、災害時要援護者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

### (3) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

市町村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

市町村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえて、防災関係機関、住民、防災リーダー及び災害時要援護者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

県及び市町村は、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。

## 3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：知事公室、市町村）

本県の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

### (1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、各市町村及び消防本部に対し気象庁が発表した地

震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

市町村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、県民への周知と理解を促進する。

(4) その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

4 危険区域の指定等（実施主体：知事公室、土木建築部、市町村）

津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域を指定する場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

ア 市町村防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主

として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。
- ウ 津波災害警戒区域を含む市町村は、市町村防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

## 第6節 離島等の防災体制の強化

広域な海域に散在する離島や本島北部地域等では、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、高台や中高層ビルが存在しない離島では、大津波から避難できない事態も予想される。

このような本県の地理的特性や防災上の不利性をふまえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

### 1 孤立化等に強い施設整備（実施主体：道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、空港管理者、市町村）

#### (1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、離島等の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

#### (2) 空港対策

空港管理者等は、離島の空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。

また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

#### (3) 道路対策

道路管理者は、離島の重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

#### (4) 通信施設対策（県、市町村、通信事業者）

県、市町村及び通信事業者は、孤立化が予想される離島等について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

### 2 孤立化等に強い人づくり（実施主体：知事公室、市町村）

#### (1) 孤立想定訓練

市町村は、離島等の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

#### (2) 知識の普及

市町村は、離島等の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

#### (3) 自主防災組織の育成

離島等において孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、県は、市町村と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

#### (4) 消防団の高度化

本県は非常備消防の離島が多く、このような地域では市町村の職員等が消防団員として消防活動を行っている。

このため、県は、市町村と連携して非常備消防町村の離島の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を支援する。

**3 地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：知事公室、市町村）**

(1) 離島への応援体制の強化

県及び市町村は、地震・津波の被害想定による被災パターンをふまえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

県及び市町村は、離島や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(4) 臨時ヘリポートの確保

離島等の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

**4 津波避難体制の整備（実施主体：知事公室、市町村）**

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした、八重山地方大津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

島全体が低平で津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない離島においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

## 第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

### 第1節 組織計画

#### 1 沖縄県災害対策本部

県本部の組織等は、「沖縄県災害対策本部条例」、「沖縄県災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

##### (1) 県本部の組織編成は、巻末図-1のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

##### ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、巻末表-1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は県本部長(知事)、副本部長(副知事、警察本部長)及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

##### イ 地方本部

地方における防災の推進を図るため地方本部を置く。地方本部の名称、設置場所、構成機関及び所管区域等は、巻末表-2のとおりとする。

##### ウ 現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた迅速かつ的確な対策を行う。

##### (2) 事務分掌

##### ア 本部

(ア) 部長は、県本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、巻末表-4のとおりである。

##### イ 地方本部

地方本部長は、県本部長の命を受け地方本部を統轄する。地方本部の事務分掌は、本部に準じて地方本部長が定める。

##### ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部の構成及び所掌事務は、巻末表-3のとおりである。

##### (3) 県本部の設置

県本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 県の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波警報を発表したとき。

##### (4) 本部設置場所

原則として、本庁舎危機管理センターに災害対策本部を、6階第2特別会議室(庁議室)に本部員会議室を設置する。

なお、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、以下の順位により他の県事務所の



使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

- ア 南部合同庁舎
- イ 中部合同庁舎又は消防学校
- ウ 北部合同庁舎

(5) 地方本部の設置

本部長は、地方における災害応急対策の迅速な実施を図るため必要と認めるときは、地方本部を設置するものとする。

(6) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

- (ア) 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くとも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。
- (エ) 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱を観測された旨発表したとき。
- (オ) 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表したとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したときは、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

ウ 災害警戒地方本部の設置

災害警戒本部の設置基準に準じて設置する。

(7) 本部長（知事）の参集途上における指示

本部長（知事）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ知事公舎又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び他県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

(8) 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（知事）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

- 1 知事 → 2 副知事（沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の定めるところによる。）
- 3 警察本部長 → 4 知事公室長 → 5 基地防災統括監 → 6 防災危機管理課長

(9) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(10) 合同連絡会議の開催

大地震等の大規模災害が発生した場合で、応急対策に係る防災関係機関との十分な連携が必要な場合には、本部会議とは別に防災関係機関の長へ参加を求め、合同連絡会議を開催する。

(11) 県本部の配備

県本部は、災害の種類、規模及び過程によって、巻末表－5の配備体制をとるものとする。また、職員の配備のながれを巻末図－2に示す。

(12) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員（嘱託職員）を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、市町村及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「災害時緊急連絡系統図」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な地方本部等に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備態勢総括表】

災害種別		本部・地方本部別						
		災害対策本部	北部地方本部	中部地方本部	南部地方本部	宮古地方本部	八重山地方本部	
津波	津波注意報	第1	第1	第1	第1	第1	第1	
	津波注意報（情報収集・伝達強化）	第2	第2	第2	第2	第2	第2	
	津波警報「津波」	第2	第2	第2	第2	第2	第2	
	津波警報「大津波」	第3	第3	第3	第3	第3	第3	
地震（発生地域別）	震度4	本島又は本島周辺離島で発生	第1	第1	第1	第1	なし	なし
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第1	なし	なし	なし	第1	第1
		北大東島・南大東島で発生	第1	なし	なし	第1	なし	なし
	震度5弱	本島又は本島周辺離島で発生	第2	第2	第2	第2	第1	第1
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第2	第1	第1	第1	第2	第2
		北大東島・南大東島で発生	第2	第1	第1	第2	第1	第1
	震度5強	本島又は本島周辺離島で発生	第3	第3	第3	第3	第2	第2
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第3	第2	第2	第2	第3	第3
		北大東島・南大東島で発生	第3	第2	第2	第3	第2	第2
	震度6弱以上	本島又は本島周辺離島で発生	第4	第4	第4	第4	第3	第3
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第4	第3	第3	第3	第4	第4
		北大東島・南大東島で発生	第4	第3	第3	第4	第3	第3

※地方本部にあっては、管内の状況又は応援要請の状況に応じ、配備体制をとるものとする。

(13) 県本部を設置したときの通知及び公表

県本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
国（消防庁）	総括情報部 総括情報班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク又は電話、FAXで通知
本部構成員	〃 総括情報班 連絡調整班	庁内電話その他庁内LAN等迅速な方法で通知
地方本部	〃 総括情報班	〃
関係機関	〃 〃	〃
一般	知事公室部 広報班	報道機関を通じて公表

(14) 地方本部の設置の通知

地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部等の設置を知ったときは、直ちに地方本部を構成する各班長へ通知するとともに業務を開始し、その旨を県本部長に報告する。

ただし、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を県本部長に申し出て指示を受けるものとする。

(15) 県本部の廃止

県本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、県本部を廃止したときは、(13)の要領により通知するものとする。

(16) 地方本部の廃止

ア 地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部の廃止を知ったときは、直ちに地方本部を廃止し、その旨を県本部長に報告するものとする。

イ 地方本部長は、地方本部を廃止したときは各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

## 2 沖縄県防災会議

沖縄県防災会議の組織、所掌事務及び運営については、基本法、関係法令、沖縄県防災会議条例及び沖縄県防災会議運営要領の定めるところによるものとするが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

沖縄県防災会議の組織は、資料編に示すとおりとする。

(2) 所掌事務

沖縄県防災会議の所掌事務は、おおむね以下のとおりである。

ア 県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 災害情報を収集すること。

ウ 災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

オ その他法令によりその権限に属する事務。

## 3 市町村災害対策本部

市町村本部は、おおむね以下の基準により設置するものとする。

(1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。

(3) 県本部が設置された場合において、市町村本部設置の必要を認めたとき。

## 4 国の非常（緊急）災害現地対策本部

県は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置されたときは、非常（緊急）災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

## 5 防災関係機関の協力体制

本県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は県内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を沖縄県災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

## 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

### 1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### 2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

#### (1) 地震速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

#### (2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

#### (3) 震度・震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

#### (4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

#### (5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

#### (6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

#### (7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

### 3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注意報、津波情報を発表する。

#### (1) 津波警報等

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

##### ア 種類

(ア) 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(イ) 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 津波警報等の発表基準

津波警報・注意報

津波警報・注意報の区分		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等から、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表します。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の内容

発表される場合	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区


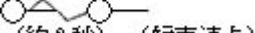






日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。その内、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒) 	
津波警報	(2点) 	(約5秒) 	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) 	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報及び津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) 	

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

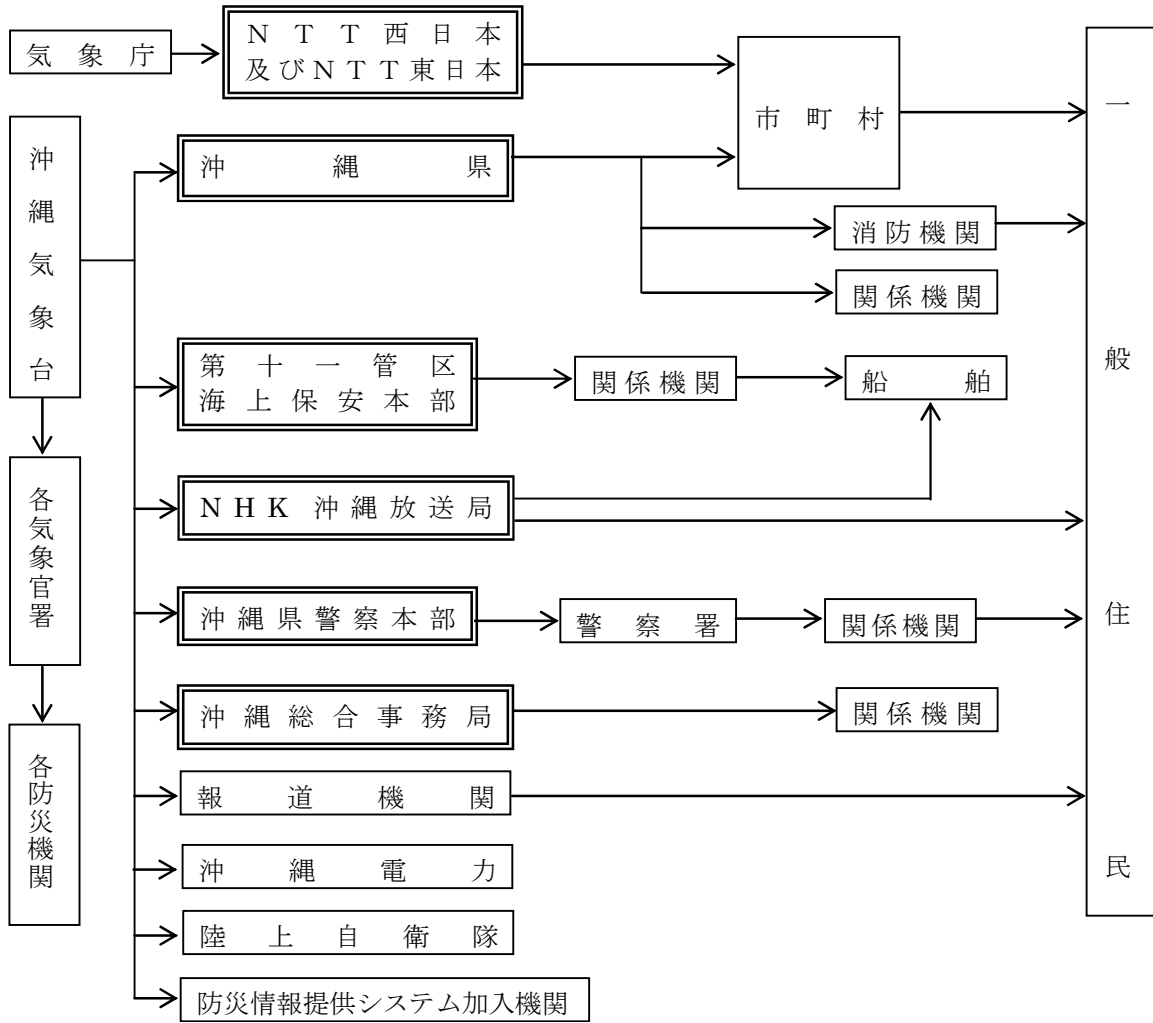
情報の発表を知り得た市町村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置（市町村）

市町村長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。



地震情報及び津波警報等の伝達系統図

### 第3節 災害通信計画

#### 1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

#### 2 通信設備の利用法（知事公室、市町村）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

##### (1) 電気通信事業用設備の利用

###### ア 非常通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

###### イ 非常電報

災害のための緊急を要する電報にあつては、依頼信紙の欄外余白に「非常」と朱書して電報局に差し出すものとする。

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

##### (2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

###### ア 第十一管区海上保安本部通信設備

###### イ 警察通信設備

###### ウ 気象官署通信設備

###### エ 沖縄電力通信設備

###### オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

##### (3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するものの外、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

###### ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体

###### イ 各防災会議

###### ウ 日本赤十字社

###### エ 全国消防長会

###### オ 電力会社

###### カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

#### 3 県における通信（知事公室、企画部）

##### (1) 施設の整備

県は、本部設置に伴う通信施設の整備を行うものとする。

##### (2) 通信の方法

県本部における気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の通信は、次によるものとする。



ア 国有、県有通信設備の利用

国や他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線又は国土交通省の中央防災無線を利用するものとする。

また、県内市町村及び防災関係機関との通信は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図るものとする。

イ 専用通信設備の利用

(ア) 県有通信設備又は電気通信業務用電気通信設備が利用できなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、2の(2)の専用通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

(イ) 県は、以下の専用通信設備についてはあらかじめ災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について協議を行い、災害時における通信の円滑を図るものとする。

- ・警察通信設備
- ・沖縄電力通信設備

ウ 非常通信の利用

非常災害において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが困難な場合は2の(3)の非常通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

エ 放送局の利用

(ア) 県は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要があるとき、又は市町村からこれ等に関する放送要請の依頼があり必要を認めたときは、(イ)の協議により定めた手続きにより放送を求めるものとする。

(イ) 県は、以下の放送機関とあらかじめ基本法に基づく通信設備の優先利用についての協議を行い、災害に関する放送の円滑を図るものとする。

- ・日本放送協会沖縄放送局
- ・琉球放送株式会社
- ・沖縄テレビ放送株式会社
- ・株式会社ラジオ沖縄
- ・株式会社エフエム沖縄
- ・琉球朝日放送株式会社

(3) 災害対策本部長からの指揮（報告を含む）

災害対策本部長からの指揮（報告を含む）要領は、別に定める。

(4) 通信手段の需要動向の把握

県は、市町村及び防災関係機関の通信手段の需要動向を把握し、不足が生じていれば、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（移動局）の持込み等の措置を講じるものとする。

また、本庁が被災した場合については、被災の状況に応じて以下のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ○電気通信事業回線、県ネットワーク等の全ての通信システムがダウン	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星移動車等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ○電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン ○県ネットワークは使用可能	県ネットワークのほか、専用通信設備（警察、沖縄電力等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。
C：県庁機能支障なし ○全ての通信システムが使用可能	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県ネットワーク、専用通信設備（警察、沖縄電力等）及び非常通信の活用を図る。

4 市町村における措置（市町村）

(1) 有線放送設備の利用

有線放送設備のある市町村においては、住民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

(2) 通信設備優先利用の協定

市町村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 放送要請の依頼

市町村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

## 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

### 1 実施責任者

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

#### (2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

#### (3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

#### (4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

#### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

### 2 災害状況の収集（知事公室、警察本部、市町村）

#### (1) 災害情報の種類

県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

#### (2) 県による災害情報の収集

県は、市町村等からの報告の他、以下の方法で情報収集を行う。

##### ア 航空機による情報

発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の航空機により収集された情報を把握する。

##### イ 職員の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

##### ウ 地方本部による情報

地方本部職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び初動対応の情報を収集する。

#### (3) 市町村による情報の収集

市町村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

### 3 地震発生直後の第1次情報の報告（知事公室、市町村）

#### (1) 市町村の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。

イ 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

(3) 県警察の役割

県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

4 災害報告（知事公室、市町村）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

ア 災害概況即報

イ 被害状況即報

ウ 災害確定報告

エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 災害概況即報

市町村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

市町村は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、市町村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市町村が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

市町村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

市町村は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

オ 県は前記ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁又は総務省消防庁長官に報告する。

(3) 国への報告

ア 報告の要件

県は、災害が次に掲げるものである場合には、国に対して被害状況等を報告しなければならない。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

イ 報告の要領

県は、前記(2)ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁に報告しなければならない。

なお、報告については、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

また、確定報告については、応急措置の完了後20日以内に、法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく総務省消防庁長官あての文書を各一部ずつ総務省消防庁に提出する。

その他、災害情報連絡系統図を巻末図－3に、防災関係機関の収集情報・連絡系統を巻末表－6に示す。

## 第5節 災害広報計画

### 1 実施機関

県、市町村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

### 2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

### 3 広報活動（知事公室、市町村）

#### (1) 県の役割

県は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

#### ア 被害写真の収集

- (ア) 広報班に写真班を置き、現地に派遣して災害現地の写真を撮影する。
- (イ) 市町村が撮影した写真の収集を図る。
- (ウ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。
- (エ) その他現地における資料の収集を図る。

#### イ 報道機関に対する情報等の発表

県において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、以下の事項を「県政記者クラブ」を通じ、適宜行うものとする。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 災害救助法適用の可否及び当該市町村名
- (オ) その他判明した被害地の状況
- (カ) 県における応急対策の状況

#### ウ 報道機関からの情報連絡員の派遣

災害時の広報については報道機関との連携が重要であるため、報道機関は県に情報連絡員を派遣するものとする。

#### エ 県民に対する広報

##### (ア) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ一般県民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

- ① 不要不急の電話の自粛
- ② 被災者の安否
- ③ 空き病院の情報
- ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑤ 交通情報
- ⑥ 食料・生活物資に関する情報
- ⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

##### (イ) 住民からの問い合わせに対する対応

- ① 来庁者に対する広報窓口を設置する。

- ② 県ホームページ、エリアメール、ツイッター及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。
- (ウ) 災害時要援護者に対する対応
  - ① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
  - ② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。
- (2) 市町村の役割  
市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

### 1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。
- (3) 市町村の通信途絶の状況から判断した場合。

### 2 災害派遣要請（知事公室、自衛隊）

- (1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」と言う。）

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ア 知事           | 主として陸上災害  |
| イ 第十一管区海上保安本部長 | 主として海上災害  |
| ウ 那覇空港事務所長     | 主として航空機遭難 |

- (2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という）・・・巻末表－7

- (3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄4自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年3月31日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類にかかわらず原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

- (4) 自衛隊の災害派遣要請系統・・・巻末図－4

- (5) 要請の内容

- ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し次の事項を明確にして、文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

- (イ) 派遣を希望する期間

- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

- イ 緊急患者空輸を要請する場合

- (ア) 患者の状況

- ① 入院先病院、空輸区間

- ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見

- (イ) 付添者等

- ① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所

- (ウ) 特異事項等

- ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数

- ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量

- ③ 現地の風向、風速、天候、視界

- (エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）

- (オ) 緊急患者空輸要請書

資料編のとおり

- (6) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。



### 3 市町村長の派遣要請要求等（知事公室、市町村）

#### (1) 知事への派遣要請要求

市町村長は、基本法第68条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

#### (2) 防衛大臣等への通知

市町村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市町村長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

### 4 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

### 5 派遣部隊との連絡調整（知事公室、市町村、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、県及び市町村は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

### 6 県及び市町村の準備すべき事項（知事公室、市町村）

自衛隊派遣に際しては、県及び市町村は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市町村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。

- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市町村において準備するものとする。
- (5) 県及び市町村（特に離島市町村）は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

## 7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

### (1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

#### ア 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

##### (ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

##### (イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

##### (ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

#### イ 市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

##### (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市町村長へ通知）

##### (イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市町村長へ通知）

##### (ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市町村長へ通知）

### (2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市町村が補償を行う。

#### ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

#### イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

## 8 派遣部隊の撤収（知事公室、市町村、自衛隊）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

## 9 経費の負担区分等（知事公室、市町村）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び市町村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

#### ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

#### イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

#### ウ 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

## 10 ヘリポートの準備（市町村）

市町村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

## 11 自衛隊の自主派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の

派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

派遣要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 12 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

## 第7節 広域応援要請計画

### 1 他都道府県等への応援要請

県は、県下に大規模な災害が発生し、県単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき応援の要請を行う。

### 2 国等への応援要請（知事公室、市町村）

#### (1) 県の応援要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体又は独立行政法人の職員の派遣についてあつせんを求める。

#### (2) 市町村の応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 3 防災関係機関における応援要請（知事公室、警察本部、市町村、消防機関）

#### (1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「広域緊急援助隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

#### (2) 消防機関

大規模災害発生時において、市町村は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

### 4 海外からの支援の受入れ（知事公室）

県は、国の非常災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの要否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市町村と連携を図る。

### 5 市町村機能の支援（知事公室、総務部、企画部）

県は、市町村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように市町村の支援を行う。

#### (1) 県調査隊の派遣

被災市町村に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

#### (2) 県職員等の派遣

被災市町村の機能をバックアップするために必要な市町村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して被災市町村への支援を要請する。

#### (3) 応援職員の調整

被災市町村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、各市町村への配置や輸送等の調整を行う。

## 第8節 避難計画

## 第1款 避難の原則

## 1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

## (1) 避難準備情報の提供

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	なし	

## (2) 避難の勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行

## (3) 避難の指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市町村長から要請がある場合又は市町村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条	

## (4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長から要請がある場合又は市町村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、高潮	水防法第21条	

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市町村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

また、広域避難等において市町村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用（市町村）

(1) 避難勧告・指示等の種類

避難勧告等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備情報	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第60条
避難指示	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第63条

(2) 避難勧告等の基準

市町村は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する。

(3) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備情報、避難の勧告・指示の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア 市町村長の措置
  - ・市町村長→知事（防災危機管理課）
- イ 知事の措置
  - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
    - ・知事（防災危機管理課）→市町村長
  - (イ) 地すべり等防止法に基づく措置
    - ・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
  - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
    - ・警察官→所轄警察署長→市町村長→知事（防災危機管理課）
  - (イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
    - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市町村長
- エ 自衛官の措置
  - ・自衛官→市町村長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
  - ・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

県及び市町村は、市町村長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては資料編のとおり。

**3 避難の実施の方法（市町村）**

市町村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、災害時要援護者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 災害時要援護者の避難誘導

在宅の災害時要援護者の避難は、市町村の災害時要援護者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、地域の市町村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

**4 避難所の開設及び収容保護（環境生活部、福祉保健部、市町村）**

(1) 避難所の設置

市町村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

(2) 福祉避難所の設置

市町村は、災害時要援護者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市町村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市町村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送（企画部）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（市町村）

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市町村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市町村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

エ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（環境生活部、市町村）

市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。



## 8 県有施設の利用（企画部、市町村）

市町村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。  
県は、市町村から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

## 9 船舶の利用（企画部、市町村、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市町村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市町村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

## 第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

### 1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

### 2 避難勧告・指示等の発令（市町村）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。  
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

### 2 避難場所（市町村）

避難先は、市町村津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

### 3 避難誘導（市町村）

#### (1) 住民等の避難誘導

市町村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の災害時要援護者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

(2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

4 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

5 避難所の開設・収容保護（市町村）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

## 第9節 観光客等対策計画

### 1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市町村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

### 2 避難情報の伝達及び避難誘導（市町村、観光施設の管理者、交通機関）

#### (1) 市町村の役割

市町村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市町村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

#### (2) 観光施設等の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

#### (3) 交通機関の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、モノレール駅、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

### 3 避難収容（文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者）

#### (1) 収容場所の確保

市町村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市町村から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

#### (2) 安否確認

市町村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

#### (3) 飲料水・食料等の供給

市町村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

### 4 帰宅支援（文化観光スポーツ部、市町村）

#### (1) 情報の提供

県及び市町村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

#### (2) 帰宅支援

県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶での輸送について、国及び沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

## 第10節 災害時要援護者対策計画

### 1 実施責任者

災害時要援護者対策の実施は、災害時要援護者等の管理者及び市町村とする。  
なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

### 2 災害時要援護者の避難支援（市町村）

市町村は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき作成した市町村災害時要援護者支援計画等に基づいて、災害時要援護者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

### 3 避難生活への支援（福祉保健部、土木建築部、市町村）

#### (1) 避難時の支援

市町村は、災害時要援護者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、市町村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

#### (2) 応急仮設住宅への入居

県及び市町村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、災害時要援護者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り災害時要援護者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

#### (3) 福祉サービスの持続的支援

市町村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する。

### 4 外国人への支援（文化観光スポーツ部、市町村）

市町村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

## 第11節 消防計画

### 1 実施責任者

市町村は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

### 2 相互応援計画（知事公室、消防機関）

#### (1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

#### (2) 他都道府県による応援

##### ア 総務省消防庁長官への要請

知事は、災害等非常事態が発生した場合において、県内の消防力をもってこれに対処することができないとき、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

(ア) 災害の発生日時・場所・概要

(イ) 必要な応援の概要

(ウ) その他参考となるべき事項

なお、応援要請連絡（様式）は、資料編のとおり。

##### イ 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

### 3 非常事態における知事の指示（知事公室）

(1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）

(2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰替え等の禁止又は制限等の保安措置を要請するものとする。

## 第12節 救出計画

### 1 実施責任者

市町村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。  
また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 2 救出の方法（知事公室、警察本部市町村、消防機関）

被災者の救出は、市町村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 市町村は、当該市町村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、広域緊急援助隊の出動により救出を実施する。

#### (3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

#### (4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 3 救出用資機材の調達（市町村、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

### 4 惨事ストレス対策（知事公室、消防機関）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

### 1 実施責任者

市町村は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市町村長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市町村長が実施する。

### 2 応急医療の方法（福祉保健部、市町村）

#### (1) 情報の収集

県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

#### (2) 医療班等の出動要請

ア 県は、市町村から要請があったとき、又は自ら必要があると認めるときは、以下の機関に医療班等の派遣を要請する。

- (ア) 日本赤十字社沖縄県支部
- (イ) 県医師会
- (ウ) 国、国立病院機構、公立の医療施設
- (エ) 災害派遣医療チーム(DMAT)
- (オ) 県薬剤師会、民間の医療班

イ 市町村は、地区医師会、地区薬剤師会及び市町村立医療機関等に医療班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。

ウ 医療班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手1人計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師3人及び業務調整員1人の計5人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

#### (3) 応急救護所の設置

県及び市町村は、医療班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

#### (4) 委託医療機関等による医療

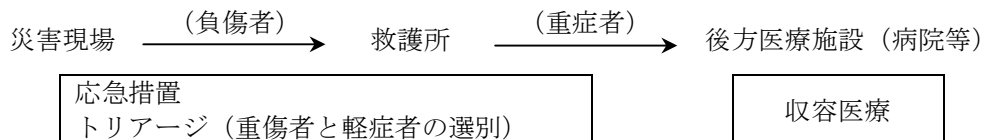
医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所及び以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

- ア 救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設
- イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院の入院治療施設

### 3 後方医療施設（福祉保健部）

県は、医療班による応急手当の後、治療を要する傷病者のために、災害拠点病院等の収容状況を把握し、調整を行う。

〔応急医療のながれ〕



### 4 救急搬送（市町村、消防機関）

傷病者の搬送は、原則として市町村及び消防機関の救急車両等により行う。

県は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、市町村及び医療機関等からの要請に基づいて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等

のヘリコプターの出動を要請する。

## 5 助産体制（福祉保健部）

### (1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

### (2) 助産の方法

#### ア 医療班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(イ) 医療班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

#### イ 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

## 6 医薬品、衛生材料の確保（福祉保健部）

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療班の手持品を使用するものとする。

ただし、手持品がない、又は手持品が不足したときは、県において確保の上、輸送するものとする。

## 7 血液製剤の確保（福祉保健部）

県は、沖縄県赤十字血液センターと連携して血液製剤の確保を図り、医療班等の要請に基づき供給する。

## 8 船舶の利用（知事公室、福祉保健部、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

県は、大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合、第十一管区海上保安本部及び海上自衛隊等に対し所有船舶の供用を要請するものとする。

## 9 被災者の健康管理とこころのケア（福祉保健部、市町村）

### (1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、市町村との連携のもとに避難所内に救護所を設置し、医療班による医療救護活動を行う。

医療班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

### (2) こころのケア

県は、避難生活の長期化によるストレス、PTSD、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、保健所その相談窓口を設けるなど精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。

また、子供への健康支援として、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等でのケアを行う体制を構築する。

市町村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

### (3) 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

市町村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。



## 第14節 交通輸送計画

### 1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとする。とともに、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下とする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

#### (1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア 道路法に基づく規制 道路の管理者
- イ 道路交通法に基づく規制 県公安委員会
- ウ 災害対策基本法に基づく規制 県公安委員会

#### (2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

#### (3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
- ウ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- エ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

#### (4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT
国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～那覇市奥武山町
国道(指)	国道329号	那覇市上間～那覇市明治橋、沖縄市高原～北中城村渡口
国道(指)	国道331号	那覇市奥武山町～豊見城市名嘉地
国道(指)	国道332号	那覇市字鏡水～那覇空港
国道(指)	国道58号	那覇西道路那覇市若狭～那覇市鏡水
国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
国道(指外)	国道449号	名護BP名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地
一般県道	県道42号線	沖縄県庁～那覇市久茂地
一般県道	具志川環状線	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺

道路種別	路線名	区間
港湾道路	港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
港湾道路	港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
市町村道	(那覇市道)	那覇市上之屋～おもろまち
主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
一般県道	高野西里線	平良港～平良市平良、郡農協前～空港
国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
一般県道	新川白保線	石垣市白保
一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
市町村道	(石垣市道)	730交差点～石垣市役所

#### (5) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地	
重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-13.0m)耐震:1バース	那覇市
重要港湾	石垣港	石垣市	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	石垣市
地方港湾	伊江港	沖縄県	岸壁(-7.5m)耐震:1バース	伊江村
地方港湾	兼城港	沖縄県	岸壁(-5.5m)耐震:1バース	久米島町
地方港湾	本部港	沖縄県	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	本部町

### 2 交通の規制（総務部、土木建築部、警察本部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

- ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

県、市町村又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとと

もに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等という。」）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

3 緊急輸送（企画部、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

ア 第1段階

(ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

- (ア) 応急対策を実施する機関に属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) 自家用の車両等

イ 県における車両等の確保

車両等を確保する必要がある場合は、県の各部（局）は出納事務局物品管理課に対し、その確保を要請する。

ウ 民間車両による輸送

(ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- ① 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めるときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。
- ② 上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- ③ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

エ 燃料の確保

県又は市町村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 海上輸送

ア 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸

送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施するものとする。特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

イ 県有船舶による輸送

市町村は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、すみやかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を必要とする船舶数
- (エ) 応急措置事項
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

- (ア) 市町村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。
- (イ) 知事は、(ア)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
- (ウ) 県及び市町村における要請後の措置等は、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

エ 民間船舶による輸送

(ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- ① 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めるときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。
- ② ①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- ③ 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(5) 空中輸送

ア 空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により離島市町村等へ緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

イ 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

ウ ヘリポートの整備

市町村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、第6節 自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによる。

4 広域輸送拠点の確保（企画部、市町村）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市町村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

## 第15節 治安警備計画

### 1 災害地における警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 2 災害時における警備体制（警察本部）

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

#### (1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

##### ア 準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

##### イ 警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

##### ウ 非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

#### (2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

#### (3) 警備部隊の編成

警察本部長又は署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

#### (4) 警備部隊の運用

県警察は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

### 3 災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところによる。

#### (1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、おおむね以下に掲げる活動を行うものとする。

ア 災害警備連絡室（本部）の設置

イ 気象、災害情報の収集及び伝達

ウ 関係機関との連絡

エ 装備資器材の整備

オ 通信の確保

カ 警察施設の防護

キ 事前広報

#### (2) 警戒体制段階

警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア 災害警備（準備）本部の強化

イ 警備本部要員の招集

- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
  - エ 装備資器材の事前配備
  - オ 広報体制の確立
  - カ 警備部隊の応援要請
  - キ 補給
- (3) 非常体制段階  
非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。
- ア 被害調査
  - イ 救助活動状況の把握
  - ウ 行方不明者の捜索及び死体の検分
  - エ 避難誘導及び警戒措置
  - オ 応援部隊の派遣
  - カ 犯罪の予防及び検挙
  - キ 交通秩序の維持及び交通規制の実施
  - ク 広報活動

#### 4 被災地の社会秩序の維持（警察本部、第十一管区海上保安本部）

##### (1) 被災地の安全確保

警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

##### (2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

## 第16節 災害救助法適用計画

## 1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市町村長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、市町村防災計画に定めるところにより市町村長が実施するものとする。

## 2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
  - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
  - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯



### 3 救助法の適用手続き（環境生活部、市町村）

#### (1) 市町村の役割

- ア 災害の発生に際し、市町村における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、当該市町村長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、市町村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

#### (2) 県の役割

- ア 県は、市町村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町村に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告するものとする。
- イ 救助法を適用したときは、すみやかに公告するものとする。

### 4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

- ア 災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1(2) 実費弁償の方法及び程度
- イ 災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

### 5 救助の組織

県本部が設置された場合における救助の組織は、「第1節 組織計画」に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するにいたらない場合には、平常の組織をもって対処するものとする。

## 第17節 給水計画

### 1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

### 2 供給の方法（環境生活部、企業局、市町村）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
  - (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
  - (3) 供給の方法は、県の調整池及び市町村の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
    - ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。
    - イ 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
    - ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
  - (4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
    - ア ろ水器によるろ過給水
      - (ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
      - (イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。
    - イ 容器による搬送給水
      - (ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
      - (イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。
- (4) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

### 3 医療施設等への優先的給水（市町村）

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

### 4 県における給水（環境生活部）

県は、市町村のみでは給水が困難と判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 所要量及び運搬ルート等の給水に関する情報管理
- (2) 給水班の派遣
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) 厚生労働省、他都道府県、日本水道協会等への応援要請
- (5) ペットボトル等の確保及び供給

## 第18節 食料供給計画

### 1 実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村長が必要と認めるときは、市町村長が実施する。

### 2 食料の調達（農林水産部、市町村）

#### (1) 市町村

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県

ア 市町村から食料供給の要請があったときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市町村に供給する。

イ 食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第14節の「3 緊急輸送」に基づいて実施する。

### 3 炊出等の食品の給与（市町村）

被害者に対する応急炊出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

#### (1) 給与の方法

ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊出しは市町村長が行うものとする。

エ 炊出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市町村長が行うものとする。

オ 炊出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊出しに当っては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

#### (2) 給与の種別、品目及び数量

##### ア 種別

(ア) 炊出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

##### イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

### 4 災害時要援護者等に配慮した食料の給与（市町村）

市町村は、災害時要援護者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

## 第19節 生活必需品供給計画

### 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村長が実施する。

### 2 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、当該市町村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

### 3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

(品目例)

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

### 4 物資の調達（商工労働部、市町村）

#### (1) 市町村の役割

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県の役割

ア 市町村から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。

イ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県等へ応援を要請する。

### 5 救援物資の受入れ（環境生活部、市町村）

#### (1) 救援物資の受入れ

市町村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市町村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

#### (2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

#### (3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

ア 市町村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。

イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。

エ 市町村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

## 第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

### 1 感染症対策（福祉保健部、市町村）

#### (1) 実施責任者

ア 市町村は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

イ 県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。

#### (2) 感染症対策実施の組織

市町村や保健所は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

##### ア 市町村感染症対策班の編成

市町村は、感染症対策実施のため、市町村感染症対策班を編成するものとする。

##### イ 疫学調査班の編成

保健所は疫学調査のため疫学調査班を編成するものとする。

#### (3) 感染症対策の指示

県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。特に、被害激甚な市町村に対しては職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めるときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市町村の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要最小限なものでなければならない。

ア 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示

エ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

#### (4) 感染症対策の実施

##### ア 県の役割

###### (ア) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施にあたっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

###### (イ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

###### (ウ) 臨時予防接種

県は感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

###### (エ) 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した1類感染症、2類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

###### (オ) 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認められた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

イ 市町村の役割

(ア) 清潔方法

市町村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、市町村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(イ) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

(ロ) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(エ) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市町村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(オ) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(カ) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ① 疫学調査
- ② 清潔の保持及び消毒の実施
- ③ 集団給食
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ 健康診断

2 保健衛生（福祉保健部、市町村）

(1) 被災者の健康管理

県及び市町村は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ 災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

3 し尿の処理（環境生活部、市町村）

(1) 実施責任者

市町村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため当該市町村において実施できない有害化学物質等が漏出した場合

等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集

市町村は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(5) 清掃用薬剤の調達

市町村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

#### 4 食品衛生監視（環境生活部）

(1) 実施責任者

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他食品に起因する危害発生の防止

#### 5 犬等及び危険動物の保護・収容計画（環境生活部、市町村）

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 危険動物対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

## 6 ペットへの対応（環境生活部、市町村）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

### (1) 動物救済本部の設置

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

### (2) 避難所での取扱い

市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。



## 第21節 行方不明者の搜索、死体処理及び埋葬計画

### 1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

### 2 行方不明者の搜索（警察本部、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

市町村等は、関係機関の協力により搜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、死体の搜索を実施するものとする。

### 3 死体の処理（警察本部、福祉保健部、市町村、第十一管区海上保安本部）

(1) 発見された死体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の死体見分調書を作成ののち、遺族又は市町村長に引き渡すものとし、市町村はその後において必要に応じて死体の処理を行うものとする。

(2) 死体の処理は以下により実施するものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別のため処置として行うものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、死体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、埋葬の処理をとるまで保存する。

ウ 検案

死体について死因、その他について医学的検査をする。

エ 死体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

### 4 死体の埋葬（市町村）

埋葬又は火葬は市町村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市町村が実施する。

### 5 広域火葬（環境生活部）

市町村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

## 第22節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画

### 1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村長が必要と認めたときは、市町村長が実施する。

### 2 障害物の除去（土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市町村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

##### ア 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

##### イ 除去の方法

市町村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

#### (2) 倒壊住宅

倒壊した住宅の解体は、被災者生活再建支援法に基づき被災世帯に支給された支援金により被災者が実施する。市町村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

#### (3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

#### (4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

### 3 震災廃棄物の処理（環境生活部、市町村）

#### (1) 震災廃棄物処理計画の策定

市町村は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」に基づき、震災廃棄物処理計画を策定する。

県は、廃棄物処理が市町村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

#### (2) 仮置場、最終処分地の確保

被災市町村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

#### (3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

#### (4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

## 第23節 住宅応急対策計画

### 1 実施責任者

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

### 2 応急仮設住宅の設置等（土木建築部、市町村）

#### (1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村が実施する。

#### (2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

#### (3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行なうものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

#### (4) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

県及び市町村は、高齢者等災害時要援護者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

#### (5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者の入居を優先するものとする。

#### (6) 賃貸住宅借り上げによる収容

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

#### (7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 3 住宅の応急修理（土木建築部、市町村）

#### (1) 実施者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市町村）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市町村が修理の必要を認めるときは、市町村が実施する。

#### (2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

#### (3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は市町村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限度必要な部分を対象とする。

### 4 県営住宅の活用（土木建築部）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

#### 5 住家の被災調査（企画部、市町村）

市町村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市町村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

## 第24節 二次災害の防止計画

### 1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市町村が実施する。県は、市町村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

### 2 被災建築物の応急危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

### 3 被災宅地の危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

### 4 降雨等による水害・土砂災害の防止（土木建築部、市町村）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

### 5 高潮、波浪等の対策（土木建築部、市町村）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

## 第25節 教育対策計画

### 1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市町村が行う。

イ 市町村立小中学校児童生徒に対する応急教育は市町村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は当該市町村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市町村長が行う。

#### (2) 県の役割

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。

イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

#### (3) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

### 2 応急教育対策（教育委員会、市町村）

災害時における応急教育はおおむね以下の要領によるものとする。

#### (1) 小中学校

##### ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(エ) 市町村教育委員会は、応急教育に当って当該市町村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

##### イ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

##### ウ 教科書、教材及び学用品の支給方法

###### (ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市町村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市町村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

###### (イ) 支給

###### ① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

###### ② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市町村又は本人の負担とする。

- エ 被災児童生徒の転校及び編入  
被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。
- (2) 県立学校
- ア 学校施設の確保  
授業実施のための校舎等の施設の確保は、(1)に準ずるものとする。  
ただし、他の施設利用のための応援要請等の手続等は、以下によるものとする。
- (ア) 応援の要請  
各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合は、県教育委員会に対して、その旨を要請するものとする。
- (イ) 応援の指示等  
要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立の学校等に対して、施設を利用させるよう指示するものとする。  
なお、当該地域に適当な県立学校等の施設がないときは、その地域の適当な公共施設等の利用について、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。
- イ 教育職員の確保  
災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、学校長は、県教育委員会に対して教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育委員会は、ただちに教職員を派遣する。
- ウ 応急教育  
災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。  
ただし、正規の授業が困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。  
応急教育の実施にあたっては、以下の点に留意して行なうものとする。
- (ア) 生徒の教科書等の滅失状況等
- (イ) 災害に伴う交通機関の状況あるいは、学校外の施設利用の際における通学の関係等
- エ 教科書及びその他の学用品の支給等  
災害により教科書等が滅失したのに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校においてとりまとめて調達の支援をするものとする。  
ただし、特別支援学校（高等部を除く）にあっては、(1)のウに定める方法により調達配給するものとする。
- オ 授業料等の減免措置  
生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。
- (3) 私立学校  
私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に当たるものとする。  
私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。
- 3 学校給食対策（教育委員会、市町村）  
市町村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。
- 4 社会教育施設等の対策（教育委員会、市町村）  
社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。
- 5 罹災児童・生徒の保健管理（教育委員会、市町村）  
県及び市町村は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

## 6 文化財の保護（教育委員会、市町村）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市町村指定の文化財は、市町村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。



## 第26節 危険物等災害応急対策計画

### 1 石油類（警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

#### (3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

#### (4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

### 2 高圧ガス類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

#### (3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

#### (4) 県警察

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

#### (5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

### 3 火薬類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中

に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

#### 4 毒物劇物（福祉保健部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

以上の危険物等災害時の通報連絡系統を、巻末図－5に示す。

## 第27節 在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、市町村及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

### 1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

### 2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第8節 避難計画」による。

## 第28節 労務供給計画

### 1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

### 2 労務者の供給の方法（市町村）

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

### 3 救助法による賃金職員等の雇上げ（市町村）

市町村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

#### (1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

#### ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

#### イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

#### ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

#### エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

#### オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

#### カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

#### キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

#### (2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、市町村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市町村から要請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（市町村）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

【従事命令等の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官（市町村長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者水防団長 消防機関の長

【命令対象者】

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は市町村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第 82 条第 1 項）

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第 82 条第 2 項）

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償

ア 県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

イ 市町村の役割

市町村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市町村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該市町村は基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

## 第29節 民間団体の活用計画

### 1 実施責任者（企画部、市町村）

- (1) 民間団体の活用は、市町村が当該市町村の民間団体の協力を求めて行うものとする。  
なお、当該市町村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。
- (2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは被災市町村において処理できない場合においては、当該市町村から民間団体の活用の要請があったときに、県が行うものとする。

### 2 組織及び活動内容

- (1) 組織  
民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。
- (2) 活動内容  
活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。
  - ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
  - イ 災害後の炊出しの応援

## 第30節 ボランティア受入計画

### 1 ボランティアの募集（福祉保健部、市町村）

県及び県社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう被災地災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、被災地災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

### 2 ボランティアの受入れ（福祉保健部、市町村）

県被災地災害ボランティアセンターは、県、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

### 3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

#### (2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

### 4 ボランティアの活動支援（福祉保健部、市町村）

県、市町村及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

#### (1) 活動場所の提供（県、市町村）

- ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】
  - (ア) ボランティアの活動方針の検討
  - (イ) 全体の活動状況の把握
  - (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
  - (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
  - (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
  - (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
  - (キ) 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援



- イ 被災地災害ボランティアセンターの役割【市町村社会福祉協議会、市町村庁舎等】
  - (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
  - (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
  - (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
  - (エ) ボランティアの紹介
  - (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネート
  - (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映
- (2) 設備機器の提供  
県及び市町村は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。
- (3) 情報の提供（県、市町村）  
県及び市町村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。
- (4) ボランティア保険  
市町村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。
- (5) ボランティアに対する支援物資の募集  
県及び市町村は、ボランティアが必要としている物資を報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

## 第31節 公共土木施設応急対策計画

### 1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

### 2 施設の防護（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 道路施設

##### ア 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧等を行う。

##### イ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。
- (イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。
- (ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

##### ウ 市町村道

市町村道の管理者である市町村における措置は、以下のとおりとする。

- (ア) 市町村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。
  - ・被害の発生した日時及び場所
  - ・被害の内容及び程度
  - ・迂回道路の有無
- (イ) 市町村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市町村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

#### (2) 港湾・漁港施設

##### ア 県の役割

- (ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- (イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

##### イ 市町村における措置

市町村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

### 3 応急措置（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

#### (2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

#### 4 応急工事（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

##### (1) 応急工事の体制

###### ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

###### イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

##### (2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

###### ア 道路施設

###### (ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・障害物の除去
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

###### (イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

###### イ 港湾・漁港施設

###### (ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

###### (イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

###### (ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

## 第32節 ライフライン等施設応急対策計画

### 第1款 電力施設応急対策（沖縄電力(株)）

県地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

#### 2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

### 第2款 ガス施設応急対策（沖縄ガス(株)）

県内における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄ガス(株)における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

#### 2 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関等への通報
- (2) ガス漏れ応急処置
- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 地域住民の避難、救出

### 第3款 液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生通報があったときは、沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

### 第4款 上水道施設応急対策（企業局、市町村）

#### 1 上水道の応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

#### 2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

**第5款 下水道施設応急対策（土木建築部、市町村）**

下水道施設に被害が発生した場合、市町村は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枿及び取付管等の復旧を行う。

**第6款 電気通信設備応急対策（西日本日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ（株）、KDDI（株））**

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

### 第33節 交通機関応急対策計画

#### 1 モノレール

沖縄都市モノレール(株)は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から駅上での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導など、適切に判断する。

また、被害が発生したときは、速やかに応急復旧を行う。

#### 2 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

#### 3 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

#### 4 空港

空港施設の管理・運営管理者及び航空会社は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

## 第34節 農林水産物応急対策計画

### 1 農林水産物の対策（農林水産部）

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害をうけたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底をはかるとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

### 2 農産物応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 種苗対策

ア 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、被災市町村は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市町村長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国並びに中央取扱い機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病害虫防除対策

##### ア 緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、市町村長に対し具体的な防除を指示するものとする。

##### イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

### 3 家畜応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

#### (2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市町村等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市町村長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして市町村に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

#### (3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

### 4 水産物応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずるものとする。

#### (2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生蔓延防止のため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

## 第35節 米軍との相互応援計画

### 1 相互連携体制の構築（知事公室、市町村）

本県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

そこで、県及び市町村は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

### 2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」（知事公室）

本県において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が及び、又はそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて沖縄県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活用や被害防止措置等を行う。

### 3 基地立入りに関する協定（市町村）

市町村は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている。

市町村は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

なお、県は、市町村における当該協定の締結に係る各種支援を実施する。

### 4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定（消防機関）

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

### 5 消防相互援助協約（消防機関）

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。



## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

#### 1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

#### 2 災害復旧事業計画（各担当部局、市町村）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

##### (1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 //
- ウ 道路 //
- エ 砂防 //
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

##### (2) 水道施設復旧事業計画

##### (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 文化財災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

#### 3 県及び市町村における措置（各担当部局、市町村）

##### (1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、県又は市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

##### (2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 被災者生活への支援計画

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

### 1 災害相談（環境生活部、市町村）

#### (1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

#### (2) 市町村の相談窓口等の開設

市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2 住宅の復旧（土木建築部、市町村）

#### (1) 災害住宅融資

##### ア 災害復興住宅資金

県及び市町村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市町村は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

##### イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市町村は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市町村は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

#### (2) 災害公営住宅の建設

県及び市町村は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

### 3 生業資金の貸付（市町村）

#### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市町村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

#### (2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

#### (3) 母子寡婦福祉資金

市町村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市町村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

**4 被災世帯に対する住宅融資（市町村）**

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

**5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（市町村）**

(1) 災害弔慰金の支給

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

**6 災害義援金品の募集及び配分（環境生活部、市町村）**

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

（構成機関）日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体

**7 租税の徴収猶予及び減免等（総務部、市町村、沖縄国税事務所）**

(1) 地方税の特別措置

県、市町村は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

県及び市町村は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び市町村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

**8 職業のあっせん（商工労働部、沖縄労働局、市町村）**

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市町村と連携して以下の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

**9 被災者生活再建支援（環境生活部、市町村）**

県及び市町村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市町村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市町村は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

### 第3節 中小企業者等への支援計画

#### 1 農業者への融資対策（農林水産部）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づく利子補給を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

#### 2 林業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

#### 3 漁業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

#### 4 中小企業者への融資対策（商工労働部）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

##### (1) 緊急連絡会の開催

県は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

##### (2) 金融相談の実施

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

## 第4節 応急金融対策

### 1 銀行券の発行及び通貨の供給の確保

#### (1) 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行那覇支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

#### (2) 輸送、通信手段の確保

日本銀行那覇支店は、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

### 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

#### (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

日本銀行那覇支店は、害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

#### (2) 資金の貸付け

日本銀行那覇支店は、災害時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

### 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行那覇支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を適切に講じるよう要請する。

### 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行那覇支店は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

#### (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

#### (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

#### (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

#### (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

### 5 各種措置に関する広報

3及び4に定める要請を行ったときは、関係機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

## 第5節 復興の基本方針

### 1 復興計画の作成（企画部、市町村）

県及び市町村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 2 がれき処理（環境生活部、市町村）

県、市町村及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 3 防災まちづくり（土木建築部、市町村）

県及び市町村は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。



## 第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害等に対する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画である。



## 第1章 災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による県土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

### 第1節 治山治水計画

#### 第1款 治山事業（実施主体：沖縄森林管理署、農林水産部）

##### 1 現況

本県における森林面積（沖縄の森林・林業。平成22年版による。）は、県土総面積226,748haの46%に相当する105,246haで、内訳は国有林31,523ha、民有林73,741haとなっており、森林のもつ多面的役割はますます重要視されている。しかしながら、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

##### 2 危険区域

平成19年度の山腹崩壊危険地区は176箇所、崩壊土砂流出危険地区は350箇所、地すべり危険地区は5箇所、計531箇所となっている。（資料編参照）

また、平成19年度の山地災害危険地区及び準用地区に隣接して立地する「災害時要援護者関連施設」は8施設である。（資料編参照）

##### 3 対策

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

- (1) 保安林の浸食防止及び強化
- (2) 森林の水源かん養機能の強化
- (3) 山地災害危険地対策
- (4) 生活環境保全林の整備強化

#### 第2款 治水事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村）

##### 1 現況

本島の地形は細長い形で中央部を50～100mの山地又は丘陵地帯が縦走し35～40度の急傾斜をなしている。なお島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると200分の1以上の緩勾配となってその変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下しほとんどの河川に堆積している。

また、位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も増大しつつある。

なお、県管理の2級河川として51水系75河川が指定されている。

##### 2 危険区域

河川の氾濫が予想される区域は、資料編のとおりである。

##### 3 対策

- (1) 中南部地区及び住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的

- に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。
- (2) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
  - (3) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。
  - (4) 事業計画は資料編のとおりである。

#### 4 浸水想定区域の指定と周知

##### (1) 県の役割

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について避難判断水位（特別警戒水位）を定め、その水位に達した河川において河川の氾濫による浸水想定区域を指定し、指定された区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

##### (2) 市町村の役割

ア 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設（以下「災害時要援護者等利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要があると認められる事項がある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 市町村は、市町村地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者等利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

ウ 市町村は、市町村地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者等利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

## 第2節 土砂災害予防計画

### 第1款 砂防事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村）

#### 1 危険箇所

本県は、沖縄本島及び多くの離島で構成されており、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所が約1千箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。

#### 2 対策

県は、沖縄総合事務局及び市町村等と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

### 第2款 警戒避難体制の整備（実施主体：土木建築部、市町村）

#### 1 監視装置等の整備等

県は、国（国土交通省）とともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

#### 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

##### (1) 土砂災害警戒区域

ア 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

イ 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに情報伝達等の伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法及び避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

##### (2) 土砂災害特別警戒区域

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

ア 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

### 第3節 高潮等対策計画

(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村)

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

#### 1 高潮防災施設の整備

##### (1) 現況

沖縄本島及び多くの離島からなる本県の海岸線の総延長は2,027 kmに及んでいるが、そのうち海岸保全区域として指定する必要がある海岸線の延長は447 kmであり、平成23年3月現在までに432 kmが指定されている。

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

##### (2) 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

##### (3) 対策

ア 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。

イ 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

エ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

オ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

カ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

#### 2 警戒避難体制の整備

県は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）を市町村に普及し、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援する。

市町村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 第4節 建築物等災害予防計画

(実施主体：土木建築部、知事公室、関係各部、市町村)

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

### 1 市街地再開発対策

県及び市町村は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

### 2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

### 3 公共建築物の耐風及び耐火対策

県及び市町村は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

### 4 公共建築物の定期点検及び定期検査

県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

## 第5節 火災予防計画

(実施主体：沖縄気象台、防災危機管理課、市町村)

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

県及び市町村は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

- (1) 消防教育訓練の充実強化  
教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
- (2) 消防制度等の確立  
消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
- (3) 消防体制の充実・指導  
消防広域化の促進（消防指令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。
- (4) 消防施設・設備の整備促進  
消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

### 2 火災予防査察・防火診断

市町村等は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

- (1) 特定防火対象物等  
市町村等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。  
消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。
- (2) 一般住宅  
市町村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

### 3 消防施設の整備拡充

- (1) 消防水利の多様化等  
市町村は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 消防救急無線の整備を含む情報収集及び伝達系統の整備  
県は、消防救急無線のデジタル化及び消防指令センターの整備等を推進する。



## 第6節 林野火災予防計画

(実施主体：沖縄森林管理署、知事公室、農林水産部、警察本部、市町村)

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

### 1 林野火災対策の推進

- (1) 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。
- (2) 市町村等においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

### 2 出火防止対策

- (1) 県、市町村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
- (3) 市町村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

### 3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

- (1) 県及び市町村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。
- (2) 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

### 4 消防施設等の整備

県は、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。

## 第7節 危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

### 第1款 危険物災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、知事公室、市町村、県警察本部、第十一管区海上保安本部等）

#### 1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対して立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

#### 2 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

#### 3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

#### 4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

##### (1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

##### (2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

##### (3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

##### (4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

##### (5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

#### 5 化学消防機材の整備

市町村消防機関に化学車等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2款 毒物劇物災害予防計画（実施主体：福祉保健部、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部等）

1 方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

県は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- (1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

## 第8節 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

### 第1款 上水道施設災害予防計画（実施主体：環境生活部、企業局、市町村）

#### 1 施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

#### 2 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

### 第2款 下水道施設災害予防計画（実施主体：土木建築部、市町村）

#### 1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び市町村は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

#### 2 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援するものとする。

## 第9節 ガス、電力施設災害予防計画

### 第1款 都市ガス災害予防計画（実施主体：沖縄ガス(株)）

沖縄ガス(株)は、都市ガスの事故防止対策とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

このため、都市ガス施設の大規模事故や風水害の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

### 第2款 高圧ガス災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、市町村、(社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市町村、公安委員会及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

#### 1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

#### 2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) (社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

#### 3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

#### 4 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

### 第3款 電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力(株)）

沖縄電力(株)は、地震・津波編 第2節 第1款の15に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等をふまえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

## 第10節 災害通信施設整備計画

### 第1款 通信施設災害予防計画（実施主体：沖縄総合事務局、県、市町村、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI）

県、市町村、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

#### 1 県及び市町村における予防計画

県及び市町村は、地震・津波編・第2節・第1款の16に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

#### 2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

##### (1) 通信手段の確保

県、市町村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

##### (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

#### 3 NTT西日本、NTTドコモ及びKDDIにおける予防計画

各通信事業者は、地震・津波編 第2節 第1款の16に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

### 第2款 放送施設災害予防計画（実施主体：各放送機関）

各放送機関等は、地震・津波編 第2節 第1款の17に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

### 第3款 通信・放送設備の優先利用等（実施主体：県、市町村、関係機関）

県、市町村、通信事業者及び放送機関等は、地震・津波編 第2節 第1款の18に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

## 第11節 不発弾等災害予防計画

(実施主体: 沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察、知事公室、市町村)

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

### 1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを編末図－7に示す。

#### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

(ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

#### (2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

(ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

### 2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

### 3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

(1) 不発弾磁気探査事業者、市町村及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

(2) 県民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

## 第12節 火薬類災害予防計画

(実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、(社)沖縄県火薬類保安協会等)

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

### 1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- (1) 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### 2 火薬類消費者の保安啓蒙

- (1) 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓蒙を図る。
- (2) 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

### 3 路上における指導取締の実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

### 4 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

## 第13節 文化財災害予防計画

(実施主体：教育委員会、市町村)

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 各市町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓蒙する。
- (3) 県及び市町村は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 市町村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 県は、各市町村文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- (6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。



## 第14節 農業災害予防計画

(実施主体：沖縄総合事務局、農林水産部、市町村)

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

### 1 ため池等整備事業

#### (1) 土砂崩壊防止工事

県及び市町村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

#### (2) 老朽ため池等整備工事

県及び市町村は、県下に所在するかんがい用水溜池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害をまねくおそれのある溜池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

### 2 農地保全整備事業

県及び市町村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

### 3 地すべり対策事業

県及び市町村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

### 4 防災営農の確立

#### (1) 指導体制の確立

県及び市町村は、本県農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び市町村は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

##### ア 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、県及び市町村は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

##### イ 防災施設の拡充

県及び市町村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

#### (2) 営農方式の確立

県及び市町村は、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあつては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

### 第15節 食料等備蓄計画

(実施主体：沖縄総合事務局、知事公室、農林水産部、環境生活部、企業局、県病院事業局、市町村、日本赤十字社、関係機関)

県及び市町村は、地震・津波編 第4節 2の(2)に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

### 第16節 災害対策基金計画

(実施主体：総務部、環境生活部)

災害対策基金の積立及びその運用は、次によるものとする。

#### 1 災害救助基金の積立

県は、救助法による救助費用の弁償等にあてる災害救助金の積立について、災害救助基金管理規則により実施する。

#### 2 被災者生活再建支援基金の拠出

県は、被災者生活再建支援金を支給するため、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援基金に対して、全国知事会の決議等に応じて拠出する。

## 第17節 気象観測体制の整備計画

(実施主体：沖縄総合事務局、沖縄気象台、土木建築部、市町村、関係機関)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

### 1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

#### (1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

#### (2) 関係資料のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための資料を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、市町村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

**第18節 水防、消防及び救助施設等整備計画**  
(実施主体：知事公室、市町村、船舶関係者、石油等危険物取扱者)

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

**1 水防施設等**

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

**2 消防施設等**

市町村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

**3 救助施設等**

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

**4 流出危険物防除資機材**

県、市町村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- (1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- (2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- (3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- (4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第19節 避難誘導等計画  
(実施主体：関係各部、市町村、関係機関)

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 避難体制の整備

(1) 県の役割

- ア 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 市町村の役割

- ア 避難所の選定
- イ 避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 避難所の安全確保
- エ 住民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難の勧告等の基準の設定
- キ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

市町村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ア 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を使用するものとする
- イ 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- ウ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
- エ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- オ 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- カ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

(2) 広域避難場所等の指定

- ア 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- (ア) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- (イ) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- (ウ) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

- (エ) 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。
- イ 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

## 第20節 交通確保・緊急輸送計画

(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村、沖縄県警察)

地震・津波編 第4節 2の(4)に定める地震・津波対策のほか、県、市町村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

## 第21節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

(実施主体：沖縄総合事務局、福祉保健部、文化観光スポーツ部、土木建築部、知事公室、市町村)

地震・津波編 第4節の6に定める対策のほか、県、市町村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも災害時要援護者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の災害時要援護者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

## 第22節 台風・大雨等の防災知識普及計画

(実施主体：県（知事公室）、市町村、沖縄気象台)

地震・津波編 第3節に定める対策のほか、県、市町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への県民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

### 1 台風教育

#### (1) 講演会

気象台、県及び市町村は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

#### (2) 防災教育

県及び市町村は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

#### (3) 災害教訓の伝承

##### ア 台風災害の蓄積と公開

県及び市町村は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、県民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニタリング等の設置に努める。

##### イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県及び市町村は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

### 2 消防・防火教育

#### (1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市町村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市町村等が実施する防火管理者講習会等とする。

##### ア 専門教育

##### (ア) 消防職員教育

###### ・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

###### ・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

###### ・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

##### (イ) 消防団員の教育

###### ・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

###### ・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象として、消防団幹部に必要な一般的知識技能を行う。

###### ・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

##### (ウ) その他の教育（1日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

##### イ 一般教育

一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画



を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

**3 離島の孤立化等対策**

台風時には航空機や船舶等が欠航し、離島への食料、物資等の流通も停止することがある。

このため離島では、台風接近に備え、県民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発・啓発を行う。

また、平時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

**第23節 防災訓練計画**  
(実施主体：県（関係部局、市町村、関係機関）)

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとし、市町村において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

**1 総合防災訓練**

県は広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び住民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、地震・津波編第3節第3款によるものとする。

**2 各種防災訓練**

(1) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習及び消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

県及び市町村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(4) 石油コンビナート等総合防災訓練

県及び関係機関は、特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練を実施する。なお、その詳細については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(5) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県は、原子力艦寄港地である関係市とともに原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

## 第24節 自主防災組織育成計画

(実施主体：防災危機管理課、市町村)

地震・津波編 第3節の第3款に定める地震・津波対策のほか、県及び市町村及び関係機関は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や災害時要援護者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、県内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

## 第25節 災害ボランティア計画

(実施主体：知事公室、福祉保健部、環境生活部、教育委員会、県関係各課、市町村、社会福祉協議会)

地震・津波編 第4節の7に定める地震・津波対策のほか、県、市町村及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

## 第26節 原子力災害予防計画

(実施主体：関係部局、関係市、県警察、第十一管区海上保安本部、沖縄防衛局)

本節においては、基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害に係る予防体制及び事前対策を以下のとおり定める。

### 1 情報の収集・連絡体制等の整備

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

##### ア 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、関係市（うるま市）及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努める。

##### イ 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### (2) 情報の分析整理

##### ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び関係市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

##### イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び関係市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

#### (3) 通信手段の確保

県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第10節 災害通信施設整備計画に基づきあらかじめ緊急時通信施設や連絡網等の整備を行う。

#### (4) 放射能影響の早期把握のための活動

県及び第十一管区海上保安本部は、国（文部科学省）と協力して、「原子力艦放射能調査指針大綱」に基づき原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査（環境放射線モニタリング）を実施する。

### 2 災害応急体制の整備

県、関係市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

#### (1) 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

県及び関係市は、国（外務省、沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集及び情報の収集・連絡が行えるように必要な体制を整備する。また、事故対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など、必要な体制を整備する。

#### (2) 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事若しくは関係市長が必要と認めた場合、県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織、掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

#### (3) 専門家の派遣要請手続等の整備

県は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請手続について、あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、国が現地事故対策連絡会議を開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現

地に派遣する職員の派遣手段等を定めておく。

(4) 緊急時放射線モニタリング体制の整備等

ア 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、国（文部科学省）が実施する緊急時放射線モニタリングに協力する。

イ モニタリング支援の要請

(ア) 県は、必要と認める場合、モニタリングのための海上行動に関する支援を第十一管区海上保安本部へ要請する。

(イ) 県は、必要と認める場合、ヘリコプターや艦艇を活用した空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリング活動に関する支援を防衛大臣又はその指定する者へ要請する。

**3 避難収容活動体制の整備**

(1) 避難計画の作成

県は、原子力艦寄港地を管轄する市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について必要な協力を行う。

関係市は、必要に応じ国、県、専門家、その他防災関係機関等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ作成する。

(2) 避難所等の整備

ア 避難所の整備

関係市は、県と連携し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

関係市は、県と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

ウ コンクリート屋内退避体制の整備

関係市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備を行う。

(3) 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

関係市は、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。

(4) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市は、県と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

(5) 避難所・避難方法等の周知

関係市は、県と連携し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

**4 緊急輸送活動体制等の整備**

県及び関係市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、相互に協力するとともに国とも連携して道路管理の充実を図る。

**5 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備**

(1) 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県、市町村、消防機関、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 医療活動用資機材等の整備

県及び関係市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、

緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び関係市は、住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。また、住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、県は必要に応じ関係市に助言する。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県及び関係市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう、以下に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (6) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

8 災害復旧の備え

県及び関係市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

9 防災業務関係者に対する研修

県、県警察、関係市及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (5) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (9) その他緊急時対応に関すること。

10 防災訓練等の実施

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は協力し、次の訓練項目を組み合わせた訓練の実施に努め、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

## 第27節 道路・軌道・航空機事故災害予防計画

(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村、西日本高速道路、沖縄都市モノレール株、空港管理者)

### 1 道路事故災害予防

#### (1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

#### (2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

### 2 鉄軌道事故災害予防

#### (1) 施設の保全等

沖縄都市モノレール株は、軌道法等による技術基準により、車両やその他設備等の整備、改良及び保全を行う。

また、軌道桁、支柱、駅舎等については、沖縄都市モノレール株と道路管理者が協力し、適切に整備、改良及び保全を行う。

#### (2) 体制・資機材の整備等

沖縄都市モノレール株は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、乗客等の避難・救護、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、防災マニュアル及び応急対策資機材等の整備に努める。

### 3 航空機事故災害予防

#### (1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

#### (2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

#### (3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

## 第28節 海上災害予防計画

(実施主体：第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、消防機関)

### 1 航行の安全確保等

- (1) 第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。  
また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き等を指導する。

### 2 災害応急対策への備え

- (1) 情報連絡体制の整備  
第十一管区海上保安本部、県及び市町村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
- (2) 消防、救助体制の整備  
警察及び市町村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。  
また、市町村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。
- (3) 油防除作業体制の整備  
県及び市町村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。
- (4) 訓練等  
第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市町村及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助および流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。



## 第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

### 第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章の「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

なお、県本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

#### (1) 県本部の設置

県本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。

- ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- エ 県の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- オ 上記のほか、県の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

#### (2) 本部設置に至らない場合の措置

##### ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

- (ア) 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。
- (イ) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- (ウ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。

##### イ 災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

##### ウ 災害警戒地方本部の設置

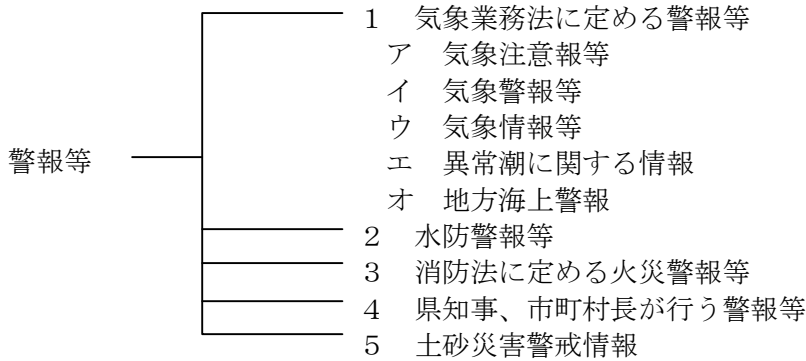
災害警戒本部の設置基準に準じ設置する。

第2節 気象警報等の伝達計画

(実施主体：沖縄气象台、第十一管区海上保安本部、知事公室、土木建築部、沖縄県警察、市町村、関係機関)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



(1) 気象業務法に定める警報等

ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う。(発表基準は編末表-1参照。)

イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う。(発表基準は編末表-2参照)

ウ 気象情報等

気象の予報等に関し警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報発表後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報及び潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)
大型	500km 以上 800km 未満	強い 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な 54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

エ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄气象台担当地方海上予報区  
沖縄海域 (SEA AROUND OKINAWA)
- ・ 細分名称  
沖縄東方海上 (SEA EAST OF OKINAWA )  
東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA )  
沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

(1) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カインヨウカクイワシ 海上警報なし (英文 NOWARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カインヨウノムケイホ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m 未満 (0.3 カリ未満)
カインヨウカベケイホ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.1m/s (28 以上～34 ノット未満)
カインヨウキョウフウケイホ 海上強風警報 (英文 GALEWARNING)	最大風速が 17.2～24.4m/s (34 以上～48 ノット未満)
カインヨウホウフウケイホ 海上暴風警報 (英文 STORMWARNING)	最大風速が 24.5～32.6m/s (48 以上～64 ノット未満)
カインヨウタイフウケイホ 海上台風警報 (英文 TYPHOONWARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

(2) 水防警報等

ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は(1)のアイに定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

イ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

(注) 現在本計画に考慮されていないが将来を想定して記載した。

ウ はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

市町村は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市町村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、災害時要援護者関連施設の管理者等へのはん濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア 火災警報

市町村の区域を対象として、当該市町村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの市町村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、市町村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

沖縄気象台及び県は、大雨警報発表中に土砂災害発生危険度が高まったときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

市町村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び災害時要援護者関連施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水 〃 強風 〃 波浪 〃 高潮 〃	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水 〃 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村
	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東島地方気象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、多良間村、南大東村、北大東村を除く)

3 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図

編末図－1に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

編末図－2に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

編末図－3に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

編末図－4に示す。

(5) 「N T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報等

ア 警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「N T T西

日本及びN T T東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、大雨警報、高潮警報、洪水警報及び津波警報とする。

イ 通知の方法

気象庁と「N T T西日本及びN T T東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をN T T西日本及びN T T東日本に通知する。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下によりすみやかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、たつまき、激しい雷雨等	
地震に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		火山性異常現象	① 噴気噴煙の顕著な異常変化 ・ 噴気孔の新生噴煙の量 ・ 色臭等の異常変化 ② 火山付近の海洋の異常変化 ・ 濁度、臭色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	ひん発地震	数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図

編末図－5に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市町村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市町村長に通報する。

ウ 通報を受けた市町村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

### 第3節 災害通信計画

(実施主体：知事公室、企画部、市町村、非常通信協議会構成機関)

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章の「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

(実施主体：各防災関係機関)

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章の「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、市町村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

### 第5節 災害広報計画

(実施主体：知事公室、市町村、各報道機関)

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章の「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）

(ア) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置

(イ) 台風・気象情報

(ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）

(エ) 警報

(オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）

(カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）

(キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）

(ク) 公共交通機関の運行状況

(ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）

(コ) 避難情報（準備情報）

イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

(ア) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）

ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

(ア) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）

(イ) 医療機関の状況

(ウ) 感染症対策活動の実施状況

(エ) 食料、生活必需品の供給予定

(オ) 災害相談窓口の設置状況

(カ) その他住民や事業所のとるべき措置

### 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

(実施主体：知事公室、市町村、自衛隊)

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章の「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第7節 広域応援要請計画

(実施主体：知事公室、総務部、企画部、県警察、市町村、消防機関)

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章の「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて行う。

## 第8節 避難計画

(実施主体：知事公室、企画部、環境生活部、福祉保健部、県警察、市町村、消防機関、十一管区海上保安本部)

### 第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節の「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

### 第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

#### 1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

#### 2 避難勧告・指示等の発令（市町村）

避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び災害時要援護者関連施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。



避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>はん濫危険水位を超えるとき</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>災害の前兆がある場合</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>避難判断水位を超えるとき</li> <li>【土砂災害警戒区域】</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【浸水想定区域】</li> <li>はん濫注意水位を超えるとき</li> </ul>

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

## 2 避難場所（市町村）

避難先は、市町村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

## 3 避難誘導（市町村）

### (1) 住民等の避難誘導

市町村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、災害時要援護者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

(2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して米軍基地へ避難誘導する。

4 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

5 避難所の開設・収容保護（市町村）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

**第9節 観光客等対策計画**

(実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

**第10節 災害時要援護者対策計画**

(実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章の「第10節 災害時要援護者対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第11節 水防計画

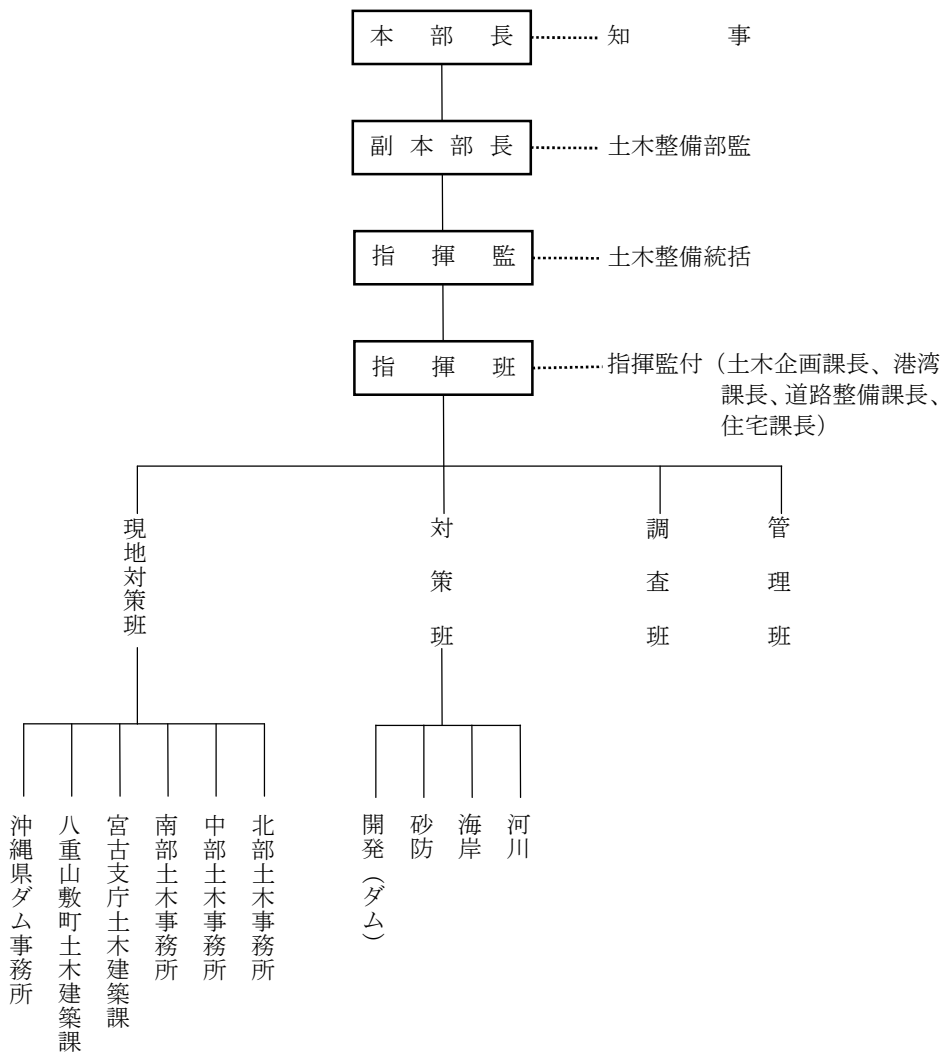
(実施主体：土木建築部、市町村、消防機関)

水防計画については沖縄県水防計画の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。

1 県の水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により洪水、高潮のおそれがあり、水防の必要を認めたと時から、その危険が解消するまでの間、県は次の組織をもって水防事務を処理する。但し、災害対策基本法に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

(1) 組織系統図



(2) 水防本部の事務分担

班名	班長	副班長又は班員	事務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課管理班長	海岸防災課及び河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資器材の整備、各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調査 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現地対策班	各土木事務所長 ダム事務所長 支庁土木建築課長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調査

(3) 各土木事務所等の所管区域

各土木事務所等の所管区域は、沖縄県行政組織規則第 232 条に規定する所管区域のとおりとする。

名称	所管区域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村除く）
沖縄県宮古支庁土木建築課	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山支庁土木建築課	石垣市、八重山郡

(4) 水防本部の設置

洪水、高潮又は地震による津波に関する注意報又は警報が発せられ、災害の発生が予想されると認めるときは、水防本部を土木建築部海岸防災課内に設置する。

2 水防管理団体の水防組織

水防管理者（市町村長）は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防ぎよするものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団及びその他必要な機関を組織しておくものとする。

## 第12節 消防計画

(実施主体:知事公室、消防機関)

災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章の「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

## 第13節 救出計画

(実施主体:知事公室、市町村、消防機関)

災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章の「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

## 第14節 医療救護計画

(実施主体:福祉保健部、知事公室、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章の「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

## 第15節 交通輸送計画

(実施主体:企画部、総務部、土木建築物、県警察、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、西日本高速道路㈱)

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章の「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

(1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

(2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

## 第16節 治安警備計画

(実施主体:県警察)

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章の「第15節 治安維持計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第17節 災害救助法適用計画

(実施主体:環境生活部、市町村)

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章の「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第18節 給水計画

(実施主体:環境生活部、市町村)

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章の「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第19節 食糧供給計画

(実施主体:農林水産部、市町村)

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、地震・津波編 第2章の「第18節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第20節 生活必需品供給計画

(実施主体:環境生活部、市町村)

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章の「第19節 生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

(実施主体:福祉保健部、環境生活部、市町村)

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章の「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第22節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画

(実施主体:環境生活部、県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害により死亡したと推定される者の捜索、死体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章の「第21節 死体の捜索、処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

(実施主体：環境生活部、土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株))

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章の「第22節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

### 第24節 住宅応急対策計画

(実施主体：土木建築部、企画部、市町村)

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章の「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第25節 二次災害の防止計画

(実施主体：土木建築部、市町村)

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章の「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第26節 教育対策計画

(実施主体：教育委員会、市町村)

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章の「第25節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第27節 危険物等災害応急対策計画

(実施主体：商工労働部、福祉保健部、県警察、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部)

危険物等による災害については、地震・津波編 第2章の「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性をふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。



## 第28節 海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

### 1 連絡調整本部の設置

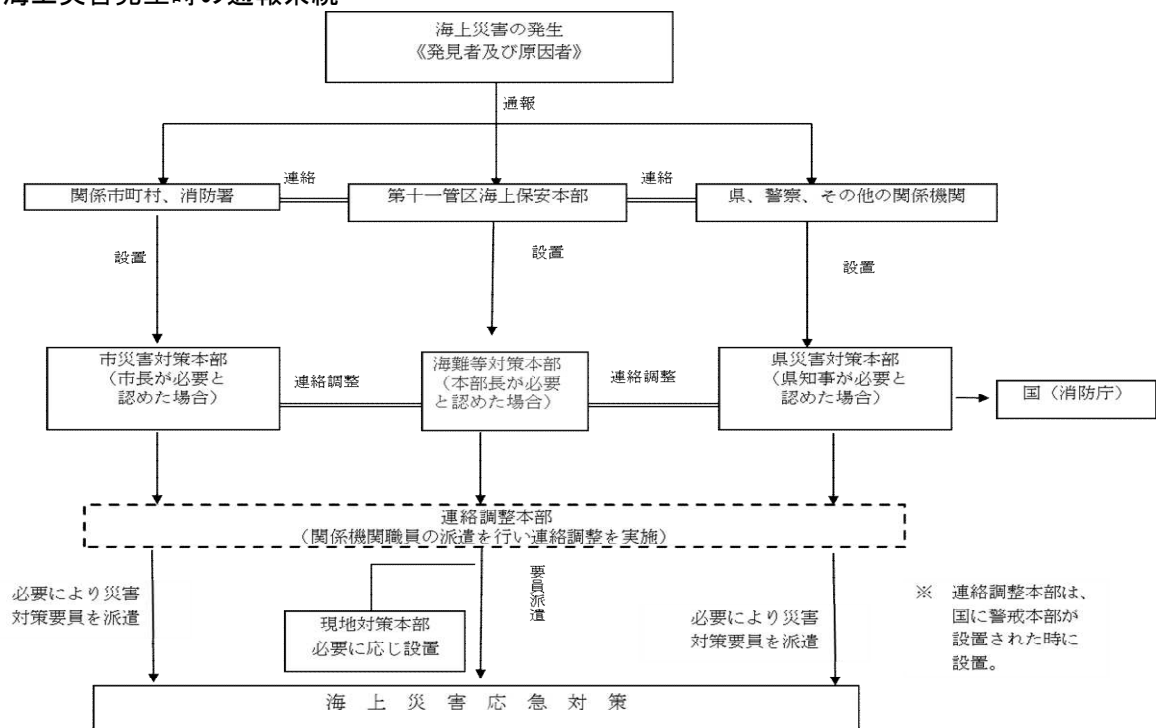
海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

### 2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 関係市町村、消防署
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関及び団体

### 3 海上災害発生時の通報系統



#### 4 第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、以下のとおりとする。

##### (1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

##### (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

##### (3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

##### (4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

##### (5) 緊急輸送

第13節の「3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

##### (6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付又は譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸し付けし、又は譲与する。

##### (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

##### (8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

##### (9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報

提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

第8節の「第1 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

## 5 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局の役割

救援船舶の幹旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

(2) 陸上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 遭難者の救護

イ 沿岸住民の避難に必要な支援

ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(3) 海上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 被害状況の調査

イ 遭難者の救出・救護

ウ 死傷病者の救出・搬送

エ 行方不明者の捜索

オ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援

カ 人員・物資の輸送等

キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(4) 県の役割

ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示

イ 応急物資の幹旋及び輸送手段の調整

ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置

エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力

オ 防除資機材及び消火資機材の整備

カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置

キ 危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言

ク 災害救助法適用に関する措置

ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

コ 災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 市町村及び消防署の役割

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

- ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
  - エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
  - オ 沿岸及び地先海面の警戒
  - カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
  - キ 消火作業及び延焼防止作業
  - ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
  - ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
  - コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
  - サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (6) 県警察の役割
- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり
  - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
  - ウ 住民の避難誘導
  - エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
  - オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
  - カ 人命救助の実施
  - キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
  - ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
  - ケ 関係防災機関の活動に関する支援
- (7) 事故関係機関
- ア 海上保安官署への事故発生の通報
  - イ 遭難船舶乗組員の救助
  - ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
  - エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
  - オ 消火活動等消防機関への協力
  - カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
  - キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
- (8) 海上災害防止センター
- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
  - イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
  - ウ 県及び市町村等の災害復旧にあたっての助言
- (9) その他関係機関、団体
- 自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

## 6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

### (1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

### (2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

**第29節 在港船舶対策計画**  
(実施主体：第十一管区海上保安本部)

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第2章の「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況ふまえて実施する。

**第30節 労務供給計画**  
(実施主体：市町村)

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章の「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

**第31節 民間団体の活用計画**  
(実施主体：企画部、市町村)

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章の「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

**第32節 ボランティア受入計画**  
(実施主体：福祉保健部、市町村、社会福祉協議会)

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章の「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

**第33節 公共土木等施設応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱)

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第34節 航空機事故災害応急対策計画

(実施機関:空港管理者、知事公室、土木建築部、市町村、県警察、第十一管区海上保安本部)

#### 第1款 空港及び周辺区域での事故

県内に設置されている国管理・地方管理空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害(以下「緊急事態」という。)が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

##### 1 空港災害応急対策本部の設置

那覇空港、下地島空港、宮古空港、石垣空港、伊江島空港、久米島空港、南大東空港、与那国空港、多良間空港、北大東空港、波照間空港、粟国空港、慶良間空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

##### 2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

##### 3 事故処理要領

事故処理に当たっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

##### 4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、編末図-6のとおりとする。

#### 第2款 空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

##### 1 空港管理者

空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

##### 2 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

##### 3 市町村

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施

した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。

- (4) 災害の規模が大きく地元市町で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### 4 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

#### 5 第十一管区海上保安本部の活動

- (1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
- (2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

### 第35節 ライフライン等施設応急対策計画

(実施主体：企業局、土木建築部、市町村、沖縄電力(株)、沖縄ガス(株)、液化石油ガス販売事業所、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株))

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第36節 農林水産物応急対策計画

(実施主体：農林水産部、市町村)

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章の「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

### 第37節 米軍との相互応援計画

(実施主体：知事公室、市町村、消防機関、在沖米軍)

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第2章の「第35節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。



### 第38節 道路事故災害応急対策計画

(実施主体：土木建築部、県警察、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株))

- (1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
  - ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
  - イ 市町村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
  - ウ 県は市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
  - エ 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (2) 応急活動及び活動体制の確立
  - ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
  - イ 関係機関は、「第2章第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。
- (3) 救助・応急、医療及び消火活動
  - ア 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
  - イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
  - ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。
- (4) 道路、橋梁等の応急措置
  - ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
  - イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
  - ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
  - エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。
- (5) その他
  - ア 災害復旧への備え  
道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
  - イ 再発防止対策  
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

### 第39節 原子力災害応急対策計画

(実施主体：各防災関係機関)

この計画は、本県に寄港する原子力艦に起因する原子力災害及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害発生時の応急措置について定める。

#### 第1款 原子力艦災害対策

##### 1 実施機関及び業務内容

原子力防災に関し実施機関となる防災関係機関及びその業務内容は、以下のとおりとする。

##### (1) 指定地方行政機関の役割

###### ア 沖縄防衛局の役割

(ア) 災害情報の伝達

(イ) 日米地位協定等に基づく損害賠償

(ウ) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整

(エ) 地方公共団体等への連絡調整支援等

###### イ 九州管区警察局の役割

(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整

(イ) 災害に関する情報収集及び連絡調整

###### ウ 沖縄総合事務局の役割

(ア) 財務部

災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

(イ) 農林水産部

汚染農水産物等の出荷制限等についての指導

(ウ) 経済産業部

復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

(エ) 運輸部

ア 陸上及び海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整

ブ 陸上における緊急輸送用車両及び海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

###### エ 九州厚生局の役割

(ア) 災害状況の情報収集、通報に関すること。

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること。

###### オ 沖縄森林管理署の役割

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導

###### カ 那覇空港事務所の役割

航空機による輸送の安全確保に必要な措置

###### キ 第十一管区海上保安本部の役割

(ア) 巡視船艇、航空機等による情報伝達

(イ) 避難に関する情報の伝達、避難誘導

(ウ) 自治体からの要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援

(エ) 文部科学省が行う原子力艦の寄港に伴う放射能調査への協力

(オ) 巡視船艇、航空機等による海上における救助・救急活動

(カ) 船舶航行制限及び航泊禁止等の措置

(キ) 海上における治安の維持活動

(ク) その他要請に基づく地方公共団体等への支援

###### ク 沖縄気象台の役割

災害時における気象情報の発表及び伝達

##### (2) 自衛隊の役割

ア 国（文部科学省）が実施する緊急時モニタリングの支援

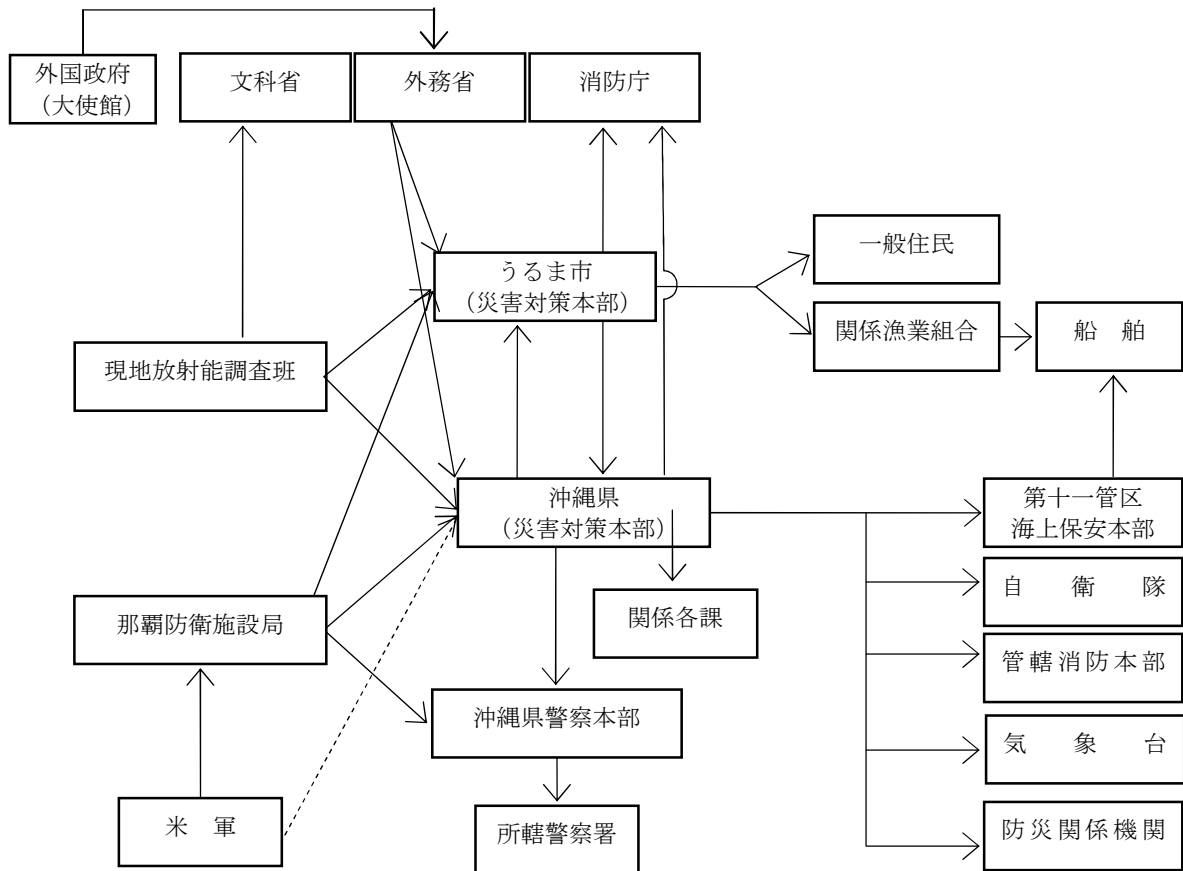
イ 避難の援助

- ウ 応急医療・救護
  - エ 人員及び物資の緊急輸送
  - オ その他災害対策に必要な処置で対処可能な処置
- (3) 沖縄県の役割
- ア 原子力防災体制の整備
  - イ 通信施設及び通信連絡体制の整備
  - ウ 医療体制の整備
  - エ 緊急被ばく医療の実施
  - オ 安定ヨウ素剤の確保等
  - カ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - キ 教育及び訓練の実施
  - ク 国への専門家の派遣要請
  - ケ 災害発生時における国、市等との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊への災害派遣要請
  - シ 国（文部科学省）が実施する放射能水準調査・放射線モニタリング及び緊急時モニタリングへの協力
  - ス 被ばく者の診断及び措置への協力
  - セ 防護資機材の整備
  - ソ 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限に係る指示及び協力
  - タ 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限に係る指示及び協力
  - チ 災害復旧
  - ツ 市長が行う各種制限措置の解除への助言テ 風評被害等の影響の軽減
  - ト 相談窓口の設置
  - ナ その他災害対策に必要な措置
- (4) 県警察の役割
- ア 住民等の屋内退避、避難誘導
  - イ 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
  - ウ 緊急輸送のための交通の確保
  - エ 犯罪の予防等社会秩序の維持
  - オ その他災害警備に必要な措置
- (5) 関係市（うるま市）の役割
- ア 災害情報の収集・連絡体制の整備
  - イ 活動体制の整備
  - ウ 安定ヨウ素剤の確保等
  - エ 救急・救助体制の整備
  - オ 情報伝達体制の整備
  - カ 防災訓練の実施
  - キ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - ク 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
  - ケ 国・県及び関係機関との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊の派遣要請（県への要求）
  - シ 他の地方公共団体等への応援要請
  - ス 住民の退避、避難のための勧告又は指示等
  - セ 飲料水、飲食物の摂取制限
  - ソ 汚染農水産物等の出荷制限等
  - タ 災害復旧
  - チ 各種制限措置の解除
  - ツ 風評被害の軽減
  - テ 相談窓口の設置

- ト 防護資機材の整備
- ナ 広報活動
- ニ その他災害対策に必要な措置
- (6) 指定公共機関の役割
  - ア 西日本電信電話(株)沖縄支店（NTT西日本）の役割  
災害時における通信の確保
  - イ 日本銀行那覇支店の役割  
銀行券の発行ならびに通貨・金融の調整を行うとともに資金決済の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。
  - ウ 日本赤十字社沖縄県支部の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - エ 日本放送協会沖縄放送局の役割  
災害状況及び災害対策に関する放送
- (7) 指定地方公共機関の役割
  - ア 沖縄県医師会の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - イ 沖縄県バス協会の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
  - ウ 琉球海運（株）の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制



通報系統図

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡

(ア) 県と関係機関等との連携

- ・ 県は、県警察、气象台、第十一管区海上保安本部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、国（外務省・那覇防衛施設局）及び関係市から通報・連絡を受けた事項や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ・ 県は、関係指定行政機関を通じて、自ら行う応急対策活動状況等について、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議及び非常災害対策本部等に報告する。

(イ) 関係市と関係機関との連携

- ・ 関係市は、関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛局）から通報・連絡を受けた事項等や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

イ 災害対策本部設置後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(ア) 情報の共有

県は、災害対策本部、現地災害対策本部において情報収集活動を行う。

また、県は、原子力艦事故の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

通報基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日 中央防災会議 主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

ア 事故対策のための警戒体制

(ア) 災害警戒本部の設置

県は、以下のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、知事公室長を本部長とする災害警戒本部を設置し、国、関係市、関係指定行政機関その他関係機関と連携し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

- ・ 国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があったとき。
- ・ 放射性物質の漏洩等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事公室長が必要と認めるとき。

(イ) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下のいずれかの基準による。

- ・ 本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認めるとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 県は、以下のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとる。

- ・ 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき。
- ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認め

るとき。

- (イ) 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）及び総務省消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡する。
- (ウ) 県防災危機管理課は、災害対策本部総括情報部として被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係部局にまたがる対策の調整を行う。

ウ 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準による。

- (ア) 国の非常災害対策本部が廃止されたとき。
- (イ) 本部長が、事故が終結し災害応急対策が完了したと認めるとき、又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

(2) 県警察の活動体制

県警察は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、直ちに県警本部に県警察警備本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、県、関係市及び関係機関と連携して以下の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- ウ 緊急輸送のための交通の確保
- エ 周辺住民等への情報の伝達
- オ その他必要な措置

(3) 関係市の活動体制

ア 関係市においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとる。

イ 関係市は、災害応急対策上必要と認めるときは、以下の応急対策を実施する。

- (ア) 救出・救助・救急活動
- (イ) 周辺住民等に対する災害広報
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- (オ) 避難所の開設・運営管理
- (カ) その他必要な措置

ウ 関係市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(4) 広域的な応援体制

ア 県は、国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合等、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を求める。

イ 関係市長は、当該市の地域に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、若しくは知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

ウ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市長を応援するよう指示する。

エ 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行う。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

(イ) 総務省消防庁長官への緊急消防援助隊の派遣要請等

オ 知事及び関係市長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

カ 自衛隊の派遣要請等

「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて災害派遣の要請、受け入れ等を実施する。

(5) 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関その他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

ア 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防護資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

イ 防災業務関係者の被ばく管理

県、関係市及び関係機関は、防災業務関係者の被ばく管理について、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）による放射線防護に係る指標値を上限として、適切に行う。

なお、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦について適切に配慮する。

防災業務関係者の被ばく管理（出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会）

1 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。

2 ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、原子力施設の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助等、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて必要があれば、目の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限とする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から適切な配慮が必要である。

4 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 避難の指示等

県は、関係市に対し国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行う。

また、関係市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

イ 情報の伝達

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

ウ 避難状況の確認

関係市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

判断基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

応急対応範囲（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日 中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
コンクリート屋内退避 または避難を実施する範囲	半径1km以内	半径0.5km以内
屋内退避を実施する範囲	半径1kmと3kmで 囲まれる範囲	半径0.5kmと1.2kmで 囲まれる範囲

(2) 災害時要援護者への配慮

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、避難誘導に関して高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮する。

関係市は、避難所での生活に関して災害時要援護者に十分配慮し、特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童及び妊産婦の避難所での健康状態の把握に努める。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

(3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

関係市長が屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、勧告又は指示等の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、関係市が避難を勧告又は指示した区域から円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

(4) 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市から避難所等において必要となる食料・水・被服寝具等の生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

県警察及び海上保安本部は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域（海上を含む。）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする

5 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

6 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、モニタリングの結果、防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市に指示する。

(2) 農水産物等の採取及び出荷制限

県は、モニタリングの結果、農水産物等の汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、関係市へ指示する。

関係市は、県の指示に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。



【飲食物摂取制限に関する指標】

(出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会)

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3 × 10 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	2 × 10 Bq / kg 以上

対象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 Bq / kg 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対象	ウラン
飲料水	20 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1 × 10 Bq / kg 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( <sup>238</sup> Pu、 <sup>239</sup> Pu、 <sup>240</sup> Pu、 <sup>242</sup> Pu、 <sup>241</sup> Am、 <sup>242</sup> Cm、 <sup>243</sup> Cm、 <sup>244</sup> Cm の放射能濃度の合計)
飲料水、牛乳・乳製品	1 Bq / kg 以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10 Bq / kg 以上

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては 20Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

(3) 飲料水の供給

関係市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市町村防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

また、応急給水について他の市町村の支援を必要とする場合は、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づいて、応援給水の要請を行う。

7 緊急輸送活動

県、県警察、関係市及び防災関係機関は、緊急輸送については必要があるときは、本編第2章の「第13節 交通輸送計画」に基づいて実施するほか、緊急輸送のための交通確保について、次のとおり実施する。

(1) 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 第十一管区海上保安本部は、緊急輸送が円滑に行われるよう、必要に応じ船舶の交通を規制し、又は禁止する。

8 救助・救急及び医療活動

(1) 救助・救急活動

ア 初動活動等必要な措置

第十一管区海上保安本部、県警察及び消防機関は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送する。

イ 総務省消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部、自衛隊に対し応援を要請するものとする。

ウ 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

県及び関係市は、必要に応じ、他の公共団体又は民間機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動等

ア 緊急被ばく医療活動の実施

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、国及び関係市と連携して、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

イ 医療従事者の派遣要請

県及び関係市は、必要と認められる場合は、国立病院等及び県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣（以下「医療班等」という。）、薬剤及び医療機器等の提供を要請する。

ウ 汚染検査等の実施

医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構等を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

エ 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射線防護のため安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。

関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、服用を指示する。

9 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国及び関係市との連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効に活用するため、放送事業者、新聞社等の報道機関への報道要請を行うことにより、住民等への情報伝達を図る。

関係市は、住民等への情報提供を図るため、防災行政無線及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

第十一管区海上保安本部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇による周知を図る。

イ 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、以下に配慮する。

(ア) 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

(イ) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

(ウ) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

ウ 災害時要援護者への配慮等

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

エ 広報内容の確認

県、関係市は、国の非常災害対策本部等からの情報を十分に内容確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体と相互に連絡をとりあうものとする。

オ 多様な情報伝達手段の活用

県及び関係市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

**第2款 放射性物質管理施設災害対策（実施主体：放射性物質管理施設等の管理者）**

医療用等に使用される放射性物質管理施設において、火災その他の事故が発生した場合、その管理者は、従業者自ら救助活動を実施する場合、又は消防機関等へ出動の要請をする場合、救助活動を行う者に対し発災場所が放射性物質管理施設であること、被爆危険範囲及び当該放射性物質の性質を十分に周知させるものとする。

**第40節 軌道事故災害応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール株)

軌道経営者及び道路管理者は、軌道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

**1 災害対策本部等の設置**

軌道経営者は、軌道施設に係る災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

**2 情報連絡体制の整備**

鉄軌道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

**3 災害応急措置及び復旧対策**

軌道経営者及び道路管理者は被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、早期運転再開のため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。

また、軌道経営者は、以下の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は、早期に運天を再開できるように努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材等の確保を図る。
- (3) 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

**4 旅客等への広報**

- (1) 乗務員は、災害の情報等について必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため被害状況等について案内等を行う。

**5 避難誘導**

- (1) 乗務員は、列車又は軌道施設等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、最寄りの停車場まで運転を継続するか、又は旅客の避難に最適な位置で停止し、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

### 第41節 林野火災対策計画

(実施主体：知事公室、県警察、市町村)

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

#### 1 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

#### 2 市町村の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

#### 3 県警本部の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

(実施主体：各部局、市町村、沖縄総合事務局)

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第3章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

### 第2節 被災者生活への支援計画

(実施主体：環境生活部、土木建築部、総務部、商工労働部、市町村、沖縄労働局)

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、地震・津波編 第3章の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

### 第3節 中小企業者等への支援計画

(実施主体：農林水産部、商工労働部)

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第3章の「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

県（経営金融課）は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

### 第4節 応急金融対策

(実施主体：日本銀行那覇支店)

災害時の応急緊急金融対策は、地震・津波編 第3章の「第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

### 第5節 復興の基本方針

(実施主体：企画部、環境生活部、土木建築部、市町村)

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第3章の「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

## 第6節 原子力災害復旧対策 (実施主体：知事公室、うるま市、沖縄防衛局)

### 1 基本方針

国及び県の非常災害対策本部等の解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

### 2 各種制限措置の解除

県は、国の指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物等の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

### 3 災害地域住民に係る記録等の作成

#### (1) 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明又は避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

関係市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

#### (2) 影響調査の実施

県は、国と協力し、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査をする。

関係市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

#### (3) 災害対策措置状況の記録

県及び関係市は国と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

### 4 被害等の影響の軽減

#### (1) 心身の健康相談体制の整備

県及び関係市は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

#### (2) 風評被害等の影響の軽減

県、関係市及びその他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力艦の原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

### 5 損害賠償

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合、日米地位協定等に基づき適切に処理を行う。





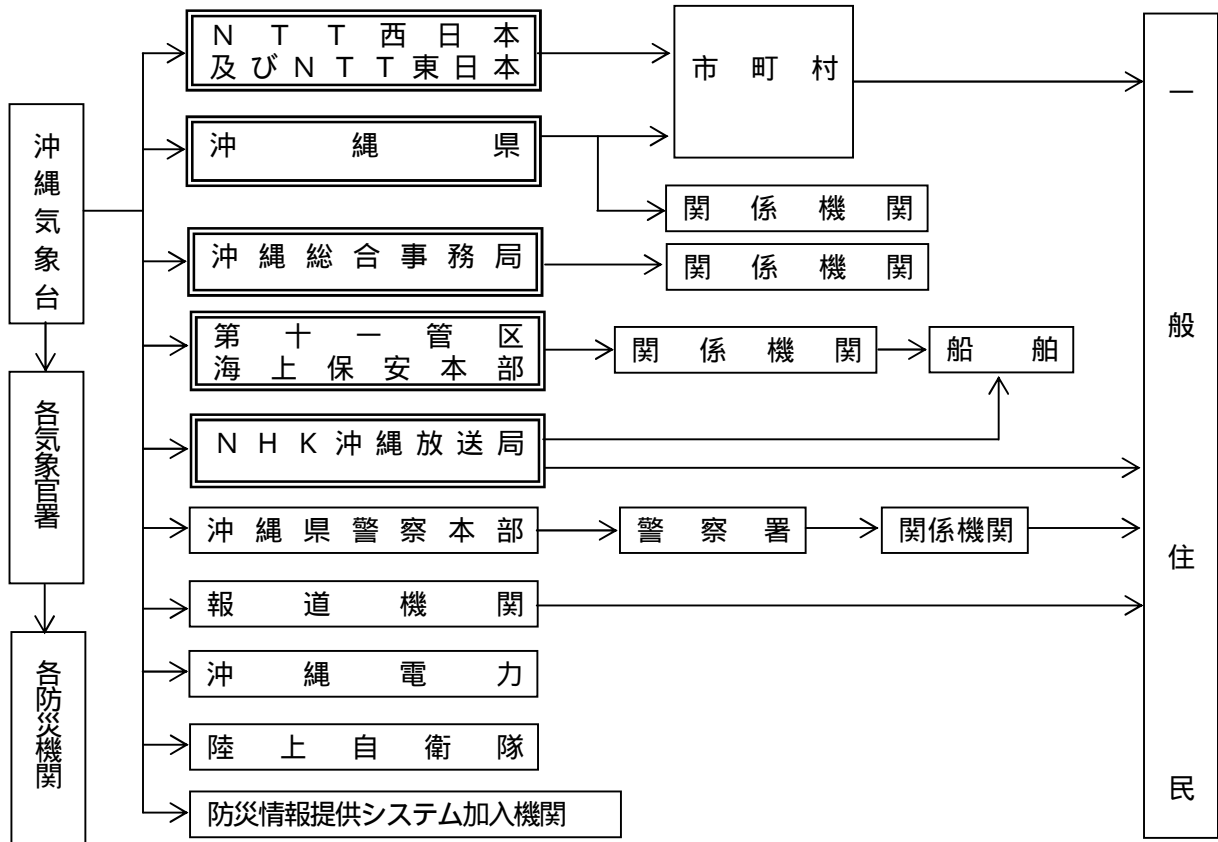
## 風水害等編 編末図表

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 編末図－1 | 気象警報等の伝達系統図           |
| 編末図－2 | 火災警報等の伝達系統図           |
| 編末図－3 | 地方海上警報等の伝達系統図         |
| 編末図－4 | 土砂災害警戒情報の伝達系統図        |
| 編末図－5 | 異常現象発見者の通報系統図         |
| 編末図－6 | 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図 |
| 編末図－7 | 不発弾処理業務のながれ図          |
| 編末表－1 | 沖縄気象台管内警報発表基準         |
| 編末表－2 | 沖縄気象台管内注意報発表基準        |



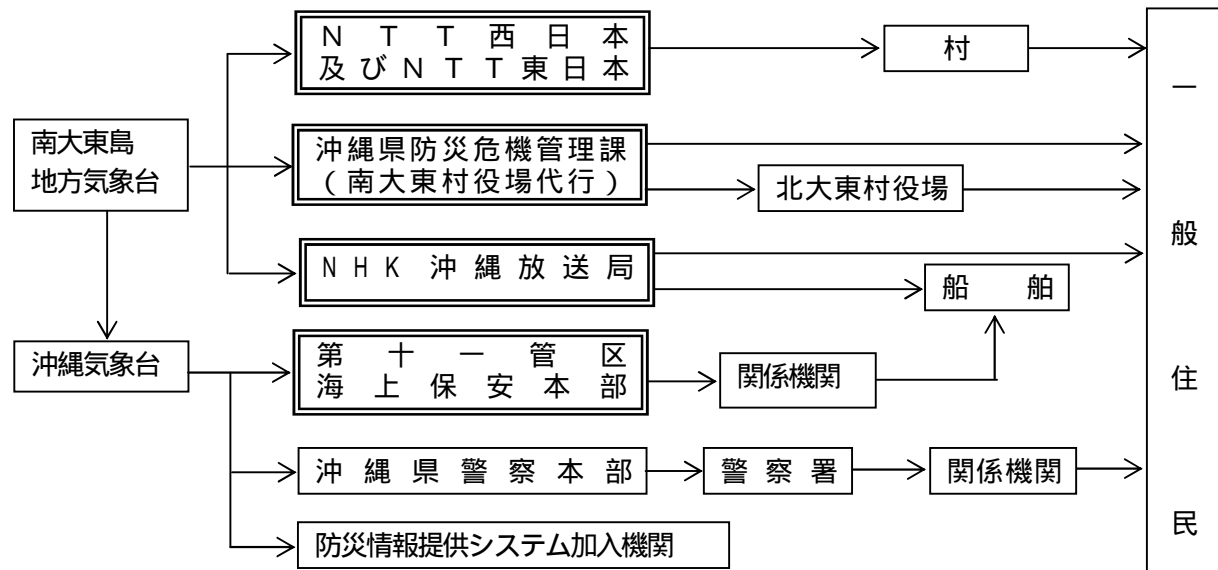
編末図 - 1 気象警報等の伝達系統図

【沖縄本島地方】

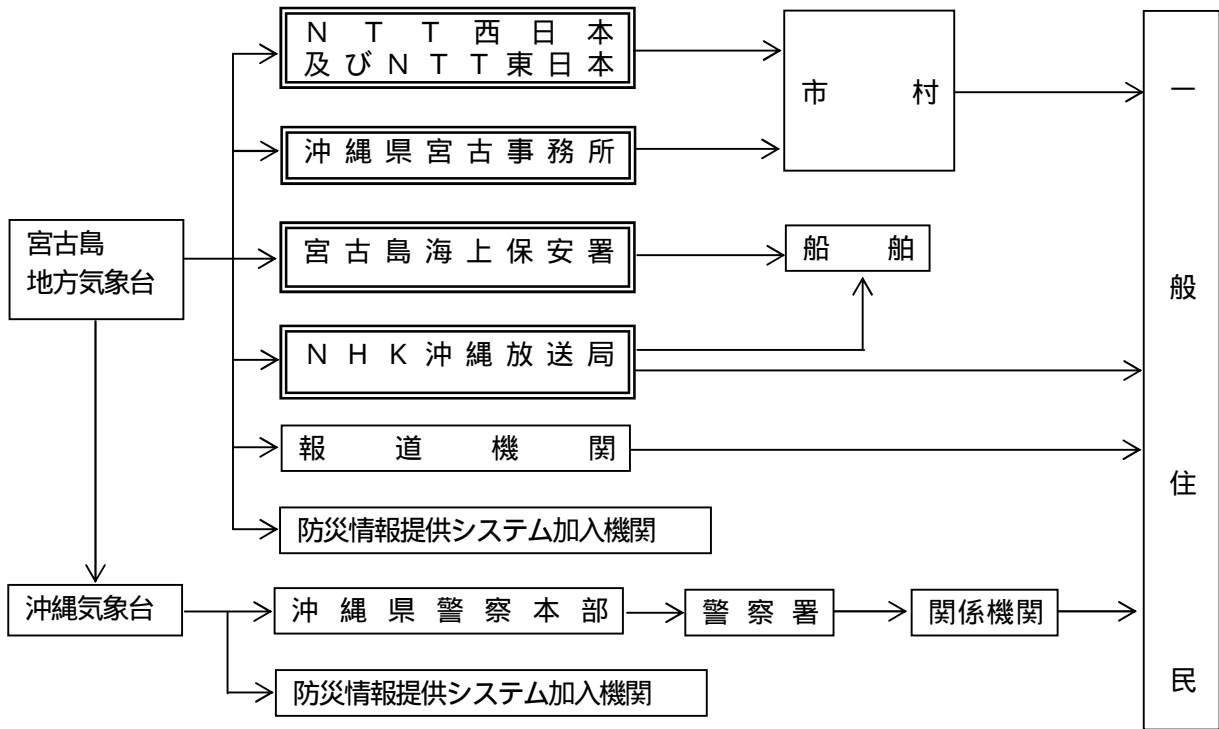


二重枠内の機関は、気象業務法第15条等による伝達機関、細枠内の機関は、その他の連絡機関（以下、伝達系統は同様とする。）

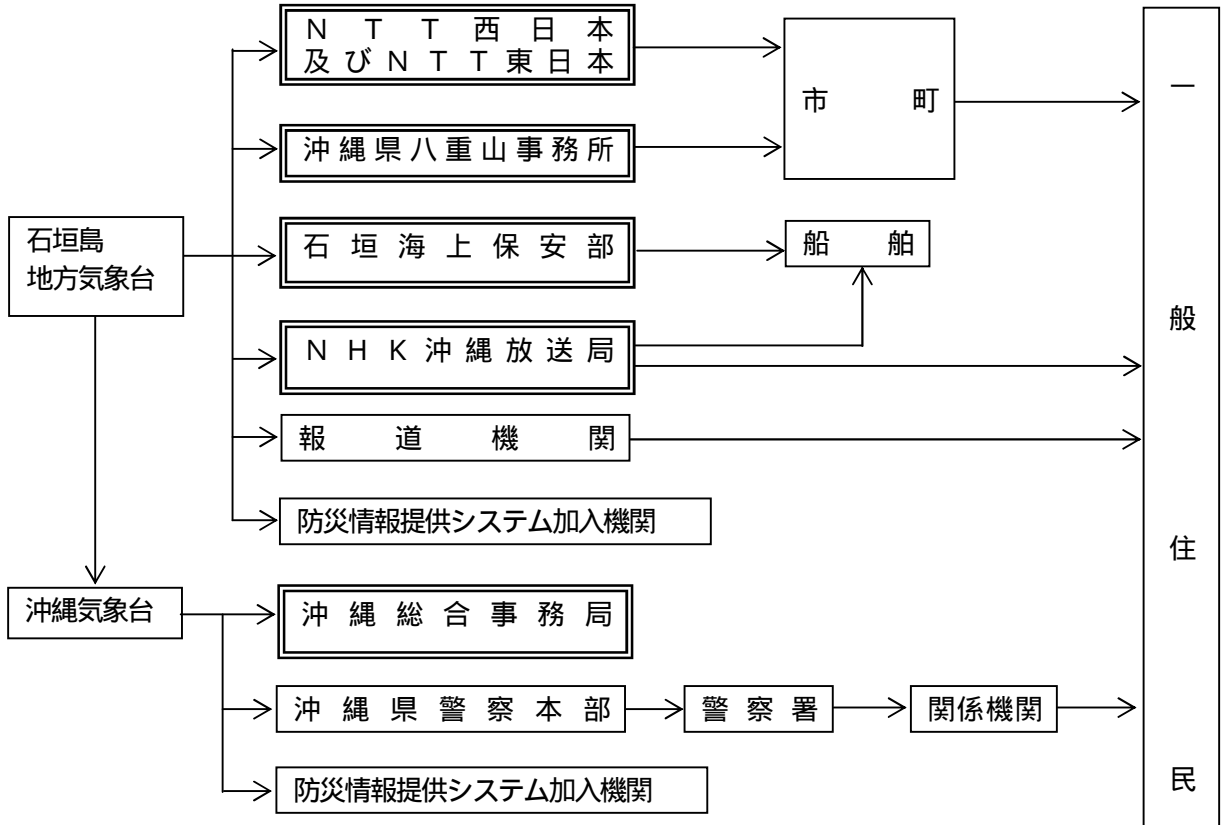
【大東島地方】



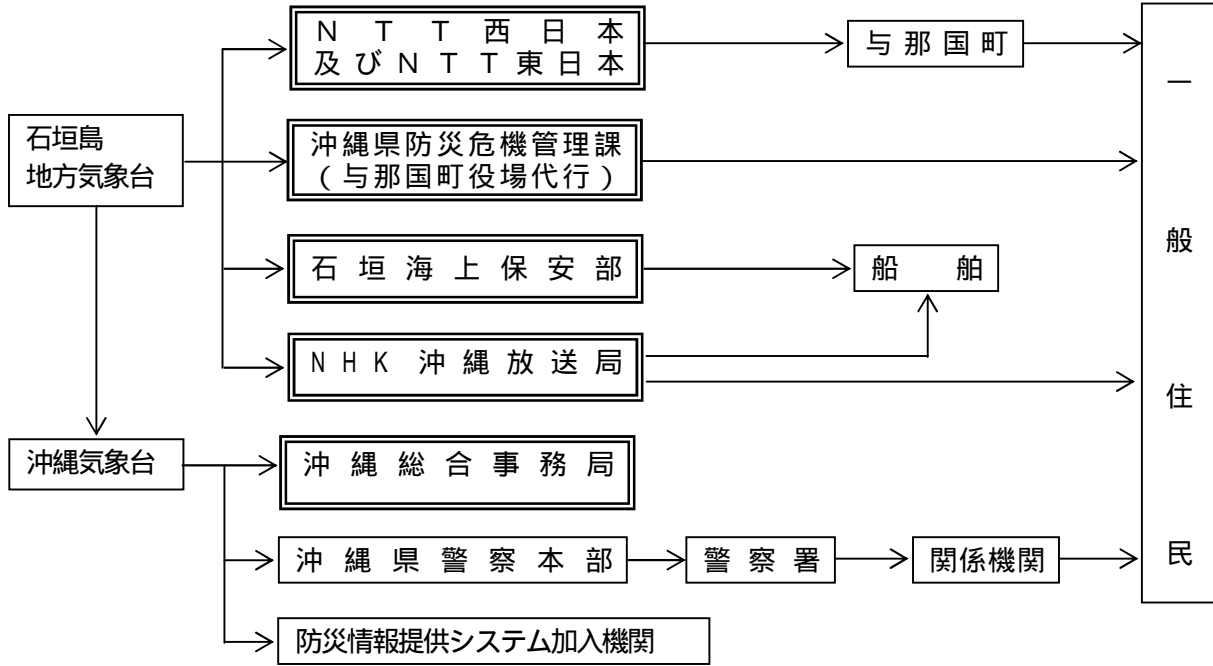
【宮古島地方】



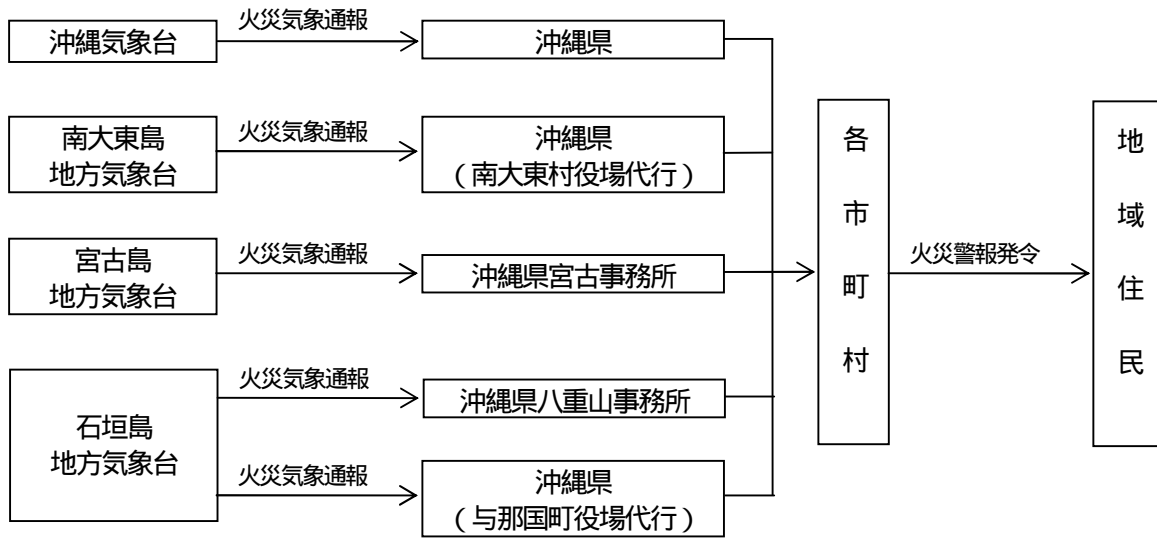
【石垣島地方】



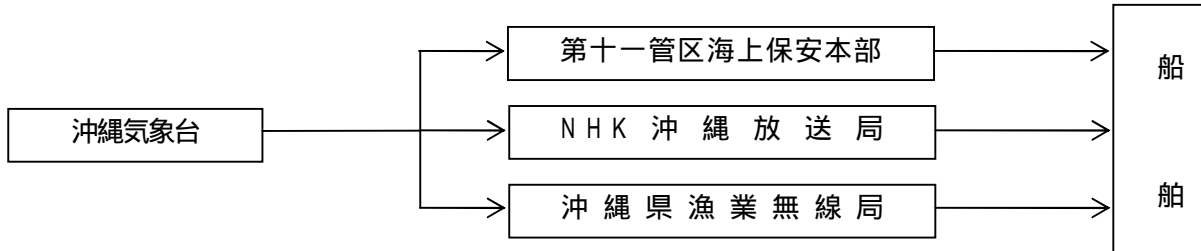
【与那国島地方】



編末図 - 2 火災警報等の伝達系統図

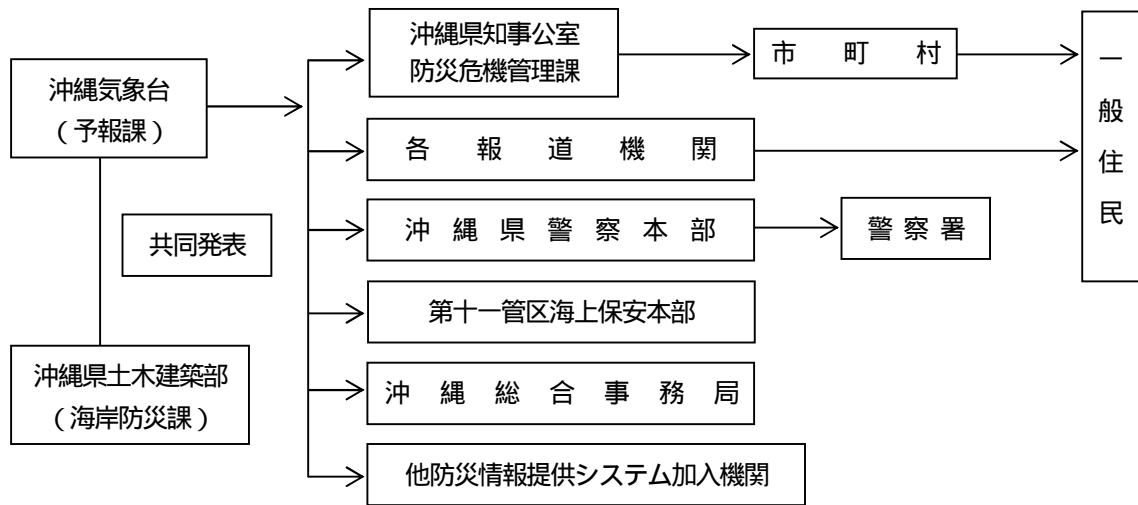


編末図 - 3 地方海上警報等の伝達系統図

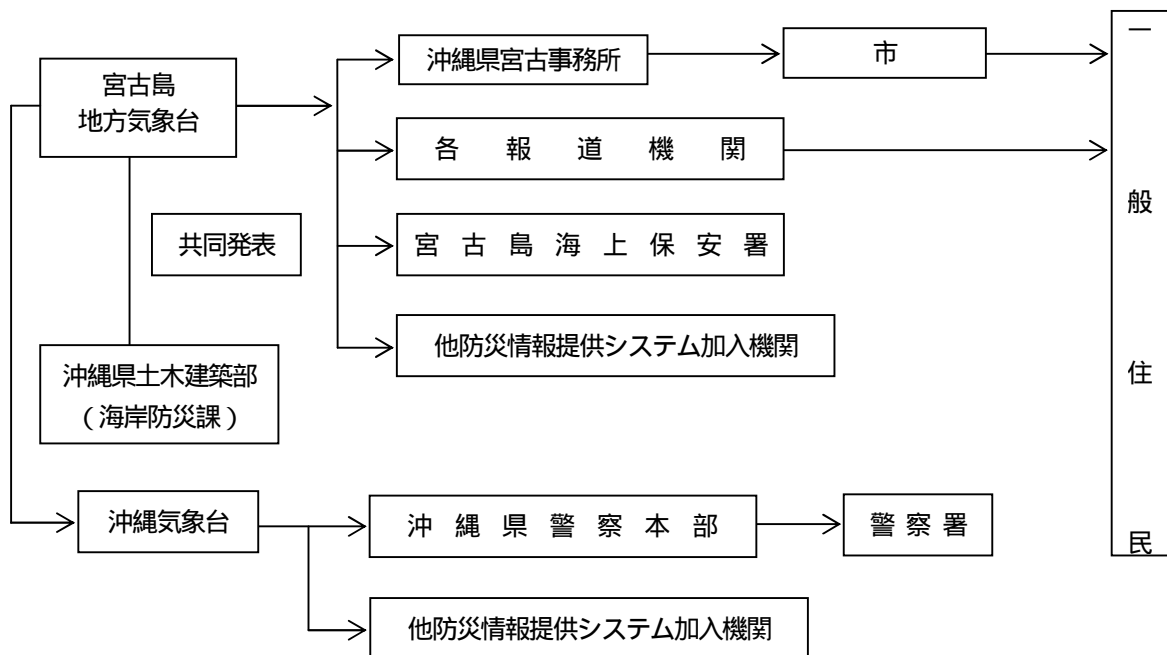


編末図 - 4 土砂災害警戒情報の伝達系統図

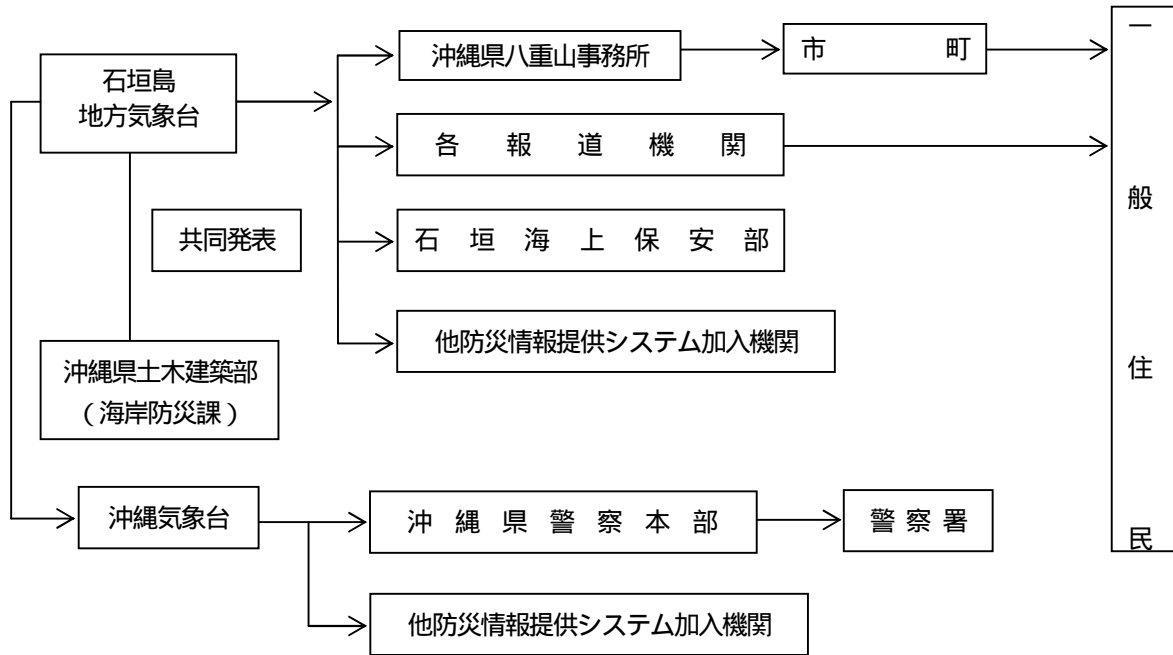
【沖縄本島地方】



【宮古島地方】



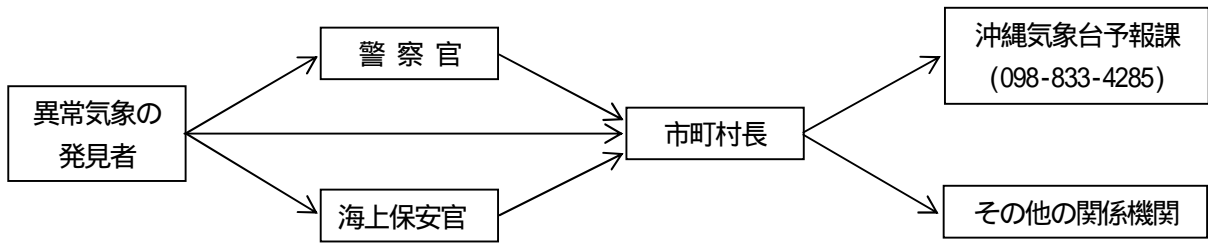
【八重山地方】



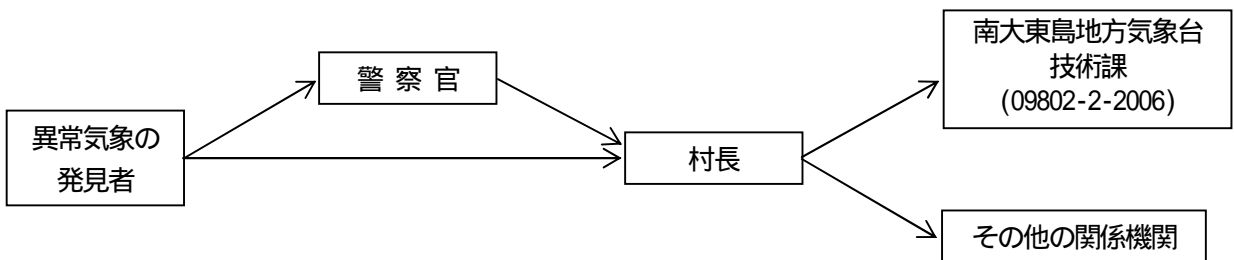


編末図 - 5 異常現象発見者の通報系統図

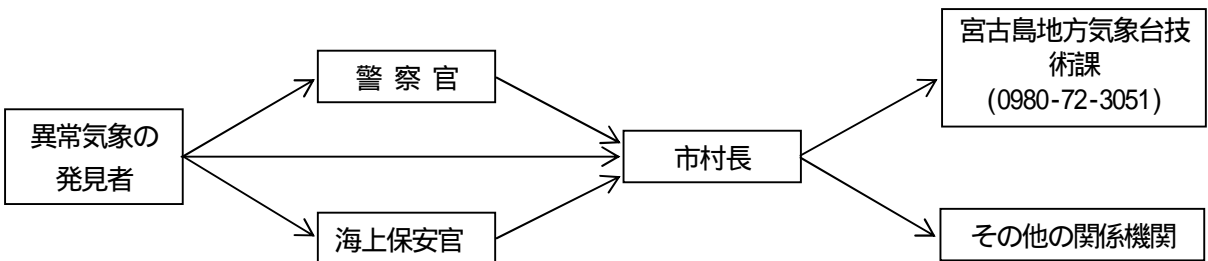
【沖縄本島地方と周辺離島】



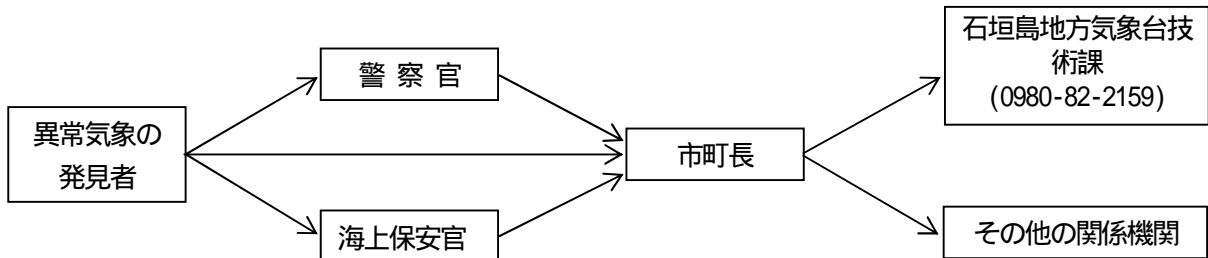
【南大東村及び北大東村】



【沖縄県宮古事務所管内】



【沖縄県八重山事務所管内】



編末図 - 6 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

(1) 下地島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

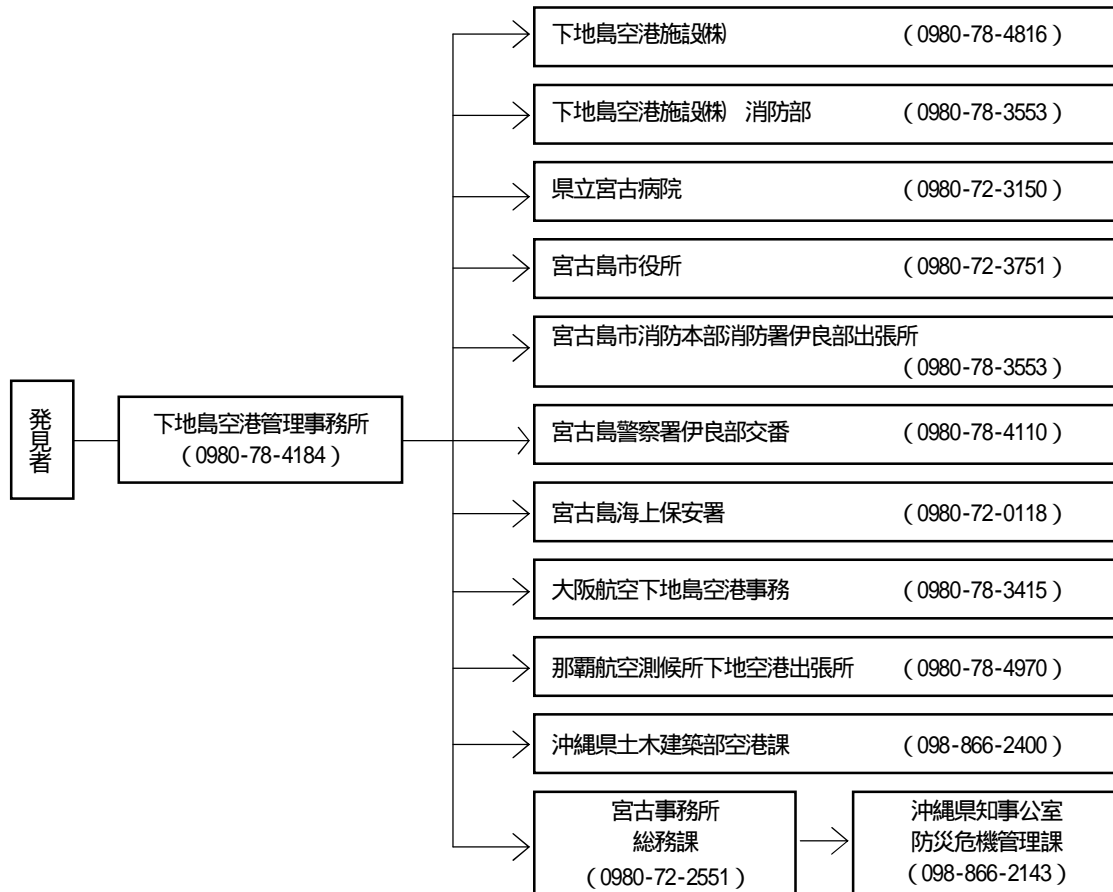
下地島空港消火救難隊

隊長：下地島空港管理事務所長

副隊長：下地島空港施設（株）社長

班名	構成機関
通報連絡班	・下地島空港管理事務所 ・大阪航空局下地島空港事務所 ・那覇航空測候所下地島空港出張所
消火救難班	・下地島空港施設（株）消防部 ・県立宮古病院 ・下地島空港管理事務所 ・宮古島市消防本部消防署伊良部出張所
警備班	・宮古島警察署伊良部交番 ・下地島空港施設（株）

緊急通報連絡系統図



(2) 宮古空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

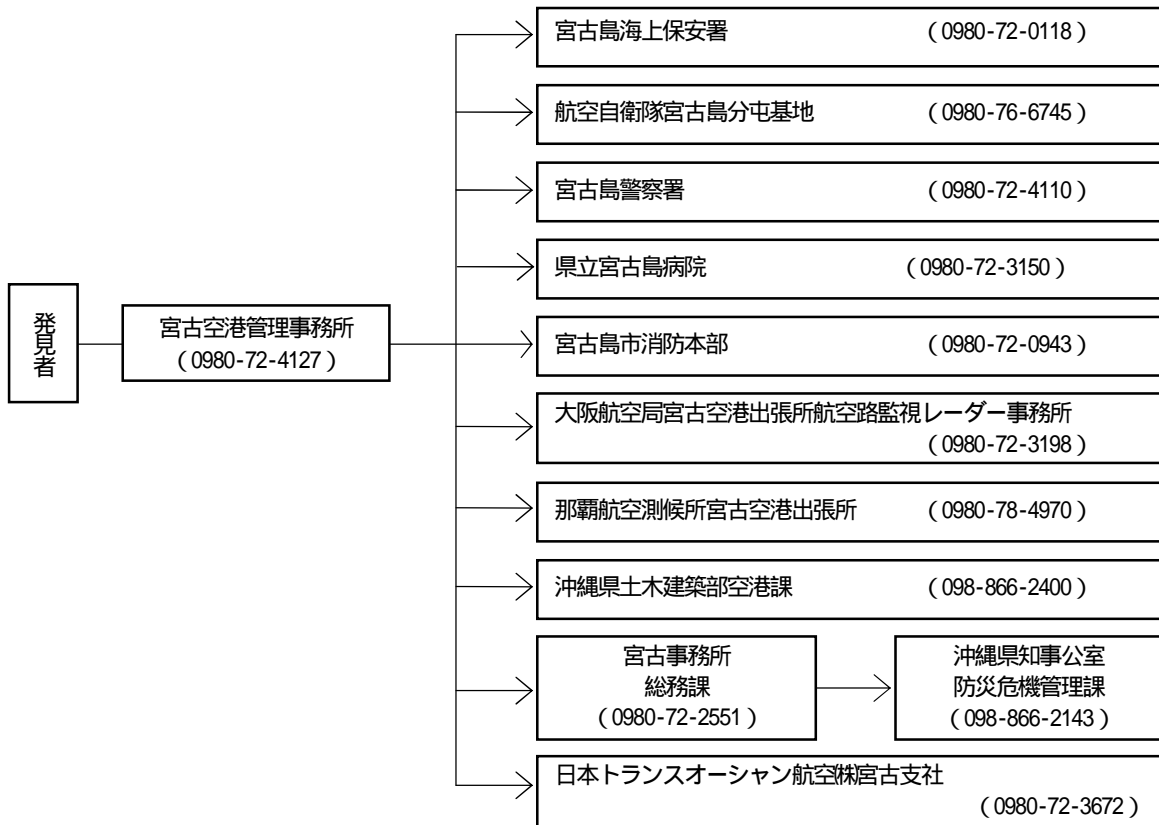
宮古空港消火救難隊

隊長：宮古島市長

副隊長：宮古島市空港課長

班名	構成機関
通報連絡班	・大阪航空局宮古空港航空路監視レーダー事務 ・所宮古空港管理事務所
消火救難班	・宮古島市消防本部空港出張所 ・宮古島市消防本部 ・宮古空港管理事務所 ・日本トランスオーシャン 航空（株）宮古支社 ・JTA サノカイビル（株）宮古空港所
警備班	・宮古島警察署 ・日本トランスオーシャン 航空（株）宮古社 ・宮古ビル管理（株） ・宮古空港ターミナルビル（株）

緊急通報連絡系統図



(3) 石垣空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

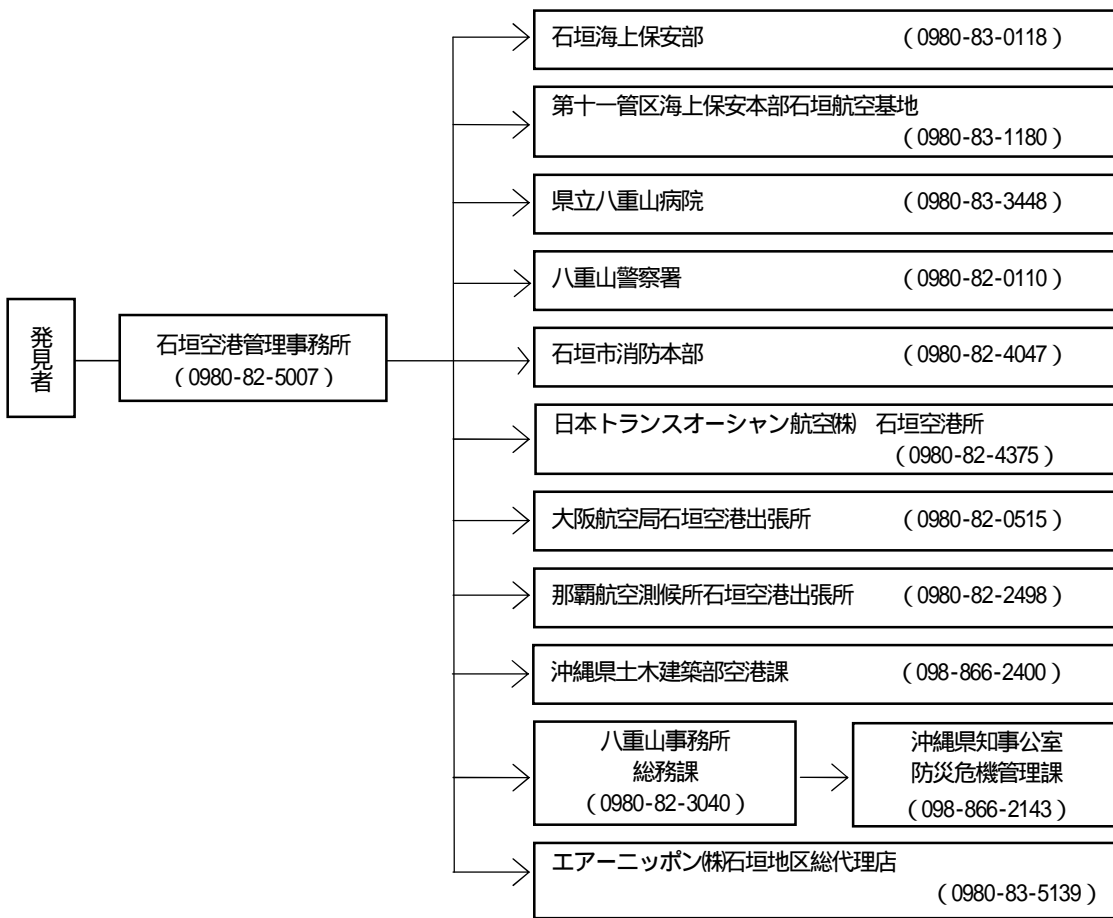
石垣空港消火救難隊

隊長：石垣市長

副隊長：石垣市空港課長

班名	構成機関
通報連絡班	・大阪航空局石垣空港出張所 ・石垣空港管理事務所
消火救難班	・石垣市消防本部空港出張所 ・石垣市消防本部 ・県立八重山病院 ・日本トランスオーシャン航空(株)石垣空港所
警備班	・八重山警察署 ・石垣空港管理事務所 ・エア・ニッポン(株)石垣地区総代理店

緊急通報連絡系統図



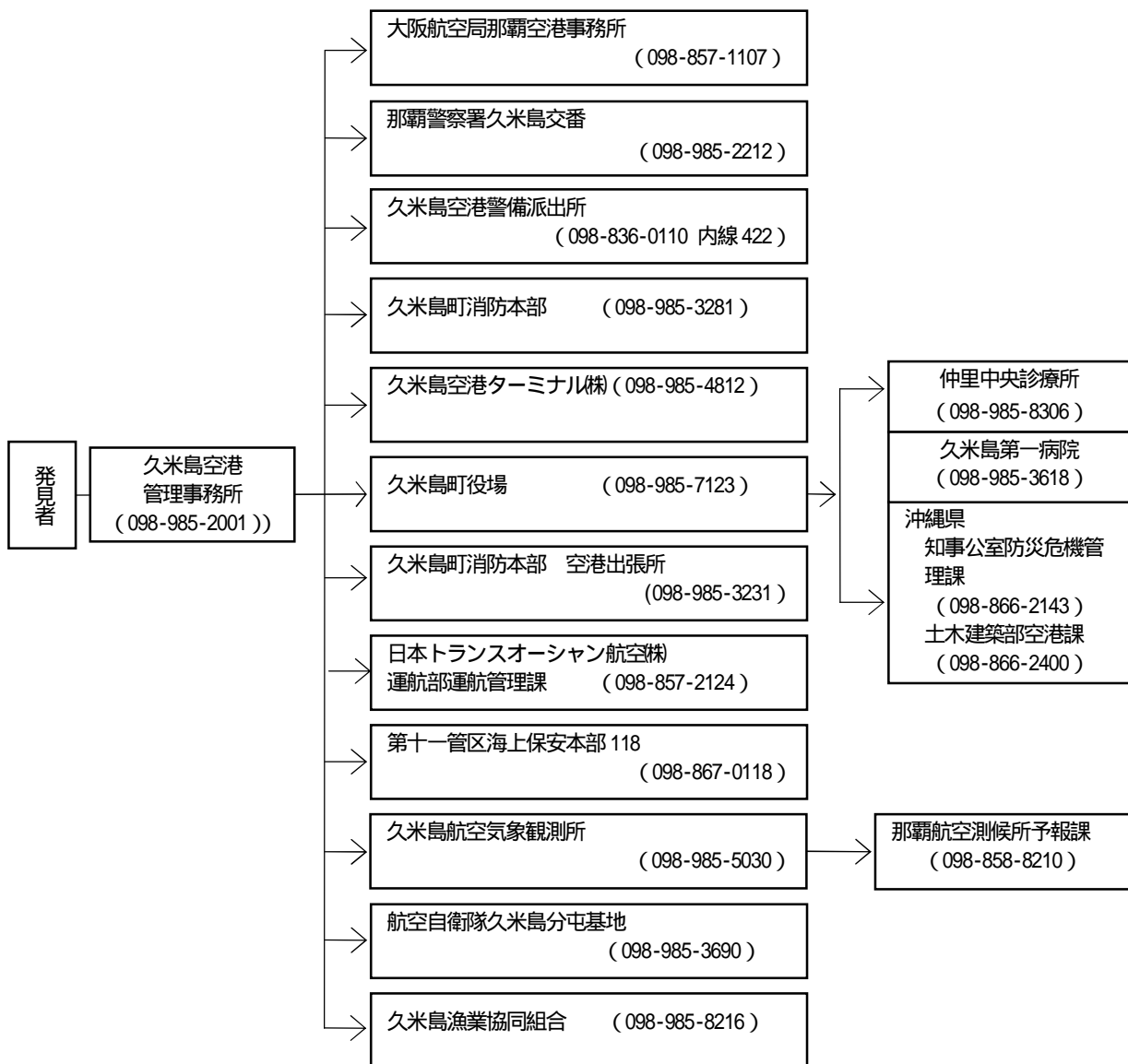
(4) 久米島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

久米島空港消防救難隊

隊長：久米島空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・久米島空港管理事務所
消火救護班	・久米島空港管理事務所 ・久米島町消防本部（久米島町消防団）
警戒班	・那覇警察署久米島交番 ・久米島町役場
協力班	・仲里中央診療所 ・久米島第一医院

緊急通報連絡系統図



(5) 南大東空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

南大東空港消火救難隊

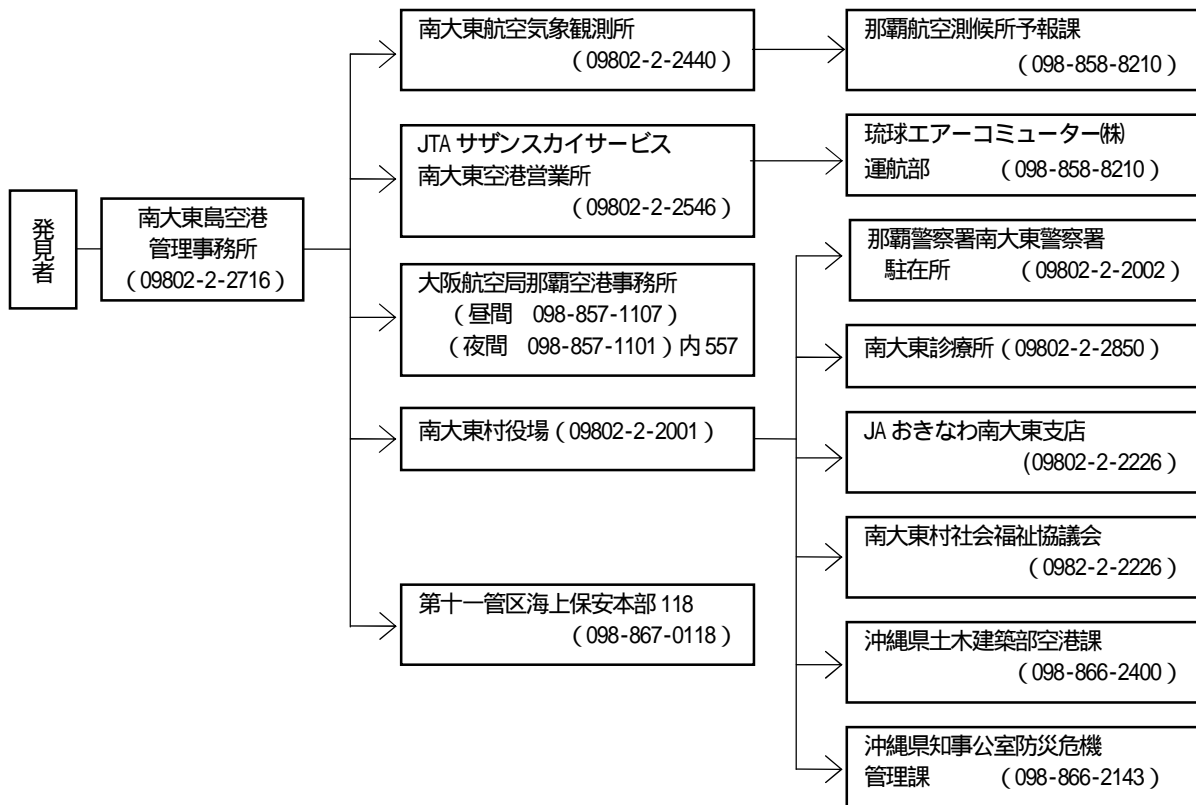
隊長：南大東空港管理事務所長

副隊長：南大東村消防団長

JTA サザンスカイサービス南大東空港所長

班名	構成機関
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>南大東空港管理事務所</li> <li>JTA サザンスカイサービス南大東空港営業所</li> <li>南大東航空気象観測所</li> </ul>
消火救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>南大東空港管理事務所</li> <li>南大東村消防団</li> <li>南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所</li> </ul>
警戒班	<ul style="list-style-type: none"> <li>那覇警察署南大東警察官駐在所</li> </ul>
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>JAおきなわ南大東支店</li> <li>南大東村社会福祉協議会</li> </ul>

緊急通報連絡系統図



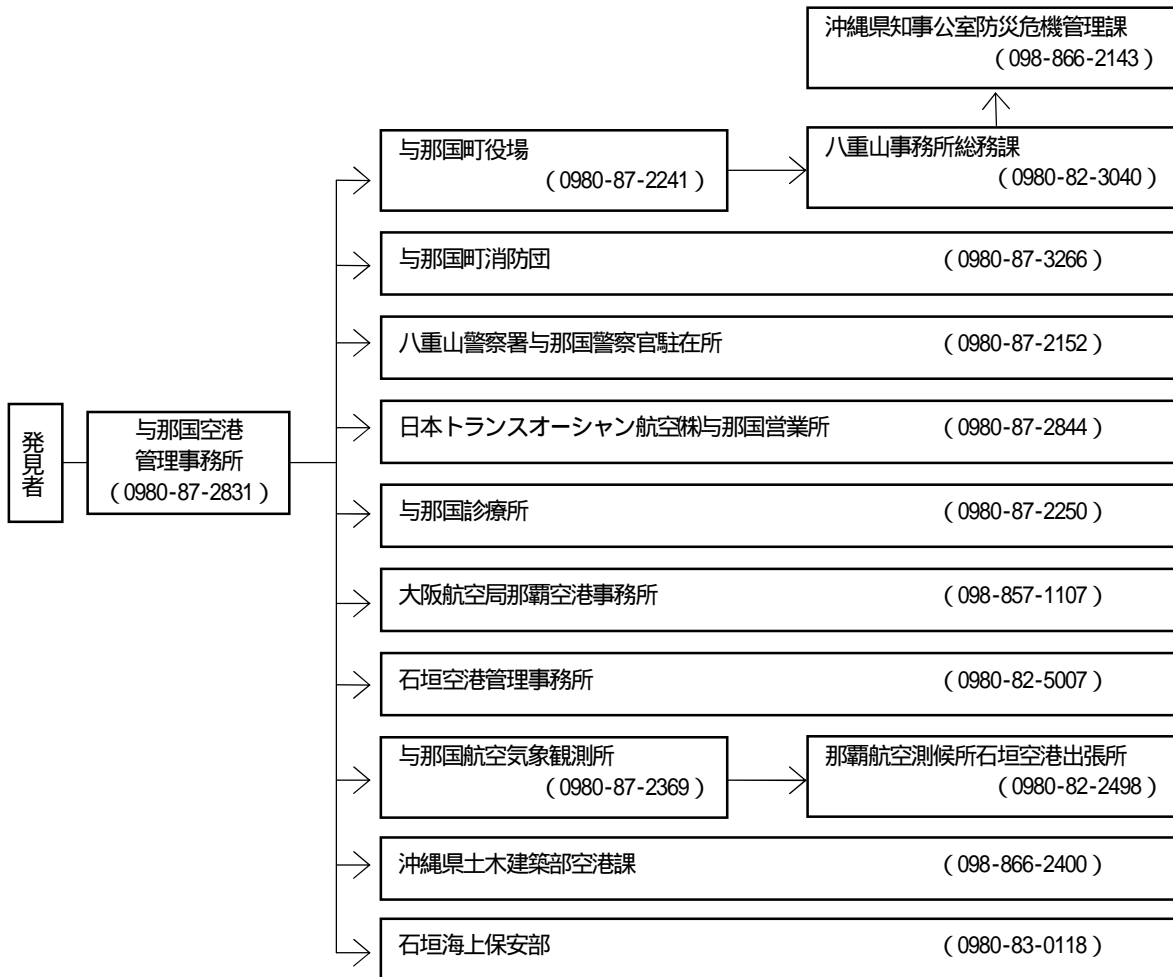
(6) 与那国空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

与那国空港消火救難隊

隊長：与那国町長

班名	構成機関
通報連絡班	・与那国空港管理事務所 ・日本トランスオーシャン 航空（株）与那国営業所
消火救難班	・与那国町消防団 ・与那国診療所 ・八重山保健所与那国支所 ・日本トランスオーシャン 航空（株）与那国営業所
警戒班	・八重山警察署与那国警察官駐在所 ・空港ターミナル売店 ・与那国町役場
協力班	・与那国町青年団連絡協議会 ・与那国町自治公民館連絡協議会 ・与那国町農業協同組合 ・与那国町議会事務局 ・沖縄電力与那国電業所 ・与那国町漁業協同組合

緊急通報連絡系統図



(7) 多良間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

多良間空港消火救難隊

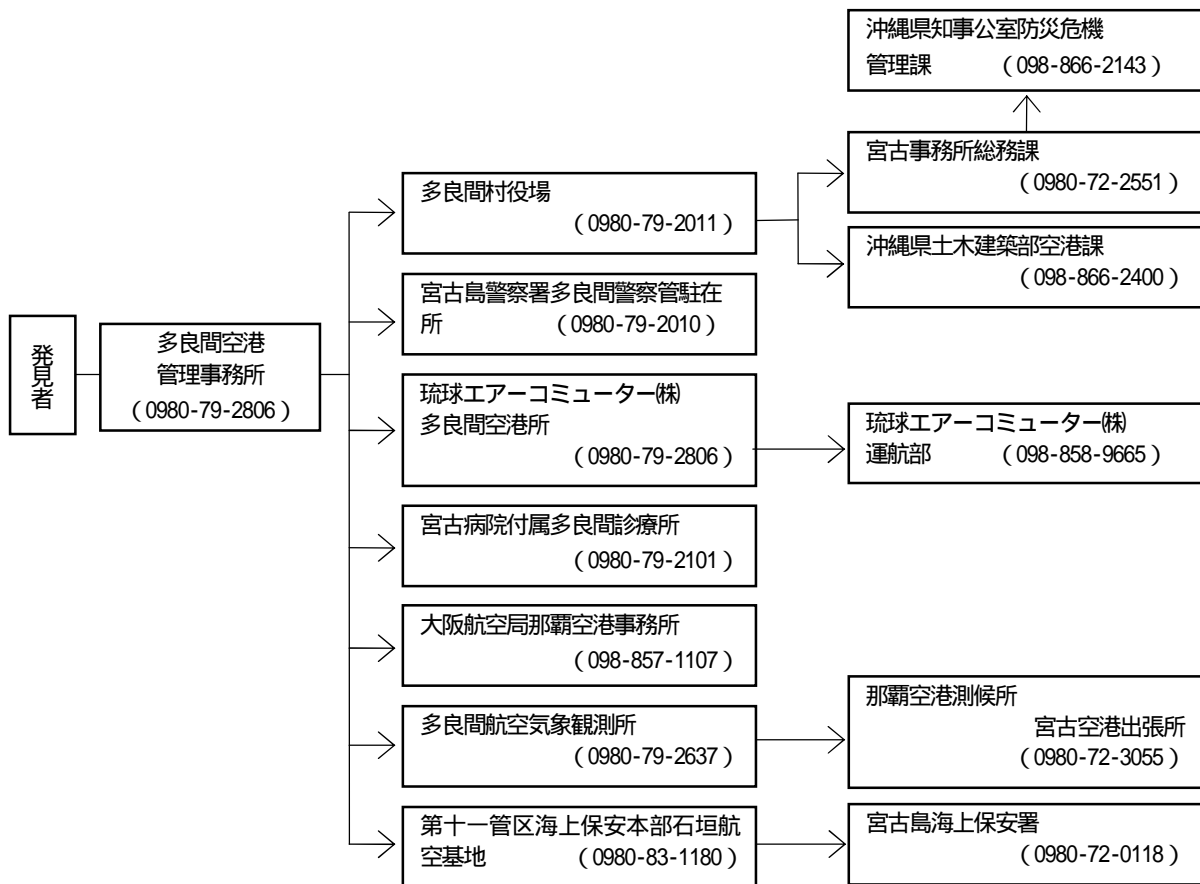
隊長：多良間村長

副隊長：多良間空港管理事務所長

琉球エアークommuter（株）多良間空港所長

班名	構成機関
通報連絡班	・多良間空港管理事務所 ・琉球エアークommuter（株）多良間空港所
消火救護班	・多良間村消防団 ・宮古病院附属多良間診療所
警戒班	・宮古島警察署多良間警察官駐在所

緊急通報連絡系統図





(8) 北大東空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

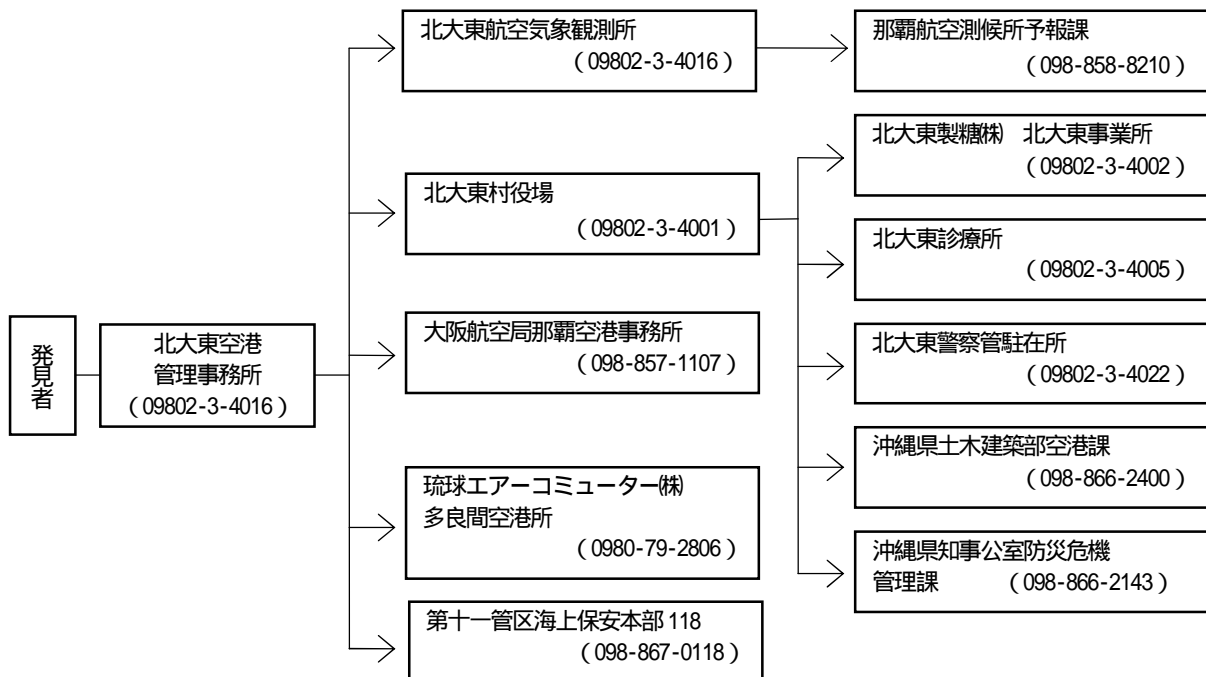
北大東空港消火救難隊

隊長：北大東村長

副隊長：北大東空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・北大東空港管理事務所 ・北大東村役場
消火救護班	・北大東村消防団 ・南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所
警戒班	・那覇警察署北大東警察官駐在所

緊急通報連絡系統図



(9) 波照間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

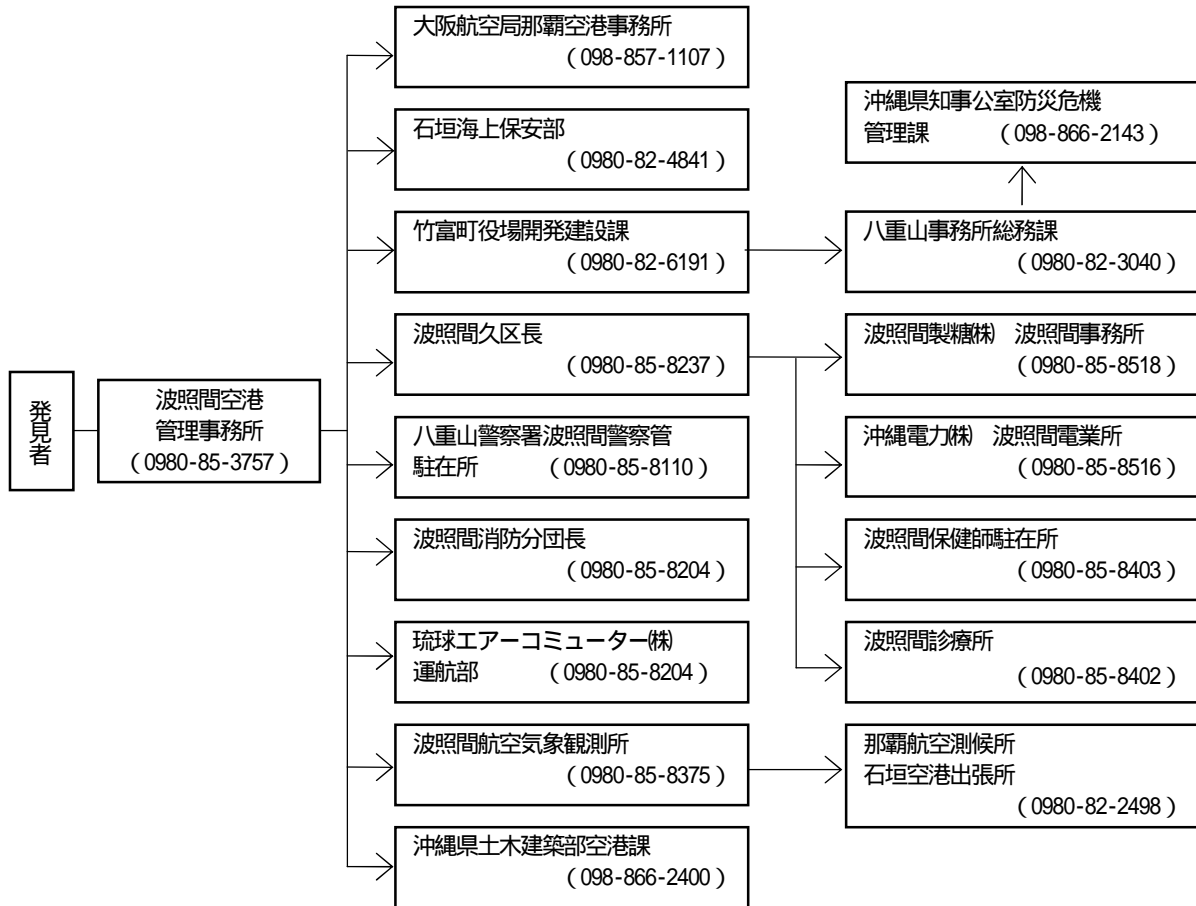
波照間空港消火救難隊

隊長：竹富町長

副隊長：波照間空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・波照間空港管理事務所 ・琉球エアークommューター(株)波照間空港営業所
消火救護班	・波照間消防分団 ・竹富町立波照間診療所 ・波照間保健婦駐在所
警戒班	・八重山警察署波照間警察官駐在所
協力班	・波照間製糖(株)波照間事業所 ・沖縄電力(株)波照間電業所

緊急通報連絡系統図



(10) 粟国空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

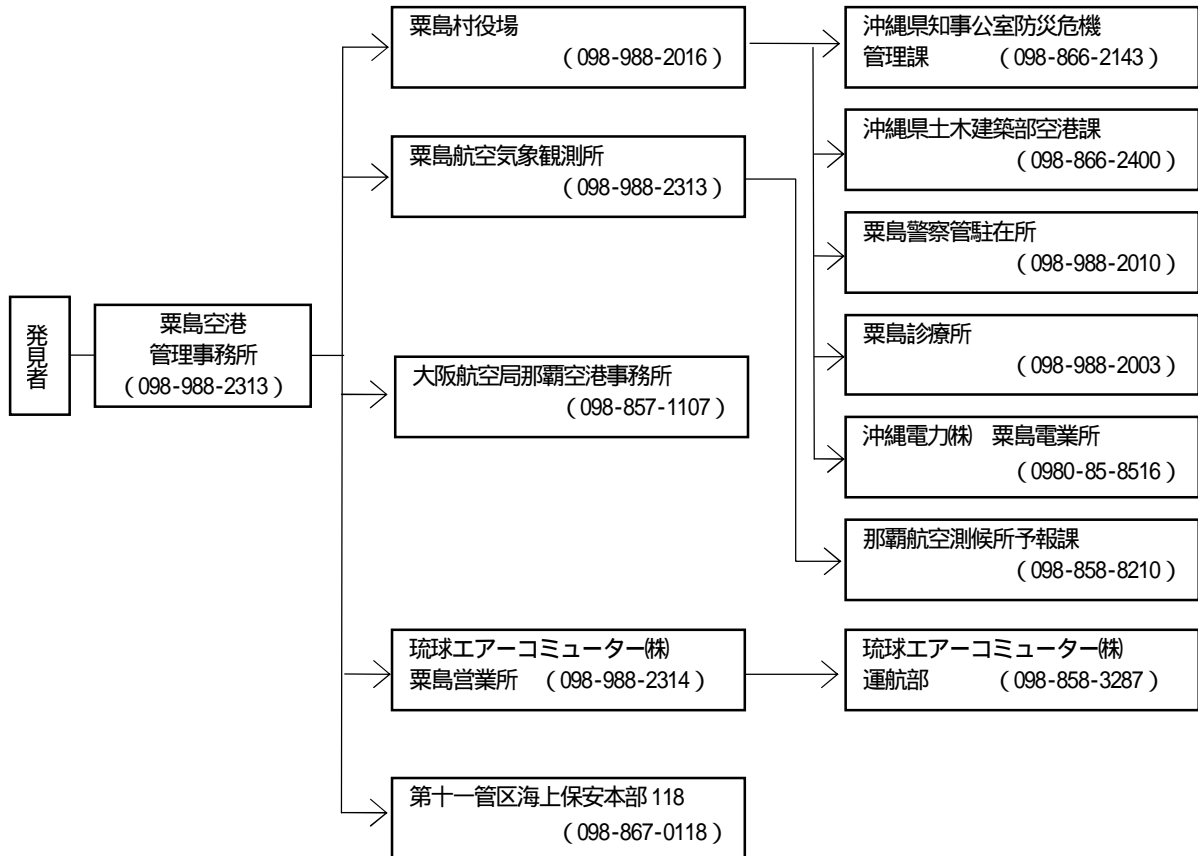
粟国空港消火救難隊

隊長：粟国村長

副隊長：粟国空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・粟国空港管理事務所 ・琉球エアークommuter（株）粟国営業所
消火救護班	・粟国村消防団 ・南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所
警戒班	・那覇警察署粟国警察官駐在所
協力班	・粟国村青年会 ・沖縄電力（株）粟国電業所

緊急通報連絡系統図



(11) 慶良間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

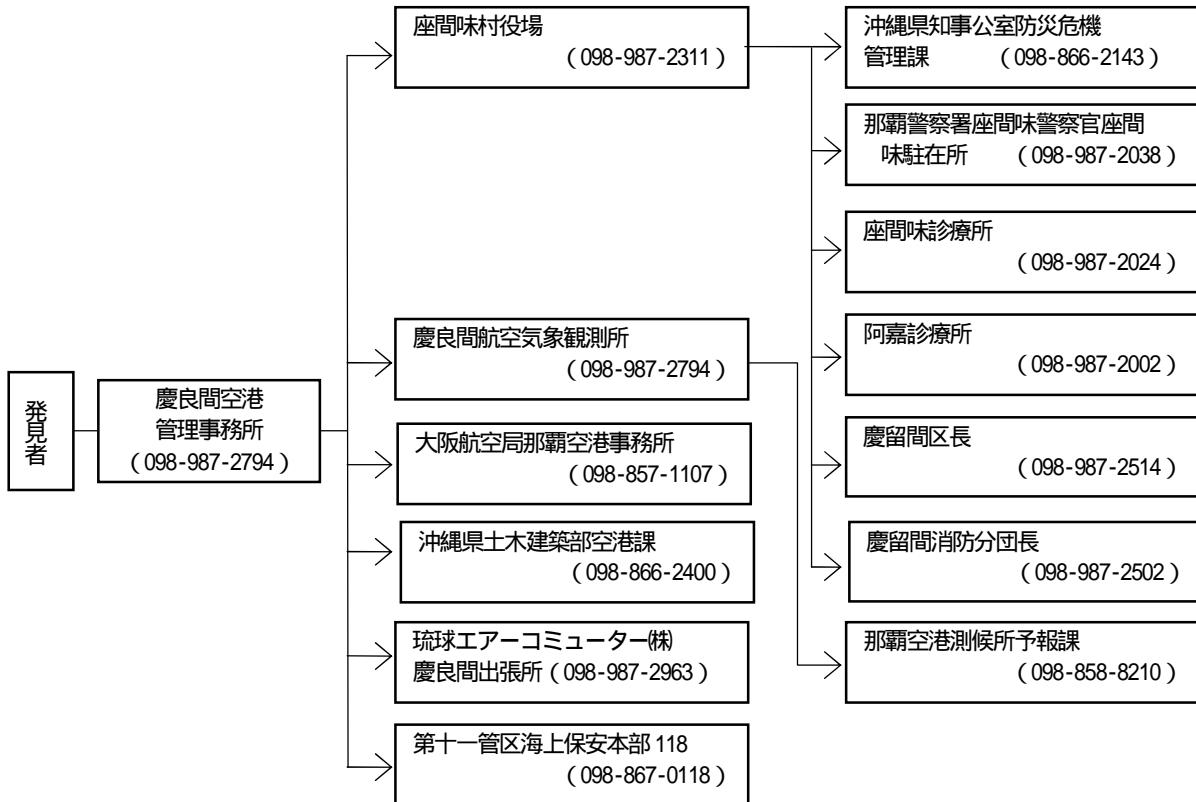
慶良間空港消防救難隊

隊長：座間味村長

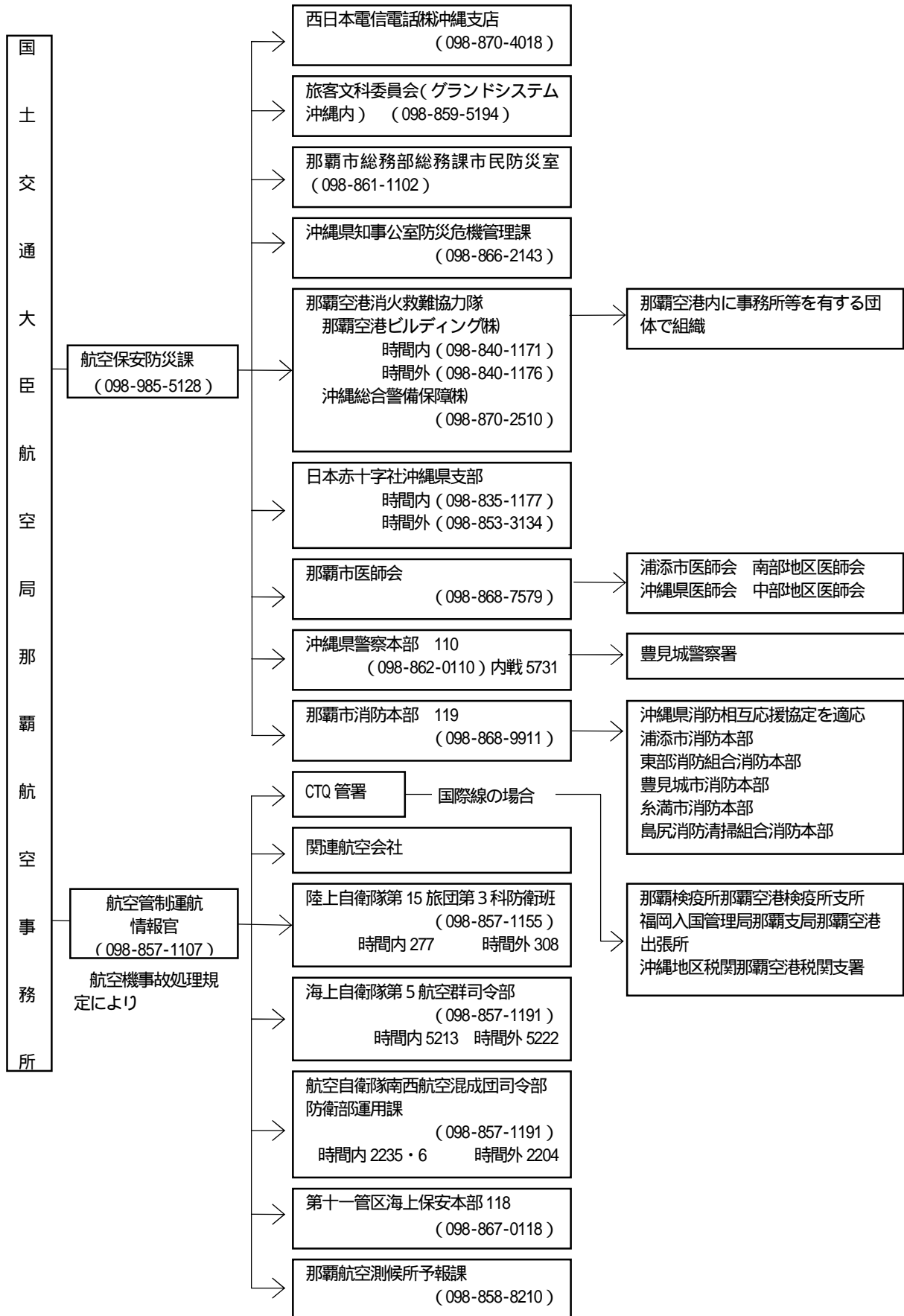
副隊長：慶良間空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・慶良間空港管理事務所 ・琉球エアークommューター(株)慶良間出張所
消火救護班	・慶留間消防分団 ・南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所
警戒班	・那覇警察署座間味警察官駐在所
協力班	・座間味村青年会

緊急通報連絡系統図

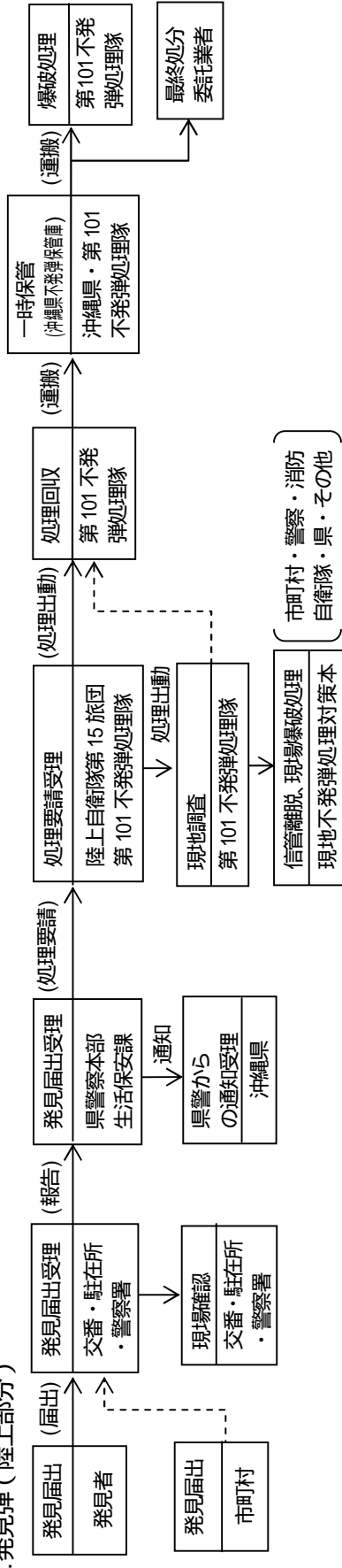


(12) 那覇空港災害緊急通報連絡系統図

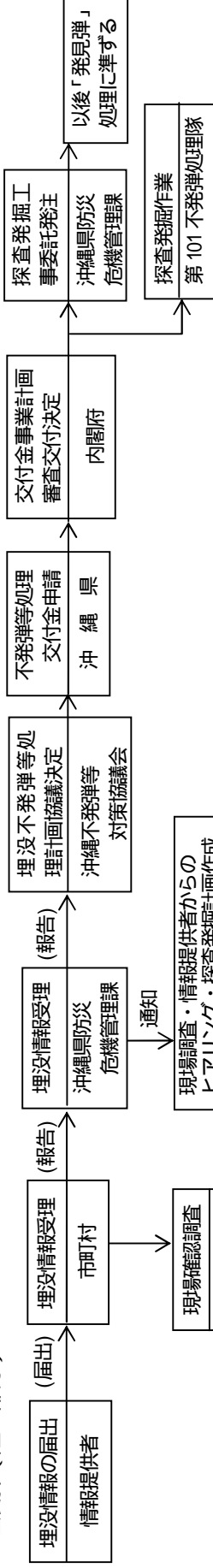


編末図 - 7 不発弾処理業務の流れ

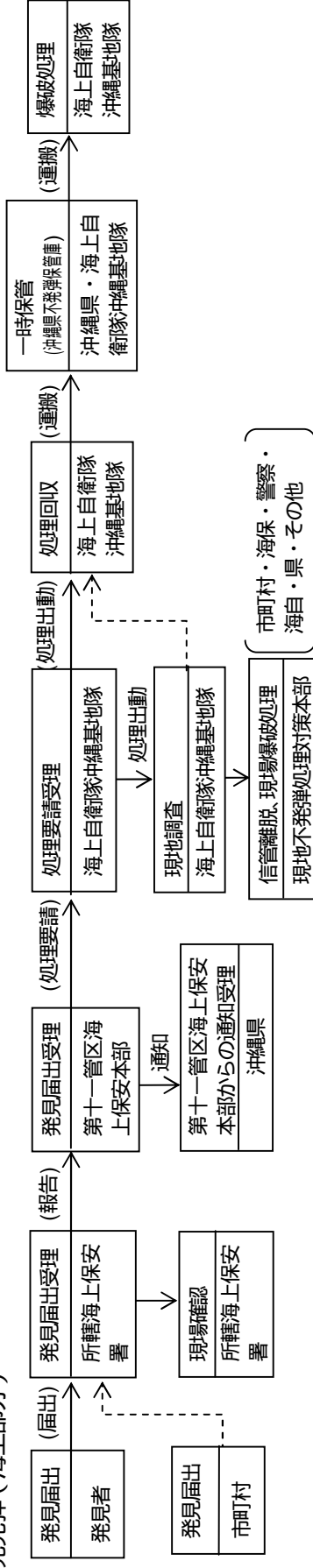
1. 発見弾（陸上部分）



2. 埋没弾（陸上部分）



3. 発見弾（海上部分）



編末表 - 1 沖縄気象台管内警報発表基準

発表 官署	いくつかの市町村 をまとめた地域		二次細 分区域 (市町村)		警 報												記録的 短時間 大雨 R1(mm)									
	担当 区域	一次細 分区域	市町村等を まとめた 地域		大 雨				洪 水				暴風 (m/s) <平均風速>	波浪 (m) <有義波高>	高潮 (m) <潮位・標高>											
			平地地	R1	R3	平地地以外	雨量基準(mm)	平地地以外	流域雨量 指数基準	複合基準																
沖縄 気象台	沖縄本島地方	本島中南部	南部	那覇市	70	156	70	70	70	70	70	70	28	50	河川名	国場川	11	6.0 <sup>2</sup>	2.0	25	110					
				浦添市	70	192	70	70	70	70	70	70	70	70	50	河川名	国場川					11				
				糸満市	70	187	70	70	70	70	70	70	70	70	70	50	河川名					鞆得川	10			
				豊見城市	60	206	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60					60	60	60	60	60
				南城市	70	137	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70					70	70	70	70	70
				西原町	60	205	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60					60	60	60	60	60
		中部	与那国町	70	197	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70				
			南風原町	70	206	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70				
			八重瀬町	70	147	70	80	147	70	80	147	70	80	147	70	80	147	70	80	147	70	80				
			宜野湾市	60	190	60	60	190	60	60	190	60	60	190	60	60	190	60	60	190	60	60				
			沖縄市	80	120	80	80	120	80	80	120	80	80	120	80	80	120	80	80	120	80	80				
			うるま市	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80				
	本島北部	名護地区	読谷村	60	70	190	60	70	190	60	70	190	60	70	190	60	70	190	60	70	190	60				
			嘉手納町	70	131	70	70	131	70	70	131	70	70	131	70	70	131	70	70	131	70	70				
			北谷町	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60				
			北中城村	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60	191	60	60				
			中城村	70	198	70	70	198	70	70	198	70	70	198	70	70	198	70	70	198	70	70				
			渡嘉敷村	70	156	70	70	156	70	70	156	70	70	156	70	70	156	70	70	156	70	70				
	久米島	久米島	久米島	慶良間 栗国諸島	70	217	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70			
				伊平屋村	80	193	80	80	193	80	80	193	80	80	193	80	80	193	80	80	193	80	80			
				伊是名村	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
				伊平屋	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
国頭村				70	147	70	70	147	70	70	147	70	70	147	70	70	147	70	70	147	70	70				
大宜味村				80	166	80	80	166	80	80	166	80	80	166	80	80	166	80	80	166	80	80				
東村				70	168	70	70	168	70	70	168	70	70	168	70	70	168	70	70	168	70	70				
名護市				60	70	158	60	70	158	60	70	158	60	70	158	60	70	158	60	70	158	60	70			
今帰仁村				70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70				
本部町				70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70	180	70	70				
大東島 地方	大東島 地方	大東島 地方	伊江村	80	254	80	80	254	80	80	254	80	80	254	80	80	254	80	80	254	80	80				
			恩納村	80	161	80	80	161	80	80	161	80	80	161	80	80	161	80	80	161	80	80				
			宜野座村	70	172	70	70	172	70	70	172	70	70	172	70	70	172	70	70	172	70	70				
			金武町	70	110	70	70	110	70	70	110	70	70	110	70	70	110	70	70	110	70	70				
宮古島 地方	宮古島 地方	宮古島 地方	久米島町	70	178	70	70	178	70	70	178	70	70	178	70	70	178	70	70	178	70	70				
			南大東村	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150				
			北大東村	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150				
			宮古島市	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	90			
石垣島 地方	石垣島 地方	石垣島 地方	多良間町	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90				
			宮古島市	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80	60	80			
			石垣市	80	121	80	80	121	80	80	121	80	80	121	80	80	121	80	80	121	80	80				
			竹富町	80	210	80	80	210	80	80	210	80	80	210	80	80	210	80	80	210	80	80				
八重山 地方	八重山 地方	八重山 地方	与那国町	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80	150	80	80				
			与那国町	80	175	80	80	175	80	80	175	80	80	175	80	80	175	80	80	175	80	80				

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。  
 1 陸上及び各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、盛間味村、栗国村、渡名喜村、伊平屋村、栗国町、久米島町」は陸上と海上に分けない。  
 2 糸満市、国頭村、名護市は、2海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。その他の市町村は海域を分けない。





# 巻末図表

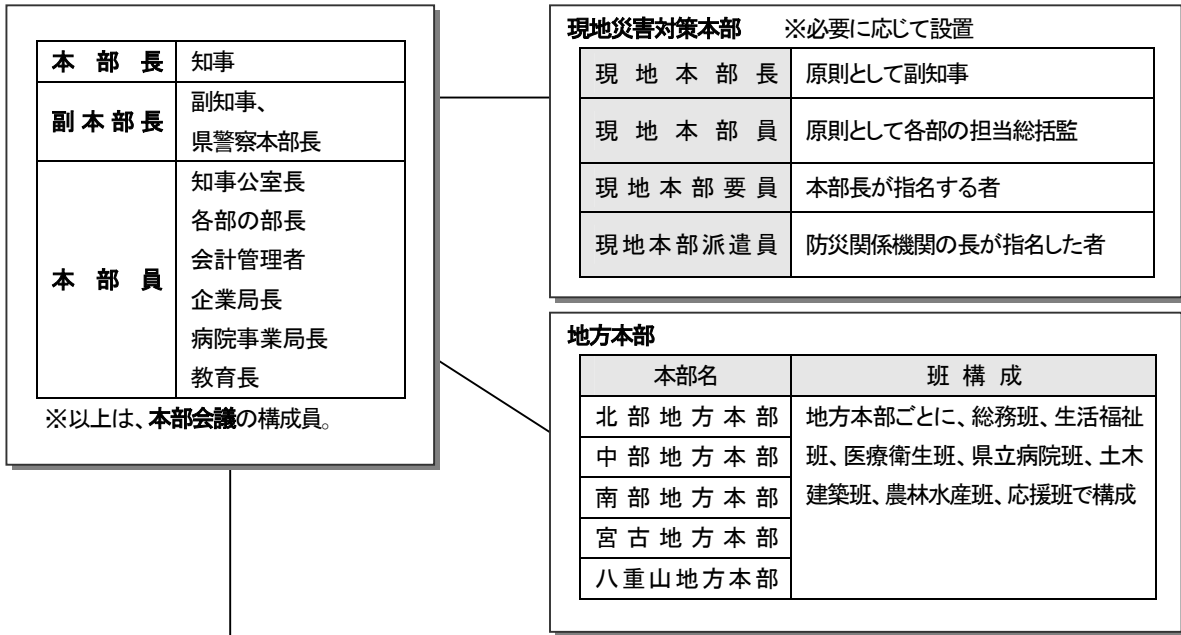
## 地震・津波編及び風水害等編に共通する図表

- 巻末図－1 沖縄県災害対策本部組織図
- 巻末図－2 職員の配備体制のながれ
- 巻末図－3 災害情報連絡系統図
- 巻末図－4 自衛隊の災害派遣要請系統図
- 巻末図－5 危険物等災害時の通報連絡系統図
  
- 巻末表－1 沖縄県災害対策本部の部名、部長及び副部長
- 巻末表－2 沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域
- 巻末表－3 現地災害対策本部の構成及び所掌事務
- 巻末表－4 沖縄県災害対策本部事務分掌
- 巻末表－5 災害対策要員配備体制
- 巻末表－6 防災関係機関の収集情報・連絡系統
- 巻末表－7 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧



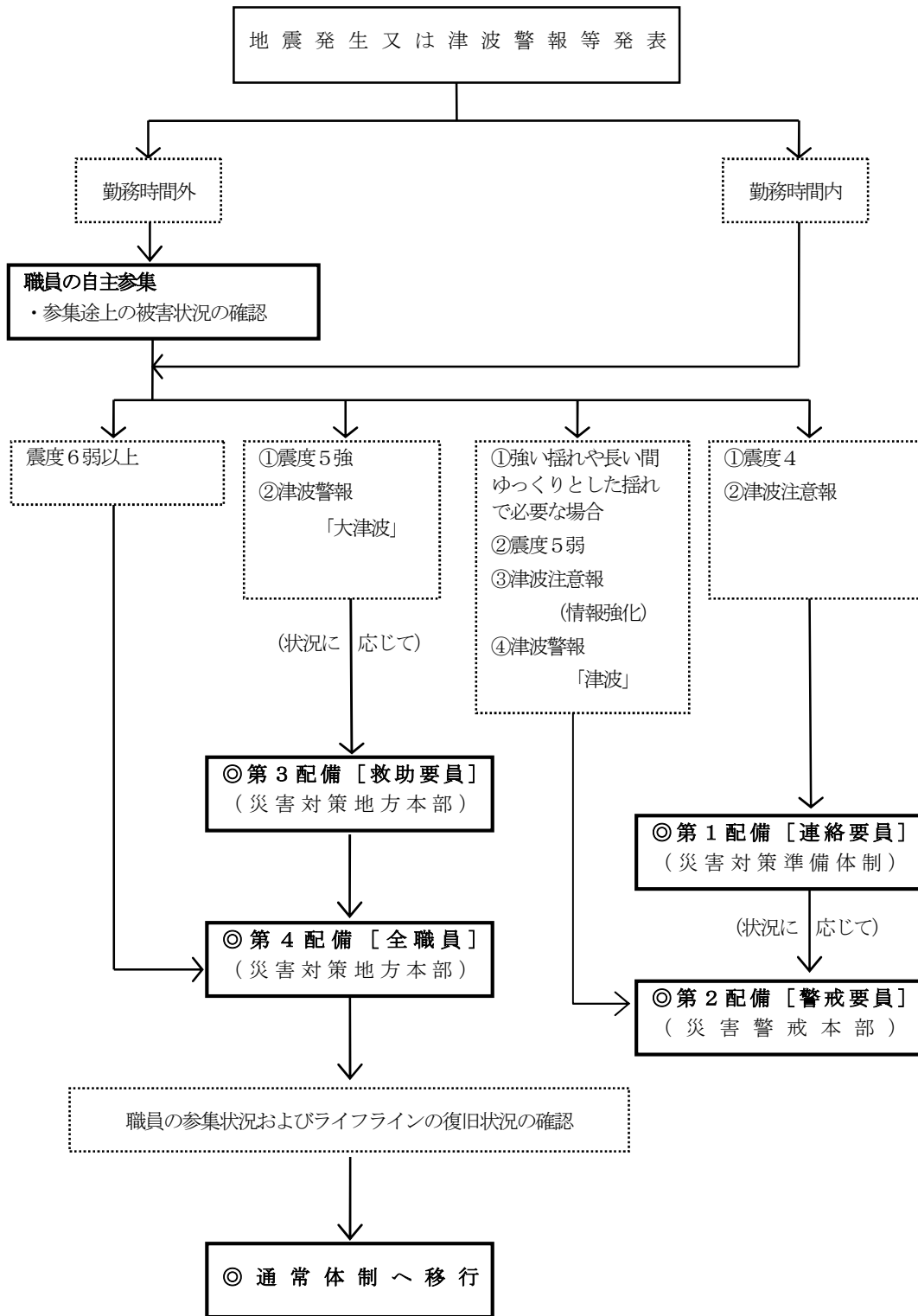
巻末図表

巻末図－1 沖縄県災害対策本部組織図



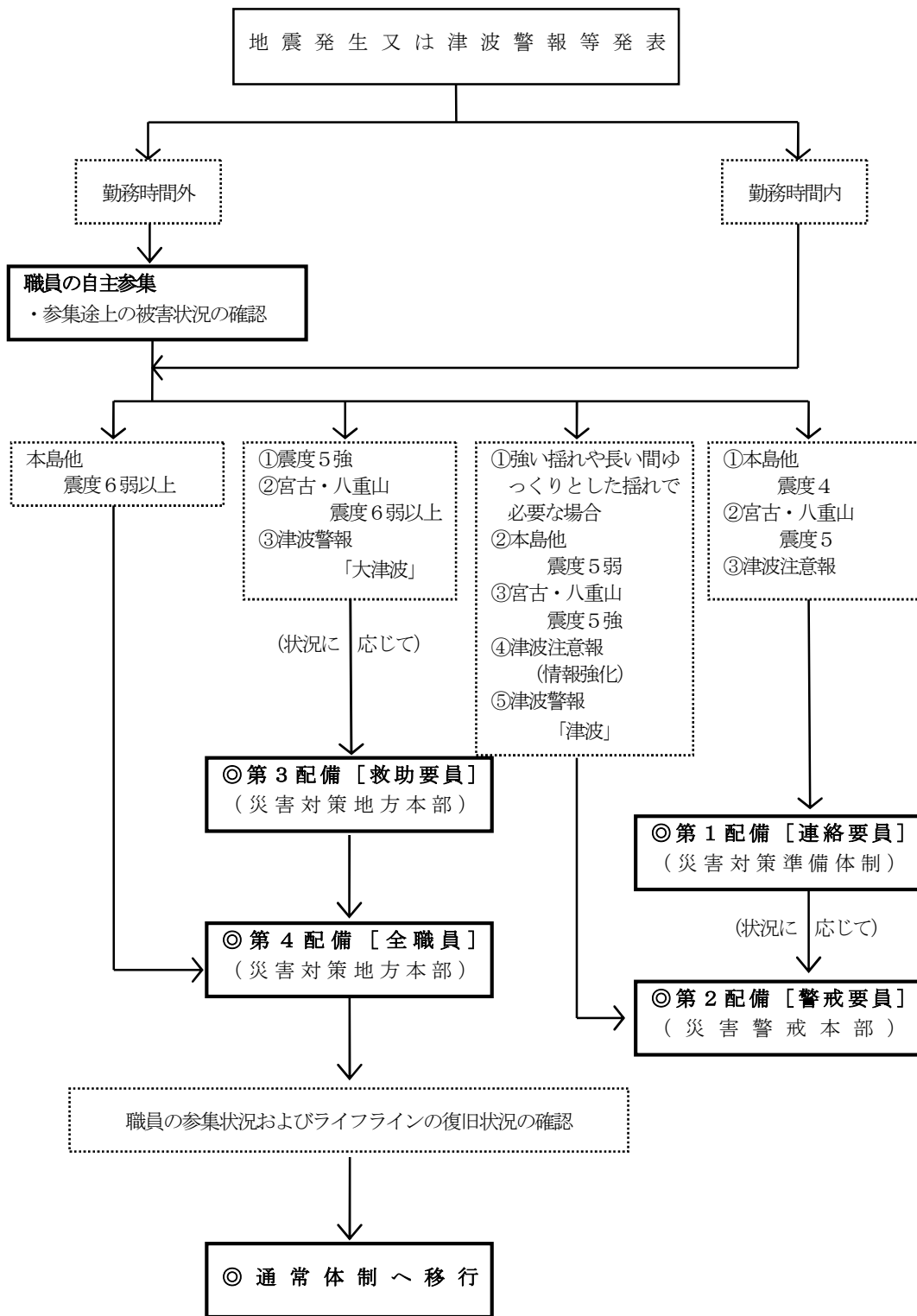
<b>部及び班</b>	
部名	班構成
総括情報部	総括情報班、連絡調整班
知事公室部	知事公室総務班、広報班、基地対策班、返還問題対策班、防災危機管理班
総務部	総務班、人事班、職員厚生班、財政版、税務班、管財班、行政改革推進班、東京連絡班
企画部	企画総務班、交通政策班、土地対策班、統計班、科学技術振興班、情報製作班、地域・離島班、市町村班
環境生活部	環境生活総務班、環境保全班、環境整備班、自然保護班、生活衛生班、平和・男女共同参画班
福祉保健部	福祉保健総務班、福祉・援護班、高齢者福祉介護班、青少年・児童家庭班、障害保健福祉班、医務班、健康増進班、国民健康保険班、薬務疾病対策班
農林水産部	農林水産総務班、流通政策班、農政経済班、営農支援班、園芸振興班、糖業農産班、畜産班、村づくり計画班、農地水利班、農村整備班、森林緑地班、水産班、漁港漁場班
商工労働部	商工労働総務班、新産業振興班、商工振興班、経営金融班、企業立地推進班、情報産業振興班、雇用政策班、労政能力開発班
文化観光スポーツ部	文化観光総務班、観光振興班、交流推進班、文化振興班、スポーツ振興班
土木建築部	土木総務班、技術管理班、用地班、道路街路班、道路管理班、河川班、海岸防災班、港湾班、空港班、都市計画・モノレール班、下水道班、建築指導班、住宅班、施設建築班、新石垣空港班
出納部	出納総務班、物品管理班
企業部	企業総務班、配水管理班、建設班
病院事業部	県立病院班
教育部	
警察部	
監査委員会	監査班
労働委員会	調整審査班
人事委員会	人事委員会総務班、職員班
議会部	議会事務局総務班、議事班、政務調査班

巻末図-2 職員の配備体制のながれ



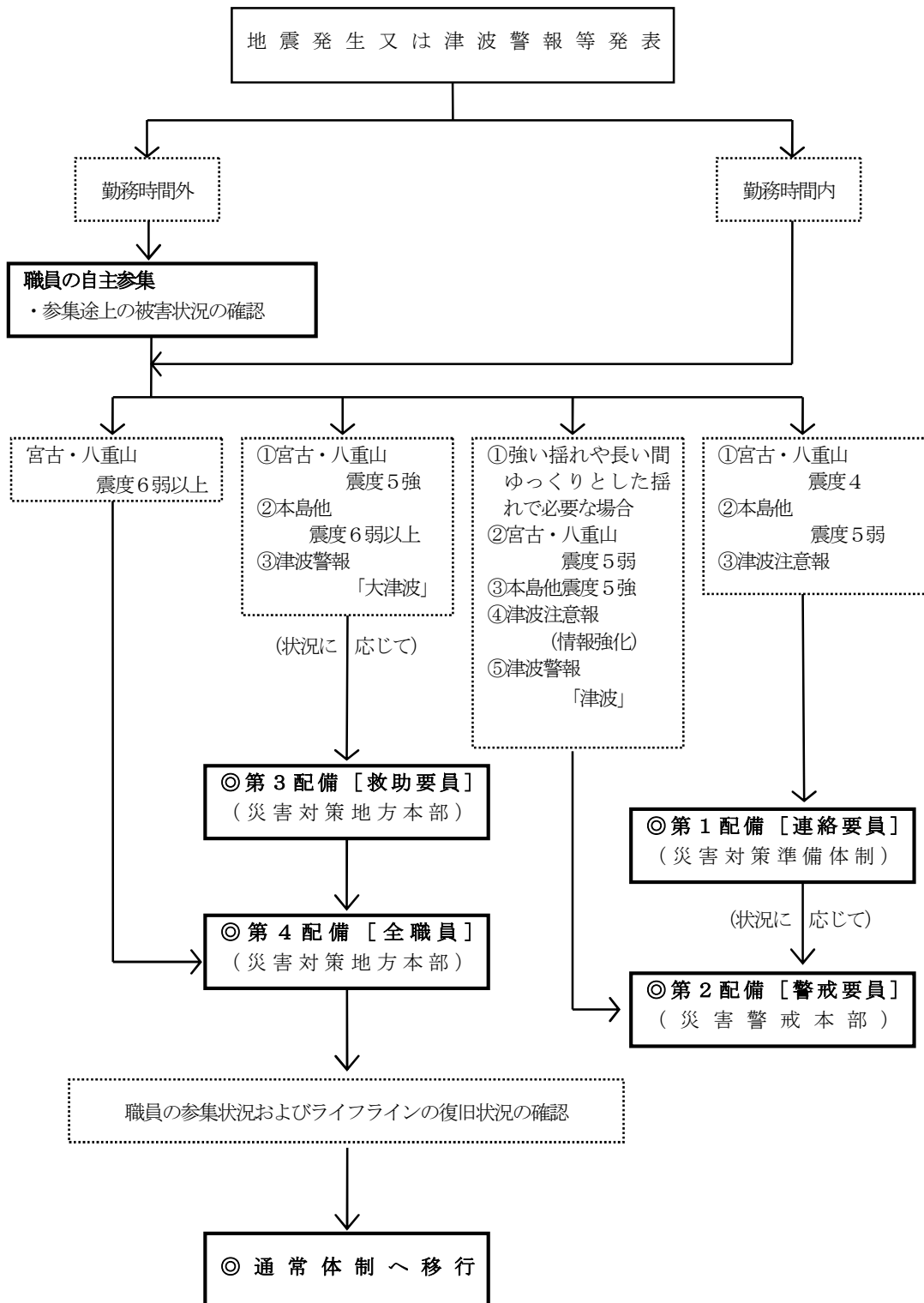
【職員の配備体制のながれ①（本庁勤務職員）】

巻末図表



【職員の配備体制のながれ②（北部・中部・南部地方本部所属機関勤務職員）】

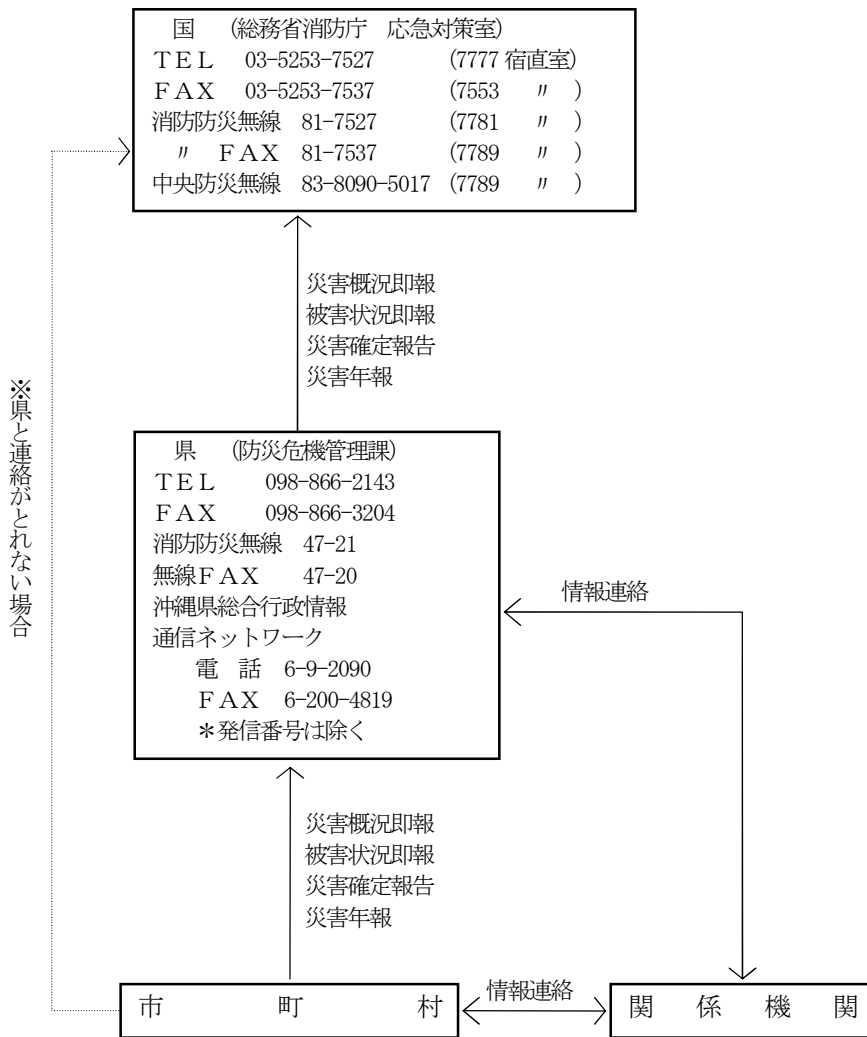
巻末図表



【職員の配備体制のながれ③（宮古・八重山地方本部所属機関勤務職員）】

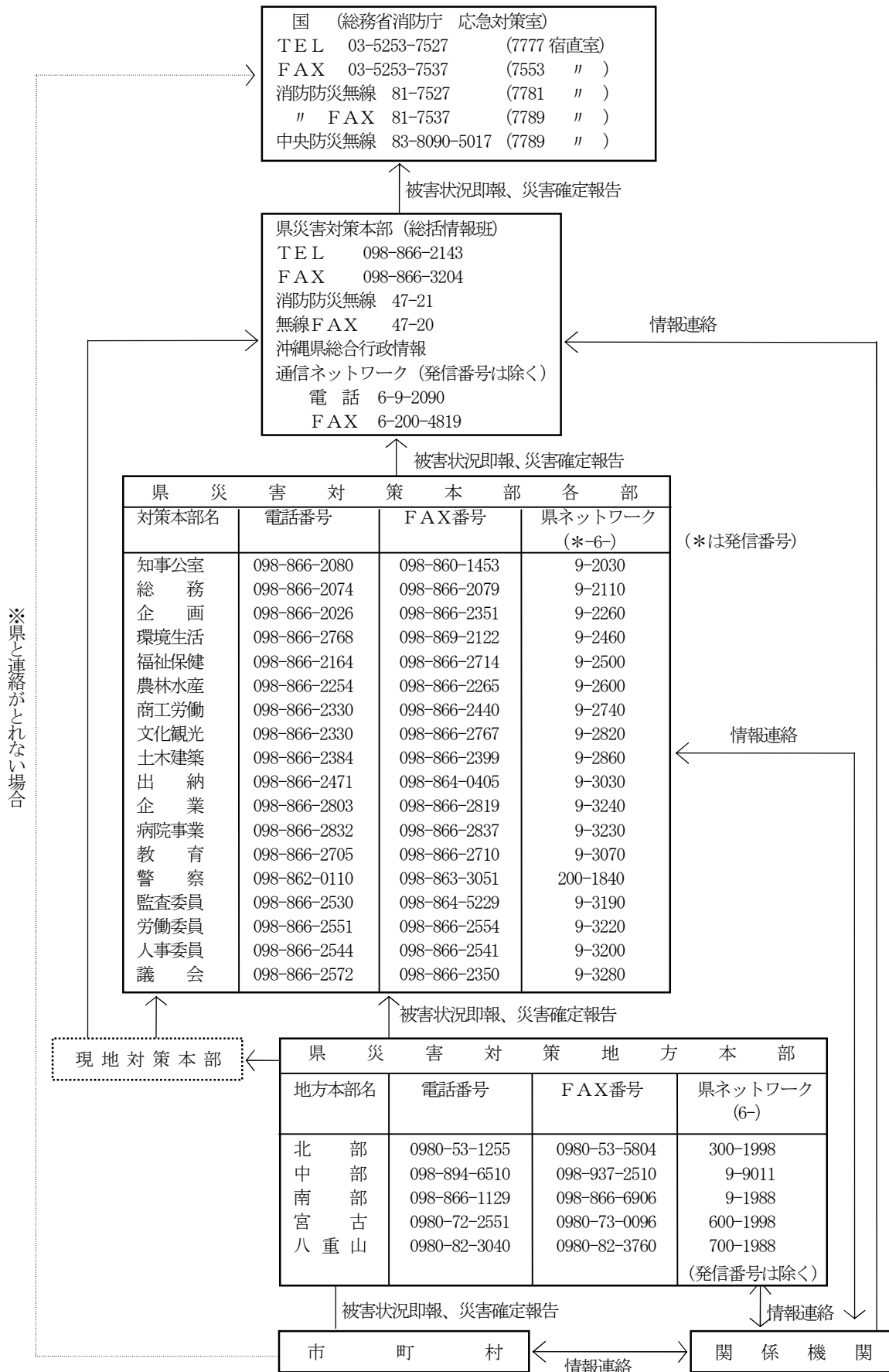
巻末図表

巻末図-3 災害情報連絡系統図



【県災害対策本部未設置時】

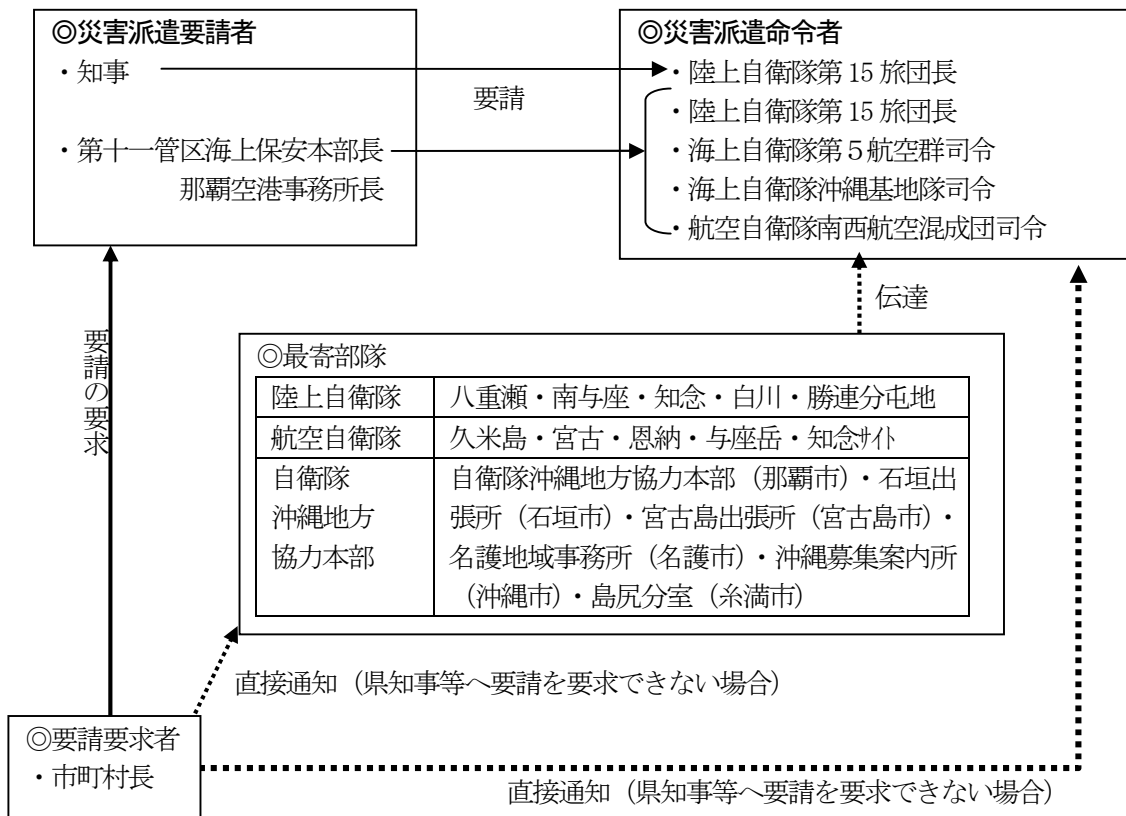
巻末図表



【県災害対策本部設置時】



巻末図－4 自衛隊の災害派遣要請系統図



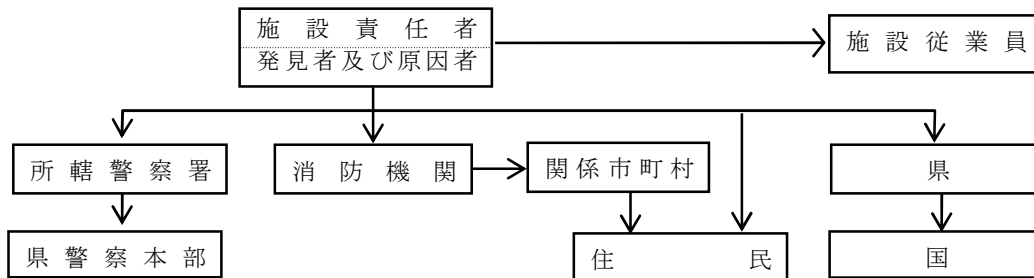
- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付表 最寄り部隊の住所

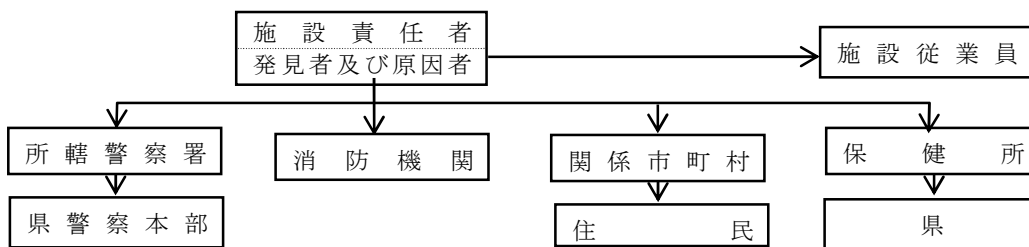
区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1 F	098-992-4141	

巻末図－5 危険物等災害の通報連絡系統図

1. 石油類、高圧ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



巻末図表

巻末表－1 沖縄県災害対策本部の部、部長及び副部長

(沖縄県災害対策本部運営要綱。平成23年9月9日)

部名	部長	副部長
総括情報部	知事公室長	基地防災統括監
知事公室部	知事公室長	秘書広報統括監
総務部	総務部長	総務統括監
企画部	企画部長	企画調整統括監
環境生活部	環境生活部長	県民生活統括監
福祉保健部	福祉保健部長	福祉企画統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	観光政策統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	会計管理者	会計課長
企業部	企業局長	企業企画統括監
病院事業部	病院事業局長	病院事業統括監
教育部	教育長	教育管理統括監
警察部	警察本部長	警備部長 交通部長
監査委員部	監査委員事務局長	監査課長
労働委員会部	労働委員会事務局長	調整審査課長
人事委員会部	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

巻末図表

巻末表－2 沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域

(沖縄県災害対策本部運営要綱。平成23年9月9日)

名称及び設置場所	地方本部長及び地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
沖縄県災害対策北部地方本部 北部合同庁舎 (名護市)	地方本部長 北部土木事務所長 地方副本部長 北部農林水産振興センター所長	北部土木事務所 の管轄区域	北部土木事務所 北部福祉保健所 北部農林水産振興センター 県立北部病院 名護県税事務所 その他北部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉保健所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木本務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター所長 応援班 班長 名護県税事務所長
沖縄県災害対策中部地方本部 中部合同庁舎 (沖縄市)	地方本部長 中部土木事務所長 地方副本部長 中部農林土木事務所長	中部土木事務所 の管轄区域	中部土木事務所 中部福祉保健所 中部農林土木事務所 中部農業改良普及センター 県立中部病院 コザ県税事務所 その他中部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉保健所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長
沖縄県災害対策南部地方本部 南部合同庁舎 (那覇市)	地方本部長 南部土木事務所長 地方副本部長 南部農林土木事務所長	南部土木事務所 の管轄区域	南部土木事務所 南部福祉保健所 南部農林土木事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 南部医療センター・こども医療センター 那覇県税事務所 その他南部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 南部土木事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉保健所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 班長付 中央保健所長 県立病院班 班長 南部医療センター・こども医療センター院長 土木建築班 班長 南部土木事務所長

巻末図表

				農林水産班 班長 南部農林土木事務所長 応援班 班長 那覇県税事務所長
沖縄県災害対策宮古地方本部 宮古合同庁舎 (宮古島市)	地方本部長 宮古事務所長 地方副本部長 宮古事務所総務課長	宮古事務所の管轄区域	宮古事務所 宮古福祉保健所 宮古農林水産振興センター 宮古土木事務所 県立宮古病院 その他宮古事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 宮古事務所総務課長 生活福祉班 班長 宮古福祉保健所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 県立病院班 班長 県立宮古病院長  土木建築班 班長 宮古土木事務所長 農林水産班 班長 宮古農林水産振興センター所長 応援班 班長 宮古事務所県税課長
沖縄県災害対策八重山地方本部 八重山合同庁舎 (石垣市)	地方本部長 八重山事務所長 地方副本部長 八重山事務所総務課長	八重山事務所の管轄区域	八重山事務所 八重山福祉保健所 八重山農林水産振興センター 八重山土木事務所 県立八重山病院 その他八重山事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 八重山事務所総務課長 生活福祉班 班長 八重山福祉保健所長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 県立病院班 班長 県立八重山病院長  土木建築班 班長 八重山土木事務所長 農林水産班 班長 八重山農林水産振興センター所長 応援班 班長 八重山事務所県税課長

(地方本部各班の役割)

班名	基本的役割
総括班	地方本部の総括に関する事。
生活福祉班	生活支援に関する事。
医療衛生班	医療及び衛生に関する事。
県立病院班	医療に関する事。
土木建築班	土木関係対策に関する事。
農林水産班	農林水産関係対策に関する事。
応援班	他班の応援に関する事。

巻末図表

巻末表－３ 現地災害対策本部の構成及び所掌事務

(沖縄県災害対策本部運営要綱。平成23年9月9日)

区分	内容
構成	現 地 本 部 長 原則として副知事 現 地 本 部 員 原則として各部の担当統括監 現 地 本 部 要 員 本部長が指名する者 現 地 本 部 派 遣 員 防災関係機関の長が指名した者
所掌事務	1 被害状況、復旧状況の情報分析に関する事 2 市町村、関係機関との連絡調整に関する事 3 現場部隊の役割分担及び調整に関する事 4 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関する事 5 本部長の指示による応急対策の推進に関する事 6 各種相談業務の実施に関する事 7 その他緊急を要する応急対策の実施に関する事
設置場所	災害現地又は県出先機関あるいは市町村庁舎
要員等の輸送方法	航空機保有防災機関へ輸送を依頼する

巻末図表

巻末表－４ 沖縄県災害対策本部事務分掌

(沖縄県災害対策本部運営要綱。平成23年9月9日)

部名	班名及び班長	分掌事務
総括情報部	総括情報班 班長 防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>2 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 地方本部との連絡調整に関する事。</li> <li>4 各部の分掌事務の調整に関する事。</li> <li>5 本部の庶務に関する事。</li> <li>6 被災市町村への指導、助言及び応援に関する事。</li> <li>7 災害情報等の収集及び伝達に関する事。</li> <li>8 災害現地視察調査に関する事。</li> <li>9 被害調査書の作成及び配布に関する事。</li> <li>10 非常通信の運用に関する事。</li> <li>11 自衛隊への災害派遣要請に関する事。</li> <li>12 広域応援要請に関する事。</li> <li>13 市町村長又は消防長に対する災害防御活動の指示に関する事。</li> <li>14 消防庁への災害報告及び国との連絡調整に関する事。</li> <li>15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関する事。</li> </ol>
	連絡調整班 班長 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部間の連絡調整に関する事。</li> <li>2 各部への本部決定事項の伝達に関する事。</li> </ol>
知事公室部	知事公室総務班 班長 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関する事。</li> <li>3 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。</li> <li>4 国の災害対策本部長等の対応に関する事。</li> </ol>
	広報班 班長 広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事。</li> <li>2 災害写真の撮影、収集及び収録に関する事。</li> <li>3 記者発表に関する事。</li> </ol>
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携にかかる連絡に関する事。
	返還問題対策班 班長 返還問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	災害時における危険物等の保安に関する事。
	総務班 班長 総務私学課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関する事。</li> <li>3 東京連絡班との連絡に関する事。</li> <li>4 災害関係文書の收受及び発送に関する事。</li> <li>5 災害関係資料等の印刷に関する事。</li> <li>6 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	人事班 班長 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係職員の服務及び動員に関する事。</li> </ol>

巻末図表

総務部		2 災害対策基本法第29条第1項の規定に基づく職員の派遣要請及び第31条の規定に基づく職員のあるせん要求に関する事。
	職員厚生班 班長 職員厚生課長	1 災害応急対策に従事する職員の公務災害に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関する事。
	財政班 班長 財政課長	1 災害対策費の資金計画に関する事。 2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関する事。 3 県議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関する事。
	税務班 班長 税務課長	1 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免に関する事。 2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期に関する事。
	管財班 班長 管財課長	1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。 2 県有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 3 災害応急対策用諸物資等の購入に関する事。 4 その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関する事。
	行政改革推進班 班長 行政改革推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	東京連絡班 班長 東京事務所長	国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関する事。
企画部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。
	交通政策班 班長 交通政策課長	災害時における交通体系の連絡調整に関する事。
	土地対策班 班長 土地対策課長	災害時における開発区域の保全に関する事。
	統計班 班長 統計課長	災害統計に関する事。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	情報政策班 班長 情報政策課長	1 防災行政無線による通信の確保に関する事。 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び発信に係る指導に関する事。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関する事。 2 災害時における地域離島の振興対策に関する事。
市町村班 班長 市町村課長	1 被災市町村の行政指導に関する事。 2 被災市町村の特別交付税及び災害復旧資金に関する事。	



巻末図表

環境生活部	環境生活総務班 班長 環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> <li>3 環境の総合対策に関すること。</li> </ol>
	環境保全班 班長 環境保全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公害の調査及び対策に関すること。</li> <li>2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関すること。</li> </ol>
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 動物の保護及び収容に関すること。</li> </ol>
	県民生活班 班長 県民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。</li> <li>3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。</li> <li>4 災害時における消費生活の総合調整に関すること。</li> <li>5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。</li> <li>6 避難所等の総合対策に関すること。</li> <li>7 生活再建支援に関すること。</li> <li>8 災害時における交通安全対策に関すること。</li> </ol>
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の食品衛生に関すること。</li> <li>2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関すること。</li> <li>3 飲料水の供給に関すること。</li> <li>4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。</li> <li>5 災害時における死体の埋葬処理に関すること。</li> </ol>
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
福祉保健部	福祉保健総務班 班長 福祉保健企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> </ol>
	福祉・援護班 班長 福祉・援護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 生活福祉資金の貸付けに関すること。</li> </ol>
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における老人福祉に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	青少年・児童家庭班 班長 青少年・児童家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における青少年対策に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
	障害保健福祉班 班長 障害保健福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	医務班 班長 医務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療及び助産に関すること。</li> <li>2 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>

巻末図表

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。</li> <li>4 医療関係機関・団体との連絡に関する事。</li> </ul>
	健康増進班 班長 健康増進課長	災害時における感染症対策に関する事。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。</li> <li>2 災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関する事。</li> </ul>
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。</li> <li>2 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。</li> <li>3 災害時における毒物及び劇物に関する事。</li> </ul>
農林水産部	農林水産総務班 班長 農林水産企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関する事。</li> <li>3 農業関係の被害調査の取りまとめに関する事。</li> </ul>
	流通政策班 班長 流通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置の用に供する副食物（農産物に限る。）の流通対策及び確保に関する事。</li> <li>2 卸売市場との連絡調整に関する事。</li> <li>3 主食の確保及び主食配給の特別措置に関する事。</li> </ul>
	農政経済班 班長 農政経済課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>3 被害農家等に対する農業災害資金に関する事。</li> </ul>
	営農支援班 班長 営農支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の病害虫防除に関する事。</li> <li>2 被災農家に対する生活指導に関する事。</li> <li>3 農業の被害調査及び防災指導（農地、農業用施設及び農地海岸保全施設に関するものを除く。）に関する事。</li> </ul>
	園芸振興班 班長 園芸振興課長	所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関する事。
	糖業農産班 班長 糖業農産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の技術対策及び指導に関する事。</li> <li>2 災害時における農業災害補償に関する事。</li> </ul>
	畜産班 班長 畜産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 家畜伝染病の防疫に関する事。</li> <li>2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関する事。</li> </ul>
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	農山村地域における災害応急対策及び被害調査に関する事。
	農地水利班 班長 農地水利課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県有土地改良施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に関する事。</li> </ul>
	農村整備班 班長 農村整備課長	農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告及び災害応急対策に関する事。
	森林緑地班 班長 森林緑地課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 民有林及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。</li> </ul>

巻末図表

		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 林産物の被害調査に関すること。</li> <li>3 災害救助に要する木材の流通対策に関すること。</li> <li>4 山林関係災害に対する金融に関すること。</li> </ul>
	水産班 班長 水産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 被害漁業者に対する災害資金に関すること。</li> <li>3 災害時における水産物の流通対策に関すること。</li> </ul>
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港基本施設及び漁港区域内海岸保全施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
商工労働部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> <li>3 大阪事務所との連絡に関すること。</li> <li>4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関すること。</li> <li>5 L P ガス等の調達の調整に関すること。</li> </ul>
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	商工振興班 班長 商工振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。</li> <li>3 生活物資の流通調整に関すること。</li> </ul>
	経営金融班 班長 経営金融課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における中小企業に関すること。</li> <li>2 被災商工業者に対する金融に関すること。</li> </ul>
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	情報産業企業からの情報手段に関すること。
	雇用政策班 班長 雇用政策課長	災害時における雇用対策に関すること。
	労政能力開発班 班長 労政能力開発課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。</li> <li>2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。</li> <li>3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。</li> <li>4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。</li> </ul>
文化観光スポーツ部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> <li>3 部の関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	観光振興班 班長 観光振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 観光客への情報提供等に関すること。</li> <li>2 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。</li> </ul>
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。
	文化振興班 班長 文化振興課長	文化施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。

巻末図表

土木建築部	土木総務班 班長 土木企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	技術管理班 班長 技術管理課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	用地班 班長 用地課長	災害時における公共工事の施工に伴う損失補償基準に関すること。
	道路街路班 班長 道路街路課長	所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関すること。
	道路管理班 班長 道路管理課長	1 所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 交通不通箇所及び通行路線に関すること。 3 災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関すること。
	河川班 班長 河川課長	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における公有水面（海面を除く。）の管理に関すること。
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	1 水防活動の総括に関すること。 2 海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 災害時における公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。 4 土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関すること。 5 高潮対策に関すること。
	港湾班 班長 港湾課長	1 港湾の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。
	空港班 班長 空港課長	空港施設関係の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長	都市公園及び都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関すること。
	下水道班 班長 下水道課長	下水道の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	建築指導班 班長 建築指導課長	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 民間建築物の被害調査に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
	住宅班 班長 住宅課長	1 県営住宅の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに関すること。 3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに関すること。
施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管建設工事現場の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び	

巻末図表

		応急仮設住宅の建設に関すること。
	新石垣空港班 班長 新石垣空港課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
出納部	出納総務班 班長 会計課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
	物品管理班 班長 物品管理課長	1 災害時における庁内自動車の管理及び輸送に関すること。 2 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。 3 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
企業部	企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	配水管理班 班長 配水管理課長	1 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における配水に関すること。
	建設班 班長 建設計画課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。
病院事業部	県立病院班 班長 県立病院課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 災害時における医療及び助産に関すること。
監査委員部	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
労働委員会部	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
人事委員会部	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	職員班 班長 職員課長	部内他班又は他部の応援に関すること。
議会部	議会事務局総務班 班長 議会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

巻末表－５ 災害対策要員配備体制

1. 地震・津波

【災害対策要員配備体制①（本庁勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第 1 配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度 4 が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合	1 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ(震度 4 程度以上)を感じたとき、又は弱くとも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度 5 弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度 5 強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度 6 弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

【災害対策要員配備体制②（北+部・中部・南部地方本部所属機関勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的裕がある場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度4が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は待機の体制をとる</li> </ol>
第2配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合</li> <li>2 各地方本部において強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合</li> <li>6 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の警戒本部要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は配置につく体制をとる</li> </ol>
第3配備 (災害対策地方本部) (救助体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相当規模の災害が発生した場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく</li> </ol>
第4配備 (災害対策地方本部) (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が配置につく</li> </ol>

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

【災害対策要員配備体制③（宮古・八重山地方本部所属機関勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第 1 配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度4が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は待機の体制をとる</li> </ol>
第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合</li> <li>2 各地方本部において強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合</li> <li>6 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「津波」の津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の警戒本部要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は配置につく体制をとる</li> </ol>
第 3 配備 (災害対策地方本部) (救助体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相当規模の災害が発生した場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに「大津波」の津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく</li> </ol>
第 4 配備 (災害対策地方本部) (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が配置につく</li> </ol>

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。



2. 風水害等

【災害対策要員配備体制】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1 防災危機管理課及び関係課の指定職員は配置につく 2 各部の連絡調整員は待機の体制をとる
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 県の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に、災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1 県の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 4 県の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 (災害対策本部) 〈非常体制〉	災害により県下全域にわたる被害が発生し、又は局地的であつても被害が特に甚大な場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

巻末表－6 防災関係機関の収集情報・連絡系統

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
<b>1 被害・復旧の状況</b>	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(総務)]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[消防機関] --&gt; B     E[警察本部] --&gt; C             </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(総務)]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; E[土木建築部]     F[西日本高速道路株式会社] --&gt; E     G[地方本部(土木)] --&gt; E     H[警察本部] --&gt; C     I[輸送関係機関] --&gt; C             </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(農林)]     A --&gt; C[地方本部(土木)]     B --&gt; D[農林水産部]     C --&gt; E[土木建築部]     D --&gt; F[本部(統括情報班等)]     E --&gt; F     G[大阪航空局那覇空港事務所] --&gt; F     H[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; F             </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR     A[ライフライン関係機関] --&gt; C[本部(統括情報班等)]     B[輸送関係機関] --&gt; C     D[市町村(水道)] --&gt; E[福祉保健部]     D --&gt; F[企業部]     E --&gt; C     F --&gt; C             </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[教育事務所]     B --&gt; C[教育部]     D[県立文教施設] --&gt; C     E[民間文化施設] --&gt; C     F[私立学校] --&gt; G[総務部]     C --&gt; H[本部(統括情報班等)]     G --&gt; H             </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[所管部]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[市町村] --&gt; E[地方本部(総務)]     E --&gt; C     F[市町村] --&gt; G[その他の施設]     G --&gt; B     H[県有施設] --&gt; B     B --&gt; C             </pre>
<b>2 対策の実施状況</b>	
①住民の避難状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(総務)]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[警察本部] --&gt; C             </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(総務)]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[救援部門] --&gt; C             </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部(総務)]     B --&gt; C[本部(統括情報班等)]     D[関係機関] --&gt; E[各部]     E --&gt; C             </pre>

巻末図表

巻末表－7 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連 平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

# 沖縄県地域防災計画

## 資料編

(平成 24 年 3 月修正)



## 《目 次》

1	防災関係機関一覧表	1
2	沖縄県防災会議条例	6
3	沖縄県防災会議運営要領	7
4	沖縄県防災会議幹事会運営要領	8
5	沖縄県防災会議委員名簿	9
6	沖縄県防災会議幹事名簿	11
7	沖縄県災害対策本部条例	12
8	沖縄県災害対策本部運営要綱	13
9	沖縄県災害対策事務運営要領	19
10	沖縄県災害時協定一覧	29
11	自衛隊災害派遣の様式	31
12	災害派遣（急患空輸）要請書	35
13	災害報告様式及び記入要領等	37
14	災害危険箇所等一覧	52



## 1 防災関係機関一覧表

### (1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0059
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務課	〒900-0033 那覇市久米 2-5-7	098-868-8829
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4034
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町 5-21	098-858-5824
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110

### (2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

### (3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境生活部	環境政策課	〃	098-866-2183
福祉保健部	福祉保健企画課	〃	098-866-2164
農林水産部	農林水産企画課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木企画課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572



機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
北 部 合 同 庁 舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中 部 合 同 庁 舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南 部 合 同 庁 舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮 古 合 同 庁 舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八 重 山 合 同 庁 舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

#### (4) 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 警 察 本 部	警 備 第 二 課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110

#### (5) 市町村

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
那 覇 市	市 民 防 災 室	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-861-1102
宜 野 湾 市	市 民 防 災 室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石 垣 市	総 務 課	〒907-0012 石垣市美崎町 14	0980-82-1216
浦 添 市	防 災 危 機 管 理 室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名 護 市	総 務 課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1213
糸 満 市	市 民 生 活 課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖 縄 市	総 務 課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊 見 城 市	総 務 課	〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1	098-850-0024
う る ま 市	総 務 課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-0606
宮 古 島 市	総 務 課	〒906-0012 宮古島市平良西里 186	0980-72-3751
南 城 市	総 務 課	〒901-1206 南城市玉城字富里 143	098-948-7111
国 頭 村	総 務 課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大 宜 味 村	総 務 課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	総 務 財 政 課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今 帰 仁 村	総 務 課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本 部 町	総 務 課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩 納 村	総 務 課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜 野 座 村	総 務 課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金 武 町	総 務 課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊 江 村	総 務 課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読 谷 村	総 務 課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉 手 納 町	総 務 課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北 谷 町	総 務 課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北 中 城 村	総 務 課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中 城 村	総 務 課	〒901-2406 中城村字当間 176	098-895-2131
西 原 町	総 務 課	〒903-0102 西原町字嘉手苅 112	098-945-5011
与 那 原 町	総 務 課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南 風 原 町	総 務 課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久 米 島 町	総 務 課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八 重 瀬 町	総 務 課	〒901-0401 八重瀬町字具志頭 659	098-998-2200

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
渡 嘉 敷 村	総 務 課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座 間 味 村	総 務 課	〒901-3402 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗 国 村	総 務 課	〒901-3702 栗国村字東 367	098-988-2016
渡 名 喜 村	総 務 課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南 大 東 村	総 務 課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北 大 東 村	総 務 課	〒901-3902 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊 平 屋 村	総 務 課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊 是 名 村	総 務 課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多 良 間 村	総 務 財 政 課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹 富 町	総 務 課	〒907-0012 石垣市美崎町 11	0980-82-6191
与 那 国 町	総 務 財 政 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

### 消防本部

消防本部名（構成）	所 在 地	電話番号
那 覇 市	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖 縄 市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦 添 市	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜 野 湾 市	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名 護 市	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-2121
うるま 市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸 満 市	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石 垣 市	〒907-0023 石垣市字石垣 420-1	0980-82-4050
宮 古 島 市	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊 見 城 市	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久 米 島 町	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部（本部町、今帰仁村）	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防清掃組合消防本部（八重瀬町、南城市）	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合消防本部（与那原町、南風原町、西原町）	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部（読谷村、嘉手納町、北谷町）	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部（中城村、北中城村）	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部（金武町、恩納村、宜野座村）	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部（国頭村、大宜味村、東村）	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

## (6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西日本 - 九州 沖 縄 支 社	整 備 部 災 害 対 策 室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
N T T ドコモ九州 沖 縄 支 店	M M ビジネス 営 業 担 当 部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12	098-833-7615
日 本 銀 行 店 那 覇 支 店	総 務 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部	事 業 推 進 課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日 本 放 送 協 会 沖 縄 放 送 局	企 画 総 務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖 縄 電 力 (株)	総 務 課	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九州支社沖縄管理事務所	工 務 課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
K D D I 沖 縄 株 式 会 社	総 務 部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365
郵 便 事 業 (株) 沖 縄 支 社	総 務 部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2245

## (7) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(社) 沖縄県医師会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(社) 沖縄県看護協会	事 務 局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(社) 沖縄県バス協会	事 務 局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運 (株)	事 務 局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日 本 ト ラ ン ス オーシャン航空(株)	企 画 部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
(社) 沖縄県高圧ガス 保 安 協 会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(社) 沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333

## (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 社 会 福 祉 協 議 会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
沖縄県国際交流・人材育成財団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄観光コンベンションビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
沖 縄 県 ホ テ ル 旅 館 生 活 衛 生 同 業 組 合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
沖 縄 県 歯 科 医 師 会	—	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖 縄 県 薬 剤 師 会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
沖 縄 県 獣 医 師 会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
沖 縄 県 建 設 業 協 会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖 縄 県 農 業 協 同 組 合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖 縄 県 森 林 組 合 連 合 会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖 縄 県 商 工 会 連 合 会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
那 覇 商 工 会 議 所	—	〒900-0033 那覇市久米 2- 2-10	098-868-3758
浦 添 商 工 会 議 所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センター	098-877-4606
沖 縄 商 工 会 議 所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮 古 島 商 工 会 議 所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖 縄 県 ト ラ ッ ク 協 会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖 縄 県 石 油 商 業 組 合 沖 縄 県 石 油 業 協 同 組 合	—	〒900-0003 那覇市字安謝 664 沖縄トヨタビル 3F	098-998-1871

## 2 沖縄県防災会議条例

昭和48年7月23日  
沖縄県条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の数は、40人以内とする。

2 委員（知事の部内の職員のうちから指名される者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和49年6月13日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年7月9日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成23年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 沖縄県防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県防災会議条例（昭和48年沖縄県条例第51号）第6条の規定に基づき、沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議の議長は、会長をもってあてる。

3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他止むを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置について、知事に対する意見具申

(2) 市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事に対する意見具申

(3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(4) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第4条 会長は、職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

(異動報告)

第5条 委員又は幹事の異動等により変更があったときは、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるものの他必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

この要領は、昭和53年2月27日から実施する。

## 4 沖縄県防災会議幹事会運営要領

(設 置)

第1条 沖縄県防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務を円滑に遂行するため、沖縄県防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 幹事会は、会長及び沖縄県防災会議条例（昭和48年条例第51条）第4条に規定する幹事をもって組織する。

(会 長)

第3条 会長は基地防災統括監の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(所掌事務)

第4条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (2) 防災会議に提出する議案に関すること。
- (3) その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

(会 議)

第5条 幹事会は、会長が招集する。

2 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

3 幹事会は、議案の内容に応じ、会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

(庶 務)

第6条 幹事会の庶務は、知事公室防災危機管理課において処理する。

附 則

この要領は、昭和48年11月29日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年1月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年6月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

## 5 沖縄県防災会議委員名簿

	法定区分	機 関 名	職 名
◎	会 長	沖 縄 県 知 事	
1	第1号	沖 縄 総 合 事 務 局	局 長
2	〃	九 州 管 区 警 察 局	局 長
3	〃	那 覇 防 衛 局	局 長
4	〃	沖 縄 総 合 通 信 事 務 所	所 長
5		九 州 厚 生 局 沖 縄 分 室	室 長
6	〃	沖 縄 労 働 局	局 長
7	〃	沖 縄 森 林 管 理 署	署 長
8	〃	那 覇 産 業 保 安 監 督 事 務 所	所 長
9	〃	大 阪 航 空 局 那 覇 空 港 事 務 所	所 長
10	〃	沖 縄 気 象 台	台 長
11	〃	第 十 一 管 区 海 上 保 安 本 部	本 部 長
12	〃	九 州 地 方 環 境 事 務 所 那 覇 自 然 環 境 事 務 所	所 長
13	第2号	陸 上 自 衛 隊 第 1 5 旅 団	団 長
14	第3号	沖 縄 県 教 育 委 員 会	教 育 長
15	第4号	沖 縄 県 警 察 本 部	本 部 長
16	第5号	沖 縄 県	副 知 事
17	〃	沖 縄 県	副 知 事
18	〃	沖 縄 県	知 事 公 室 長
19	〃	沖 縄 県	総 務 部 長
20	〃	沖 縄 県	企 画 部 長
21	〃	沖 縄 県	環 境 生 活 部 長
22	〃	沖 縄 県	福 祉 保 健 部 長
23	〃	沖 縄 県	農 林 水 産 部 長
24	〃	沖 縄 県	商 工 労 働 部 長
25	〃	沖 縄 県	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長
26	〃	沖 縄 県	土 木 建 築 部 長
27	〃	沖 縄 県	企 業 局 長
28	〃	沖 縄 県	病 院 事 業 局 長
29	〃	沖 縄 県	宮 古 事 務 所 長
30	〃	沖 縄 県	八 重 山 事 務 所 長
31	第6号	沖 縄 県 市 長 会	会 長
32	〃	沖 縄 県 町 村 会	会 長
33	〃	沖 縄 県 消 防 長 会	会 長
34	〃	沖 縄 県 消 防 団 長 会	会 長
35	第7号	N T T 西 日 本 沖 縄 支 店	支 店 長
36	〃	日 本 銀 行 那 覇 支 店	支 店 長
37	〃	日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部 事 務 局	局 長
38	〃	N H K 沖 縄 放 送 局	局 長
39	〃	沖 縄 電 力 株 式 会 社	副 社 長



	法定区分	機 関 名	職 名
40	第7号	西日本高速道路(株)九州支社 沖縄管理事務所	所 長
41	〃	郵便事業(株)沖縄支社	支 社 長
42	〃	沖縄県医師会	会 長
43	〃	沖縄県看護協会	会 長
44	〃	(社)沖縄県バス協会	会 長
45	〃	琉球海運(株)	社 長
46	〃	沖縄都市モノレール(株)	代表取締役
47	〃	日本トランスオーシャン航空(株)	代表取締役
48	〃	(社)沖縄県高圧ガス保安協会	会 長
49	〃	(社)沖縄県婦人連合会	会 長

## 6 沖縄県防災会議幹事名簿

	機 関 名	職 名
◎	沖縄県知事公室基地防災統括監	
1	沖縄総合事務局	総務部総務課長
2	九州管区警察局	災害対策官
3	那覇防衛局	地方整備課長
4	総務省沖縄総合通信事務所	総務課長
5	沖縄労働局	総務部企画室長
6	沖縄森林管理署	次長
7	那覇産業保安監督事務所	保安監督課長
8	大阪航空局那覇空港事務所	航空保安防災課長
9	沖縄気象台	業務課長
10	第十一管区海上保安本部	環境防災課長
11	九州地方環境事務所那覇自然環境事務所	野生生物企画官
12	陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部長
13	沖縄県教育委員会	総務課長
14	沖縄県警察本部	警備部警備第二課長
15	沖縄県知事公室	秘書課長
16	沖縄県知事公室	防災危機管理課長
17	沖縄県総務部	総務私学課長
18	沖縄県企画部	企画調整課長
19	沖縄県環境生活部	環境政策課長
20	沖縄県福祉保健部	福祉保健企画課長
21	沖縄県農林水産部	農林水産企画課長
22	沖縄県商工労働部	産業政策課長
23	沖縄県文化観光スポーツ部	観光政策課長
24	沖縄県土木建築部	土木企画課長
25	沖縄県企業局	配水管管理課長
26	沖縄県病院事業局	県立病院課長
27	沖縄県総務部宮古事務所	総務課長
28	沖縄県総務部八重山事務所	総務課長
29	沖縄県市長会	事務局局長
30	沖縄県消防長会	事務局局長
31	沖縄県消防団長会	副会長
32	N T T 西日本一九州 沖縄支社	サービスマネジメント担当課長
33	日本銀行那覇支店	総務課長代理
34	日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課長
35	N H K 沖縄放送局	企画総務副部長
36	沖縄電力株式会社	総務部総務課長
37	西日本高速道路(株)九州支社 沖縄管理事務所	工務課長
38	郵便事業(株)沖縄支社	総務課長
39	沖縄県医師会	常任理事
40	沖縄県看護協会	事務局局長
41	沖縄県バス協会	専務理事
42	琉球海運(株)	常務取締役
43	沖縄都市モノレール(株)	常務取締役
44	日本トランスオーシャン航空(株)	企画部チーフマネージャー
45	(社)沖縄県高圧ガス保安協会	専務理事
46	(社)沖縄県婦人連合会	副会長

## 7 沖縄県災害対策本部条例

昭和48年7月23日  
沖縄県条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、沖縄県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときにはその職務を行う。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補足)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成8年7月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 沖縄県災害対策本部運営要綱

昭和49年7月17日  
災害対策本部長訓令第1号

改正

昭和58年9月29日  
災害対策本部長訓令第1号  
昭和58年11月28日  
災害対策本部長訓令第2号  
昭和59年6月19日  
災害対策本部長訓令第1号  
昭和60年12月17日  
災害対策本部長訓令第36号  
平成3年12月6日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成11年5月11日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成14年7月12日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成17年9月16日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成18年3月31日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成19年3月30日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成20年3月29日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成21年3月16日  
災害対策本部長訓令第1号  
平成21年3月30日  
災害対策本部長訓令第2号  
平成23年9月9日  
災害対策本部長訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県災害対策本部条例(昭和48年沖縄県条例第52号)第5条の規定に基づき、沖縄県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(部の位置)

第2条 本部は、沖縄県庁内に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び警察本部長をもって充てる。この場合において、沖縄県災害対策本部条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、副知事及び警察本部長の順序とし、副知事にあつては、沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則(平成19年沖縄県規則第2号)の定めるところによる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び教育長をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議決定する。

3 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

4 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

（本部の組織）

第5条 本部に、次に掲げる部を置く。

- (1) 総括情報部
- (2) 知事公室部
- (3) 総務部
- (4) 企画部
- (5) 環境生活部
- (6) 福祉保健部
- (7) 農林水産部
- (8) 商工労働部
- (9) 文化観光スポーツ部
- (10) 土木建築部
- (11) 出納部
- (12) 企業部
- (13) 病院事業部
- (14) 教育部
- (15) 警察部
- (16) 監査委員部
- (17) 労働委員会部
- (18) 人事委員会部
- (19) 議会部

2 部に、部長及び副本部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は部の事務を総理し、副本部長は部長を補佐するとともに部長に事故があるとき、又は欠けたときは部長の職務を代理する。

4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。

5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員（総括情報部連絡調整班の班員を除く。）は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。

6 総括情報部総括情報班に前項に定める職員のほか、主として情報の収集及び迅速な初期対応を行うための要員（以下「情報・初期対応要員」という。）として第10条第3項の規定により派遣された職員を配置する。

7 総括情報部連絡調整班の班員は、各部間の連絡調整及び本部の決定事項を各部へ伝達する要員（以下「連絡調整員」という。）として第10条第3項の規定により派遣された職員をもって充てる。

8 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、上司の命を受けて現務に従事する。

9 教育部及び警察部の組織については、第4項及び第5項の規定にかかわらず、教育長又は警察本

部長が定める。

(部及び班の分掌事務)

第6条 部は、班の事務を総括し、班は、別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務を分掌する。

2 前項の規定にかかわらず、教育部の分掌事務は教育長が、警察部の分掌事務は警察本部長が定める。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前2項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

4 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。

(現地災害対策本部の設置)

第6条の2 本部長は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められるときは、沖縄県地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。)の定めるところにより、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(地方本部の設置)

第7条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要と認めるときは、防災計画の定めるところにより、沖縄県災害対策地方本部(以下「地方本部」という。)を設置することができる。

(地方本部の名称及び管轄区域等)

第8条 地方本部の名称、設置場所、管轄区域及び構成機関等は、別表第3に定めるところによる。

2 地方本部は、地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第3の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理する。

4 地方本部の事務を処理するため、別表第3の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長(班長付を含む。以下同じ)及び班員を置く。

5 班長は、別表第3の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。

6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。

7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理にあたっては、本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。

8 地方本部各班の基本的役割は、別表第4のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班の構成、その他必要な事項(防災計画に定めるものを除く。)については、地方本部長が定める。

9 地方本部長は、前項の規定により必要な事項を定めたとき又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(地方機関相互の連携)

第8条の2 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する他の指定地方行政機関等と連携して地方における災害応急対策を行うものとする。

(配 備)

第9条 本部長又は地方本部長は、本部を設置したとき又は地方本部が設置されたときは、防災計画の定めるところにより、非常体制又は救助体制のうちから本部又は地方本部の配備体制の規模を指定する。指定した後に配備体制の規模を変更する必要があるときも同様とする。

第10条 部長又は地方本部長は、前条の配備体制の規模に応じて、要員を配備するものとする。

2 前項の規定により配備された要員(連絡待機を含む。)は、各班ごとに、非常体制の場合は全職員、

救助体制の場合は概ね職員数の3分の1に相当する数の職員とする。ただし、第8条第8項又は第16条の規定により、別に定めがある特定の部又は班については、この限りでない。

3 部長は、本部の事務の効果的運用を図るため、部に所属する職員の中から情報・初期対応要員2人及び連絡調整員1人を指名し、本部の設置と同時に総括情報部に派遣するものとする。ただし、出納部、監査委員会部、労働委員会部、人事委員会部及び議会部に係る情報・初期対応要員については、この限りでない。

4 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。

(災害状況等の報告)

第11条 部長及び地方本部長は、災害の状況及びこれに対してとった措置の概要等について、災害状況等報告書(第1号様式)により、遅滞なく、本部長に報告するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)、その他の法令等により特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第14条 この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防災計画の定めるところによる。

第15条 この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあった者が、地方本部にあっては地方本部長の職にあった者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営及び本部設置に至らない災害への対応組織等必要なことについては、教育部に関することは教育長が、警察部に関することは警察本部長が、教育部及び警察部以外の部に関すること並びに各部に共通することは知事がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和58年9月29日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和58年11月28日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和59年6月19日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和60年12月17日から施行する。

附 則

この訓令は、平成3年12月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年5月11日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正前の沖縄県災害対策本部運営要綱第3条第1項（出納長に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年9月9日から施行する。

別表第1（第5条関係）	（略）
別表第2（第5条関係）	（略）
別表第3（第8条関係）	（略）
別表第4（第8条関係）	（略）



第1号様式（第11条関係）

第 号  
平成 年 月 日

災害対策本部長 殿

班 名

班長名

災 害 状 況 等 報 告 書

災害対策本部運営要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	被 害 発 生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分
2	被 害 原 因	
3	被 害 場 所	
4	被 害 程 度	
5	被害に対する措置の概要	
6	災害救助法適用の要否 及び必要とする救助の種類	
7	そ の 他 必 要 事 項	

備考 この様式によることができないときは、これに準じて作成すること。

## 9 沖縄県災害対策事務運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年災害対策本部長訓令第1号。以下「要綱」という。）に規定する沖縄県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営、その他災害対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置等)

第2条 本部の設置及び廃止並びにこれらの通知は、沖縄県地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定により作成された沖縄県地域防災計画をいう。以下「防災計画」という。）の定めるところによる。

(本部の活動基準)

第3条 本部の各部は、本部会議の調整の下に、災害予防及び災害応急対策に係る総合的な企画、連絡及び指導を主体とした各種の活動を行うとともに、災害対策事務が円滑かつ的確に実施されるように必要な措置をとるものとする。

2 沖縄県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）は、各管轄区域における本部業務の推進主体として管内市町村と連携して災害に関する情報の収集、伝達及び災害応急対策の実施に努めるものとする。

(配備体制指定の通知)

第4条 要綱第9条の配備体制が指定されたときは、本部（地方本部を除く。）に係るものにあつては総括情報部長から各部長及び地方本部長へ、地方本部に係るものにあつては地方本部長から総括情報部長へ通知するものとする。

(地方本部連絡会議)

第5条 地方本部に地方本部連絡会議を置く。

2 地方本部連絡会議は、地方本部構成機関の長をもって構成する。

3 地方本部連絡会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。

4 地方本部連絡会議は、地方本部の運営及び災害応急対策に関し必要な事項を審議するものとする。

(総括班長会議)

第5条の2 災害応急対策の具体的事項について協議するため、本部に各部を総括する班長で構成する総括班長会議を置く。

2 総括班長会議には、協議する応急対策の内容に応じて、関係する班長を出席させることができる。

3 総括班長会議の議長には、総括情報部副部長をもって充て、会議は議長が招集する。

(通報事項)

第6条 各部において、次に掲げる事務を処理しようとするときは、あらかじめ必要な事項を総括情報部に通報するものとする。

(1) 国の省庁に所管事項に関する被害状況等の報告を行うとき。

(2) 災害救助法を適用し、救助を実施するとき。

(3) 水防警報を発令するとき。

(4) 従事命令又は協力命令を執行するとき。

(5) 施設、土地、家屋、物資等を保管し、使用し又は収用するとき。

(6) 他の防災機関等に出勤又は応援協力を要請するとき。

(7) 市町村又は地方本部に対し、災害対策上特別な指示又は指導を行うとき。

(8) 被害状況等について、集団的な現地調査を実施するとき。

(9) 国の省庁等から調査員又は視察団が来県するとき。

(10) その他異例又は特別な災害対策を実施するとき。

(災害警戒本部)

第7条 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、警戒体制をとることができる。

- 2 警戒本部は、災害に関する情報を収集するとともに指定地方行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 3 警戒本部に、警戒本部長及び警戒副本部長を置き、別表第1の左欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 警戒本部の事務を処理するため、別表第1の中欄に掲げる班を設け、班に班長及び班員を置く。
- 5 警戒本部長は前項の規定にかかわらず、要綱別表第2の中欄に掲げる班から必要な班を追加することができる。
- 6 班長は、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもって充て、班員は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
- 7 班長は、警戒本部長の命を受けて、班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
- 8 班は、おおむね要綱別表第2の右欄に掲げる事務を分掌する。
- 9 第5条の2の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、これら規定中「本部」とあるのは「警戒本部」と、「各部を総括する班長」とあるのは「各部の総括担当課長」と、「班長」とあるのは「課長」と、「総括班長会議」とあるのは「警戒本部会議」と、「総括情報部副部長」とあるのは「警戒副本部長」と読み替えるものとする。

（災害警戒地方本部）

第8条 南部土木事務所長、中部土木事務所長、北部土木事務所長、宮古事務所長及び八重山事務所長（以下「事務所長」という。）は、管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が地方本部を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより沖縄県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置し、警戒体制をとることができる。

- 2 警戒地方本部の名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。
- 3 警戒地方本部は、その管轄区域内における災害に関する情報を収集し、警戒本部その他指定地方行政機関等との連絡調整を図るものとする。
- 4 要綱第8条第2項及び第4項から第8項までの規定は、警戒地方本部に準用する。この場合において、これら規定中「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と、「地方本部長」とあるのは「警戒地方本部長」と、「地方副本部長」とあるのは「警戒地方副本部長」と、「別表第3」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

（設置の通知）

第9条 警戒本部長及び警戒地方本部長は、警戒本部が設置された場合、又は警戒地方本部を設置した場合は構成する各班長へ通知するとともに、警戒本部にあっては警戒地方本部長へ、警戒地方本部にあっては警戒本部長へそれぞれ通知するものとする。これを廃止したときも同様とする。

（災害対策準備体制）

第10条 知事公室長及び事務所長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部（地方本部を含む。）又は警戒本部（警戒地方本部を含む。）を設置するに至らないときは、防災計画の定めるところにより災害対策準備体制（以下「準備体制」という。）をとることができる。2 第7条第2項の規定は、準備体制に準用する。

- 3 準備体制においては、防災危機管理課長並びに南部土木事務所、中部土木事務所、北部土木事務所、宮古事務所及び八重山事務所の庶務を担当する課長等の指示のもとに前項に規定する業務を行うものとする。
- 4 前各号に定めるもののほか、準備体制について必要な事項は、防災危機管理課長及び事務所長が

別に定める。

(配 備)

第 11 条 要綱第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、別表第 3 に掲げる班の非常体制及び救助体制並びに第 7 条第 1 項の警戒体制及び前条第 1 項の準備体制における配備に必要な要員の数は、同表のとおりとする。

2 要綱別表第 2 の班名及び班長の欄に掲げる者及び要綱別表第 3 の班名・班長名の欄に掲げる者(地方本部を構成するその他の機関の長を含む。)は、要綱第 10 条第 1 項の要員、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の警戒体制において配備する要員並びに前条第 1 項の準備体制において配備する要員をあらかじめ指名し、かつ、指名した職員の中から班(地方本部にあつては、地方本部を構成する機関)の連絡員を定め、配備要員名簿(第 1 号様式)に記載しておくものとする。その内容に変更を生じたときも同様とする。

3 要綱第 10 条第 3 項の連絡調整員は、原則として、各部の庶務を担当する班の班長を補佐する職にある者又はこれに相当する職員を、情報・初期対応要員は、おおむね 30 分以内に登庁できる地域に居住している職員の中から指名するものとする。

4 前項の連絡調整員及び情報・初期対応要員については、第 2 号様式により、あらかじめ総括情報部(防災危機管理課)あて提出するものとする。

5 第 2 項により指名された者は、常に気象情報や災害情報に留意し、各体制に応じて配備に就き、また、当該体制の次に規模を大にする体制の配備に就くべき者は、自宅その他の場所に所在し、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

(配備要員の動員方法)

第 12 条 通常の勤務時間外に配備要員を登庁させる方法は、あらかじめ本部各班において定め、周知しておくものとする。

2 配備要員は、各体制に応じて自主的に登庁し、配備に就くものとする。ただし、これによることができなかった配備要員に対しては、それぞれの班においてあらかじめ連絡体制を定め連絡するものとする。

(連絡方法)

第 13 条 本部会議の招集その他本部、警戒本部(警戒地方本部を含む。以下同じ。)及び準備体制にかかる各種指示、通知及び連絡(以下「連絡等という。」)は、特別な場合を除き、電話又は庁内放送等迅速な方法により行うものとする。

2 前項の連絡等を庁内放送等の一斉連絡による方法以外の手段を用いる場合は、別表第 4 の連絡系統により行うものとする。

3 要綱別表第 2 の各部総括班の班長欄に掲げる者及び要綱別表第 3 の総括班の班長欄に掲げる者は、第 3 号様式により、部内又は地方本部内の緊急連絡先名簿を備えておくとともに次項に規定する者からの求めに応じ、その写しを提出するものとする。

4 要綱別表第 2 の総括情報部総括情報班の班長欄に掲げる者は、第 4 号様式により、本部内の緊急連絡先を備えておくものとする。

(災害状況等の報告)

第 14 条 要綱第 11 条の規定は、警戒本部に準用する。この場合において、同条中「部長及び地方本部長」とあるのは「警戒本部長及び警戒地方本部長」と、「本部長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

2 要綱第 11 条及び前項に規定する報告は、班毎に報告書を作成し、それぞれの部又は地方本部(警戒地方本部を含む。)の被害状況を総括する班を経由して総括情報班へ提出するものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、警戒本部及び準備体制に関する事項については防災計画の定めるところによる。

附則

この要領は、平成11年7月27日から実施する。

附則

この要領は、平成14年7月30日から実施する。

附則

この要領は、平成17年12月1日から実施する。

附則

この要領は、平成18年5月2日から実施する。

附則

この要領は、平成19年4月25日から実施する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成23年11月11日から実施する。

別表第1（第7条関係）（略）

別表第2（第8条関係）（略）

別表第3 (第11条関係)

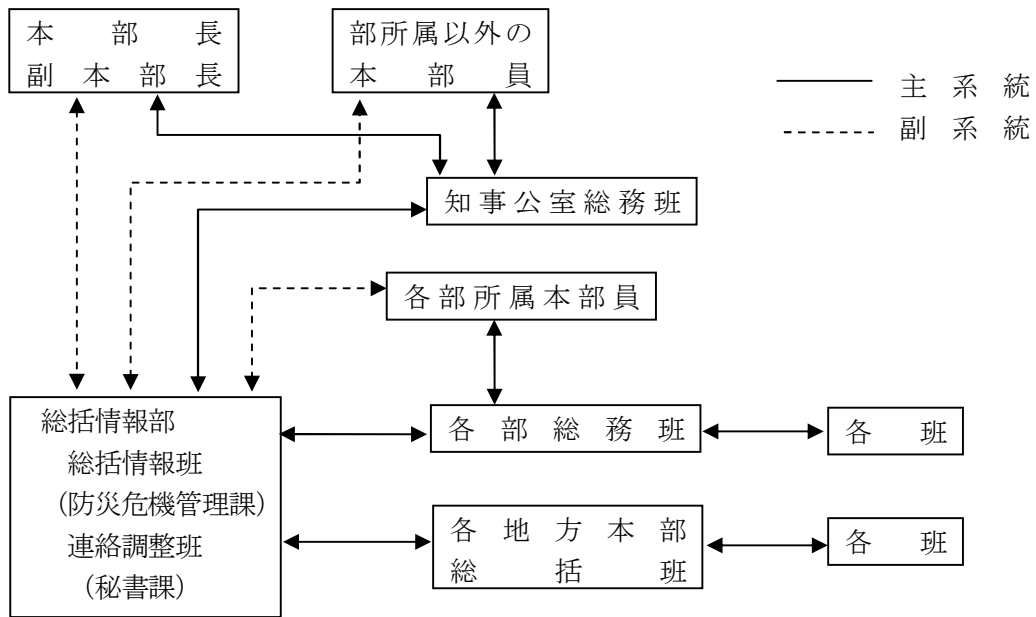
部 名	班 名	配 備 要 員 定 数 (人)			
		第一配備 (準備体制)	第二配備 (警戒体制)	第三配備 (救助体制)	第四配備 (非常体制)
総括情報部	総括情報班 (防災危機管理課) (各部情報・初期対応要員)	3 —	7 —	全員 全員(各部2)	同左 同左
	連絡調整班 (各部連絡調整員)	各部 1	同左	全員(各部1)	同左
	知事公室部	知事公室総務班 広報班 防災危機管理班	(3)	2 (1) 1 (7)	班員の1/3 班員の1/3 (全 員)
総務部	総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	人事班		1	班員の1/3	全員
	管財班		1	班員の1/3	全員
企画部	企画総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	情報政策班		1	班員の1/3	全員
環境生活部	環境生活総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	県民生活班		1	班員の1/3	全員
	生活衛生班		1	班員の1/3	全員
福祉保健部	福祉保健総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	医務班		1	班員の1/3	全員
農林水産部	農林総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	水産班		1	班員の1/3	全員
	漁港漁場班		1	班員の1/3	全員
商工労働部	商工労働総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
文化観光 スポーツ部	文化観光総務班		2(1)	班員の1/3	全員
	観光振興班		1	班員の1/3	全員
土木建築部	土木総務班		2(1)	班員の1/3	全員
	道路管理班		3	班員の1/3	全員
	河川班		3	班員の1/3	全員
	海岸防災班		3	班員の1/3	全員
	港湾班		2	班員の1/3	全員
	施設建築班		1	班員の1/3	全員
出 納 部	出納総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
企 業 部	企業局総務班		2 (1)	班員の1/3	全員
	配水管理班		1	班員の1/3	全員
病院事業部	県立病院班		2 (1)	班員の1/3	全員

備考 1 ( ) は内数で総括情報部の班員を兼ねる。

2 班長の判断により、全部または一部について連絡待機とすることができる。

3 表に記載のない班の配備要員定数は、第三配備が職員数の3分の1、第四配備が全職員となる。

別表第4 (第13条関係)



備考 本部又は警戒本部が設置されていない場合においては、それぞれに充てるべき職及び機関名に読み替えるものとする。

第1号様式（第11条関係）

配 備 要 員 名 簿 （平成 年 月 日現在）

部又は地方本部長

班名又は機関名

連絡員	配備の種別				職 種	氏 名	緊急連絡電話	
	第一	第二	第三	第四			自 宅	携 帯
省 略								

- 備考 1 この名簿は、班ごとに作成すること。地方本部にあって複数の課又は機関で班を構成するときは、それぞれの課又は機関ごとに作成すること。
- 2 連絡員欄、配備種別欄は、該当箇所を○印で表示すること。
- 3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。
- 4 配備種別凡例  
 第一：第一配備体制（災害対策準備体制）  
 第二：第二配備体制（警戒体制）  
 第三：第三配備体制（救助体制）  
 第四：第四配備体制（非常体制）



第2号様式 (第11条関係)

連絡調整員及び情報・初期対応要員名簿

(平成 年 月 日現在)

部 名

---

	氏 名	所 属	職 名	緊急連絡電話	
				自 宅	携 帯
連絡調整員					
情報・初期 対応要員					

第3号様式（第13条関係）

部内・地方本体内緊急連絡名簿

（平成 年 月 日現在）

部又は地方本部長

\_\_\_\_\_

	職名	氏名	緊急連絡電話	
			自宅	携帯
部長又は地方本部長				
その他の本部員				
副部長又は地方副本部長				
連絡調整員				
情報・初期対応要員				
情報・初期対応要員				
班名				
	班長			
	(補佐)			
	連絡員			

省略

	班長			
	(補佐)			
	連絡員			

- 備考
- 1 この名簿は、部又は地方本部ごとに作成すること。
  - 2 地方本部にあって複数の課又は機関で班を構成するときは、班名欄及び班長欄の班は、それぞれの課又は機関名に読み替えて記入すること。
  - 3 この様式によらない場合は、これに準じて作成すること。

第4号様式（第13条関係）

沖縄県災害対策本部緊急連絡名簿

（平成 年 月 日現在）

	氏 名	緊急連絡電話		備 考
		自 宅	携 帯	
知事（本部長）				
秘書				
副知事（副本部長）				
秘書				
警察本部長（副本部長）				
秘書担当				
秘書課長				
秘書課班長				
部 名 ※ 警 察 本 部 を 除 く	部長（本部員）			
	副部長			
	総括担当班長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			
警 察 部	部長（本部員）			
	副部長（警備部長）			
	副部長（交通部長）			
	警備二課長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			
地 方 本 部	地方本部長			
	地方副本部長			
	総括班長			
	連絡調整員			
	情報・初期対応要員			
	〃			

備考 各部の連絡調整員及び情報・初期対応員、地方本部の各員については、備考欄に所属・職名を記入すること。

## 10 沖縄県災害時協定一覧

(平成23年11月29日現在)

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
昭和57年4月1日 (防災危機管理課)	災害時における放送要請に関する協定	株式会社極東放送(現FM沖縄)、株式会社ラジオ沖縄、沖縄テレビ放送株式会社、琉球放送株式会社、NHK沖縄放送局	災害対策基本法第57条の規定に基づく災害情報等の放送
平成7年11月8日 (各関係課)	九州・山口9県災害時相互応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県	災害時の相互応援
※上記を継承 平成23年10月31日 (各関係課)	九州・山口9県災害時応援協定		災害時の相互応援、被災地支援対策本部の設置
平成8年7月18日 (各関係課)	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県知事	災害時の相互応援
平成9年6月2日 (住宅課)	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	社団法人プレハブ建築協会	被災者の応急仮設住宅の確保・設置
平成10年2月20日 (防災危機管理課)	災害時等における報道要請に関する協定	株式会社沖縄タイムス、琉球新報社、宮古新報社那覇支局、産経新聞社那覇支局、株式会社沖縄建設新聞、毎日新聞那覇支局、宮古毎日新聞那覇支局、読売新聞那覇支局、株式会社八重山毎日新聞、共同通信那覇支局、日本経済新聞社那覇支局、朝日新聞那覇支局、時事通信社那覇支局	新聞報道要請
平成14年4月14日 (防災危機管理課)	災害時における放送要請に関する協定	琉球朝日放送	災害対策基本法第57条の規定に基づく災害情報等の放送
平成20年2月13日 (企業局)	沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定	沖縄県管工事業協同組合連合会	水道施設復旧
平成20年3月26日 (医務課)	沖縄県と(社)沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定	社団法人沖縄県医師会	沖縄県地域防災計画に基づく医療救護活動
平成20年3月31日 (管財課)	災害時における復旧業務の支援活動に関する協定	社団法人沖縄県電気管工事業協会	県本庁舎等県有施設の電気設備や機械設備等の復旧

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成22年9月7日 (防災危機管理課)	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	沖縄県生活協同組合連合会	応急生活物資の調達、安定供給、輸送業務、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供
平成22年9月7日 (防災危機管理課)	災害時における物資の供給に関する協定	(株)沖縄ファミリーマート、(株)ファミリーマート、(株)ローソン沖縄、(株)ローソン	応急生活物資の提供
平成23年1月17日 (防災危機管理課)	災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定	(株)壺番屋、(株)オートバックスセブン、(株)沖縄ファミリーマート、(株)コストア、(株)モスフードサービス、(株)ローソン沖縄、(株)吉野家	帰宅困難者へのトイレ、飲料水、災害情報等の提供
平成23年8月31日 (土木企画課)	災害時における応急対応等に関する協定	社団法人沖縄県建設業協会	県管理の河川、海岸、道路、港湾などインフラの応急復旧
平成23年11月21日 (防災危機管理課)	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合	災害時の相互応援

## 11 自衛隊災害派遣の様式

○災害派遣要請書様式

	第	号
	年	日
	月	
陸上自衛隊第 15 旅団長 様		
	沖縄県知事	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
自衛隊法第 83 条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

○災害派遣撤収要請書様式

第 号  
年 月 日

陸上自衛隊第 15 旅団長 様

沖縄県知事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

自衛隊法第 83 条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。

記

- 1 撤収要請日時  
年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

○災害派遣要請要求書様式

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 様

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項





12 災害派遣（急患空輸）要請書

派遣要請者		沖縄県知事	要請時刻	月	日	:
空輸区間		～ 那覇・石垣 空港				
患者	氏名 (※)	性別		男・女	年齢	
		生年月日		M・T・S・H	・	・
	病名					
	症状	意識	出血	至急入院の必要性	至急手術の必要性	
		有・無	有・無	有・無	有・無	
		伝染性感染症	有・無・不明			
梅毒、B肝、C肝、HIV、その他（ ）						
その他 (特異事項)						
付添者等	氏名(※)	年齢	続柄	氏名(※)	年齢	続柄
	1			2		
医師	氏名(※)		所属病院	添乗場所	連絡先	
				那覇・離島		
	不添乗 の場合	判断医師の氏名(※)	所属病院	理由		
看護師等	氏名(※)	役職	所属病院	添乗場所	連絡先	
			看護師、 助産師 救急救命士 その他 ( )	那覇・離島		

※ 氏名については、カタカナで記載

記録欄

添乗医師 の移動	手段	・タクシー（会社名： 、番号 ） ・その他（ ）	到着予定時刻				
医 療 器 具	名 称		差出機関	バッテリ の必要性	大きさ（縦×横×幅） （※2）	重量（kg）	
	レギュレーター		要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	ベッドサイドモニター		要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	半自動除細動器		要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	シリンジポンプ		要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
	その他（ ）		要・不要	飛行隊・本島病院・離島病院			
酸素ボン ベ	(要・不要)【 本使用】		現地気象	風速： m 天候：	視界： km		
航空機運航上考慮する事項							
派遣要請者	沖縄県			機 種	× 機 ( 号機)		
要請日時	年 月 日 時 分	派遣日時	年 月 日 時 分	決裁日時	年 月 日 時 分	終了日時	年 月 日 時 分
市町村名（市町村長名）							
現地診療所 （搬送元病院）				要 請 自治体等			
担 当 （又は医師等）				担 当			
連 絡 先	TEL				連 絡 先	TEL	
	FAX					FAX	
患者住所							
添乗者住所							
要請時刻			航空機運航時刻				
離島医師の搬送 決定時刻	時 分	フライトプラン 受領時刻	時 分				
離島医師から本島医師 への依頼時刻	時 分	那覇離陸	時 分				
離島医師が自治体等に 依頼した時刻	時 分	現地着陸	時 分				
飛行隊への通報時刻	時 分	現地離陸	時 分				
自治体等から県への FAX要請時刻	時 分	那覇着陸	時 分				
県から自衛隊への FAX要請時刻	時 分	救急車の手配	時 分（担当： ）				
搬送先病院				病院収容時刻	時 分		

### 13 災害報告様式及び記入要領等

災害即報様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死傷者	不明者	住家	全壊棟	一部破損棟	
		負傷者	計		班壊棟	床上浸水棟	
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p>							
被害集中地域 …							
応急対策の状況							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名				区分		被害	
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		
	報告者名			冠水	ha		
区分		被害		畑	流失・埋没	ha	
			冠水		ha		
人的被害	死者	人	そ	文教施設	箇所		
	行方不明者	人		病院	箇所		
負傷者	重傷	人	の	道路	箇所		
	軽傷	人		橋りょう	箇所		
住家被害	全壊	棟	他	河川	箇所		
	半壊	棟		港湾	箇所		
非住家	公共建物	棟	火災発生	砂防	箇所		
	その他	棟		清掃施設	箇所		
				崖くずれ	箇所		
				鉄道不通	箇所		
				被害船舶	隻		
				水道	戸		
				電話	回線		
				電気	戸		
				ガス	戸		
				ブロック塀等	箇所		
				り 災世帯数	世帯		
				り 災者数	人		
				建物	件		
				危険物	件		
				その他	件		

区分		被害		災害対策本部設置・措置状況	1. 設置年月日時分	
公立文教施設	千円				2. 廃止年月日時分	
農林水産業施設	千円				3. 避難状況	
公共土木施設	千円				4. 応援要請の概要	
その他の公共施設	千円				5. 応急措置の概要	
小計	千円				6. 救助活動の概要	
その他	農産被害	千円			7. その他の措置	
	林産被害	千円			災害救助法の適用	
畜産被害	千円				有・無	
水産被害	千円				消防職員出動延人数	人
商工被害	千円			消防団員出動延人数	人	
被害総額	千円					
備考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況					
	119番通報件数					
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>避難の勧告・指示の状況</li> <li>避難所の設置状況</li> <li>他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>災害ボランティアの活動状況</li> </ul>						

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		区分		被害	
災害名	災害名		田	流失・埋没	ha
	確定年月日	月 日 時確定		冠水	ha
報告者名				畑	流失・埋没
			冠水		ha
				文教施設	箇所
				病院	箇所
				道路	箇所
				橋りょう	箇所
				河川	箇所
				港湾	箇所
				砂防	箇所
				清掃施設	箇所
				崖くずれ	箇所
				鉄道不通	箇所
				被害船舶	隻
				水道	戸
				電話	回線
				電気	戸
				ガス	戸
				ブロック塀等	箇所
				り 災世帯数	世帯
				り 災者数	人
				火災発生	建物
				危険物	件
				その他	件

区分		被害	
公立文教施設	千円		
農林水産業施設	千円		
公共土木施設	千円		
その他の公共施設	千円		
小計	千円		
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
その他	千円		
被害総額	千円		

災害対策本部設置・措置状況	1.設置年月日時分	
	2.廃止年月日時分	
	3.避難状況	
	4.応援要請の概要	
	5.応急措置の概要	
	6.救助活動の概要	
	7.その他の措置	
災害救助法の適用		有・無
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考	災害発生場所	
	災害発生年月日	
	災害の種類概況	
	消防機関の活動状況	
その他（避難の勧告・指示の状況）		

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

公立文教施設被害

市町村名 ( )

学校名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 ( )

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。









林 産 被 害

市町村名( )

1. 林産物等被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

- 注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。  
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

市町村名 ( )

1. 家畜等

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

## 水 産 被 害

1. 漁船被害

市町村名( )

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。  
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ( )

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第2号

市町村名 ( )

災害名									
区分	発生年月日								
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
世帯									
人									
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								



災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらに類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関をふくむ。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避 難 の 状 況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応 援 要 請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応 急 措 置 の 概 要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救 急 活 動 の 概 要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

## 14 災害危険箇所等一覧

### 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況（事務所別危険区域一覧）

#### (1) 河川

	所管土木事務所	危険予想区域の 流路延長 (m)	予想される被害の程度	
			家 屋 (棟)	面 積 (ha)
重要水防区域内	北部土木事務所	25,500	3,913	895.1
	中部土木事務所	31,000	3,115	522.9
	南部土木事務所	23,600	14,812	841.3
	八重山土木事務所	9,000	677	885
	計	89,100	22,517	3144.3
重要水防区域外	北部土木事務所	3,900	51	80.6
	中部土木事務所	4,100	154	41.4
	南部土木事務所	4,700	1,336	280.1
	八重山土木事務所	1,800	0	105.6
	計	14,500	1,541	507.7

#### (2) 海岸

	所管土木事務所	危険予想区域の 流路延長 (m)	予想される被害の程度	
			家 屋 (棟)	面 積 (ha)
重要水防区域内	北部土木事務所	18,042	2,145	24.35
	中部土木事務所	8,004	504	83.5
	宮古土木事務所	1,585	228	35.0
	八重山土木事務所	6,237	275	8.21
	計	33,868	3,152	151.06
重要水防区域外	北部土木事務所	3,368	116	16.8
	中部土木事務所	3,498	73	30.3
	南部土木事務所	5,016	380	25.7
	宮古土木事務所	500	0	3
	八重山土木事務所	730	29	2.7
	計	13,112	598	78.5

土砂災害危険箇所の現況（市町村別危険箇所数一覧）

市町村名	急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり危険箇所	土石流危険溪流		
	I	II	III		I	II	III
那 覇 市	65	2		16	2		
宜 野 湾 市	18	4					
石 垣 市					1		4
浦 添 市	30	8		3			
名 護 市	71	108		1	31	21	13
糸 満 市	8			2			
沖 縄 市	33	3		10			
豊 見 城 市	21	4		4		1	
うるま市	25	4	1	1	2		
宮 古 島 市	1	1		2			
南 城 市	13	3		18	11	2	1
国 頭 村	36	9		1	25	1	
大 宜 味 村	39	11			23	2	
東 村	11	6			5	2	
今 帰 仁 村	3	9			7	4	
本 部 町	19	41			16	8	2
恩 納 村		2			11	2	
宜 野 座 村							
金 武 町	1					1	
伊 江 村	1						
読 谷 村	8	3					
嘉 手 納 町	6						
北 谷 町	18	2					
北 中 城 村	8	5		5	1		1
中 城 村	2	7		10	9	1	1
西 原 町	9	4		7	1		1
与 那 原 町				4	5		
南 風 原 町	6	1		4	1		
久 米 島 町	3	1			3	2	
八 重 瀬 町		1					
渡 嘉 敷 村	4	1			2		
座 間 味 村	2				2	1	
粟 国 村							
渡 名 喜 村							
南 大 東 村							
北 大 東 村							
伊 平 屋 村	2	2			3	2	
伊 是 名 村							
多 良 間 村							
竹 富 町	2				2		
与 那 国 町							
合 計	465	242	1	88	163	50	23

山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覽）

(1) 山腹崩壊危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
1	219	10	無	1	無	うるま市	石川美原			県道
2	106	10	〃	2	〃	宮古島市	平良大神	22	2	市道
3	101	10	〃	1	〃	石垣市	新川		1	農道
4	〃	20	〃	5	〃	〃	登野城	5		〃
5	〃	30	〃	3	〃	〃	平得	10	1	県道
6	〃	40	〃	7	〃	〃	川平	25	1	市町村道
7	〃	50	〃	4	〃	〃	椶海	15	1	県道
8	〃	60	〃	8	〃	〃	平久保	20	1	〃
9	〃	70	〃	3	〃	〃	登野城	22		県道・農道
10	〃	80	〃	2	〃	〃	桃里	20		国道・農道
11	〃	90	〃	3	〃	〃	〃	23	1	〃
12	〃	100	〃	2	〃	〃	椶海			県道・農道
13	〃	110	〃	3	〃	〃	川平			県道
14	309	10	〃	3	一部既成	名護市	源河	29		農道
15	〃	20	〃	5.4	未成	〃	世富慶	74	1	県道
16	〃	30	有	5	〃	〃	数久田	89	1	〃
17	〃	40	〃	2	〃	〃	許田	49		国道
18	〃	50	〃	1	〃	〃	辺野古	13		市町村道
19	〃	60	〃	3	〃	〃	大浦	42	1	県道
20	〃	70	〃	1.8	一部既成	〃	三原	28	2	〃
21	〃	80	無	0.7	無	〃	旭川	3		市町村道
22	〃	90	〃	2	〃	〃	〃	8		〃
23	〃	100	〃	0.6	〃	〃	汀間	9		県道
24	〃	110	〃	2	〃	〃	後原	10		市町村道
25	〃	120	〃	0.9	一部既成	〃	源河	20	1	県道
26	〃	130	〃	1.2	〃	〃	〃	20		市町村道
27	〃	140	〃	1.5	〃	〃	〃	30		〃
28	〃	150	〃	1.3	無	〃	有津	7		〃
29	〃	160	〃	1.1	〃	〃	大川	6		〃
30	〃	170	〃	1.7	〃	〃	〃	20	1	〃
31	〃	180	〃	1.1	〃	〃	楚久	12		県道・市町村道
32	〃	190	〃	2	〃	〃	〃	13		市町村道
33	〃	200	〃	2.4	〃	〃	源河	25		〃
34	〃	210	〃	2.2	〃	〃	〃	16		〃
35	〃	220	〃	2.8	〃	〃	汀間	15		国道
36	301	10	〃	2	未成	国頭村	半地	23	1	〃
37	〃	20	有	2	一部既成	〃	奥間	54	2	農道
38	〃	30	無	4	〃	〃	宇良	15		〃
39	〃	40	〃	3.8	〃	〃	辺野喜	54	2	市町村道
40	〃	50	有	5.4	〃	〃	宜名真	68	1	国道
41	〃	60	無	6	無	〃	〃	38	1	〃
42	〃	70	有	6	一部既成	〃	〃	40	1	国道・市町村道
43	〃	80	無	2.7	〃	〃	与那	102	1	市町村道
44	〃	90	〃	2.3	無	〃	浜	22	1	国道
45	〃	100	〃	3.2	〃	〃	辺土名	23	1	市町村道
46	〃	110	〃	1.4	〃	〃	伊地	12		〃
47	〃	120	〃	3.1	〃	〃	〃	21		〃
48	〃	130	〃	1.7	〃	〃	謝敷			国道
48	〃	140	〃	1.4	〃	〃	宇嘉	21	1	〃
50	〃	150	〃	1.3	〃	〃	奥		1	市町村道
51	〃	160	〃	0.8	〃	〃	伊江	4		県道
52	〃	170	〃	1	一部既成	〃	宜名真	7	1	市町村道
53	〃	180	〃	0.6	無	〃	辺戸	10	1	〃
54	〃	190	〃	1	〃	〃	奥	20	1	〃
55	〃	200	〃	1.7	〃	〃	佐手	20	1	〃
56	〃	210	〃	1.3	〃	〃	謝敷	20	1	〃
57	〃	220	〃	1.1	一部既成	〃	辺野喜	15	1	〃
58	〃	230	〃	1	無	〃	宇嘉	20	1	〃
59	〃	240	〃	1.6	〃	〃	楚洲	20	1	県道
60	〃	250	〃	1.6	〃	〃	伊部	10		市町村道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
61	301	260	無	1.1	無	国頭村	安波	12		市町村道
62	"	270	"	1.7	"	"	"	20		"
63	"	280	"	1.1	"	"	"	12		"
64	"	290	"	1	"	"	"	25	4	県道
65	"	300	"	0.7	一部既成	"	与那	20		
66	"	310	"	1.6	無	"	桃原	50	1	市町村道
67	"	320	"	1.1	"	"	奥間	12	1	"
68	"	330	"	0.9	"	"	"	11		"
69	"	340	"	2.2	"	"	"	11		
70	"	350	"	4.7	"	"	宇良	19	1	市町村道
71	"	360	"	2.7	"	"	"	1		国道
72	302	10	有	1	一部既成	大宜味村	田嘉里	21		県道
73	"	20	"	1	"	"	"	15		市町村道
74	"	30	"	0.4	無	"	喜如嘉	20		"
75	"	40	"	0.9	"	"	"	15	1	"
76	"	50	"	1.8	"	"	大兼久	80	2	国道
77	"	60	"	1.8	"	"	大保	50	1	県道
78	"	70	無	1.9	"	"	白浜	24	1	市町村道
79	"	80	"	1.6	未成	"	津波	30	1	国道
80	"	90	"	2	無	"	田港	35	1	県道
81	"	100	"	1.5	"	"	塩屋	21		"
82	"	110	"	3.2	"	"	"	13		"
83	"	120	"	2.6	"	"	根路銘	34	1	国道
84	"	130	"	1.6	"	"	喜如嘉	15	1	市町村道
85	"	140	"	1	"	"	"	15		"
86	"	150	"	1.5	"	"	饒波		1	
87	"	160	"	1.2	"	"	"	7		国道・村道
88	"	170	"	1.8	"	"	"	25	1	市町村道
89	"	180	"	1	"	"	"	15		"
90	"	190	"	0.6	"	"	喜納	7		"
91	"	200	"	0.6	"	"	押川	12	1	"
92	"	210	"	1	"	"	"	6		"
93	"	220	"	1.1	"	"	田港	6		県道
94	"	230	"	1.2	"	"	"	30	1	市町村道
95	"	240	"	1.7	"	"	大保	15	1	"
96	"	250	"	1.3	"	"	宮城	30	1	"
97	"	260	"	1.9	"	"	津波	15	1	国道
98	"	270	"	1.7	"	"	"	20		"
99	"	280	"	4.5	"	"	上原			市町村道
100	"	290	"	1.1	"	"	安根	15		国道
101	303	10	"	2	一部既成	東村	宮城	29	1	県道
102	"	20	"	0.5	未成	"	有銘	20		農道
103	"	30	"	0.4	無	"	慶佐次	12	2	市町村道
104	"	40	"	0.6	"	"	有銘	4	2	"
105	"	50	"	1.6	"	"	"	15		"
106	"	60	"	2.4	"	"	"	7		"
107	308	10	"	0.8	"	本部町	伊豆味	3		県道
108	"	20	"	1.4	"	"	"			市町村道
109	"	30	"	0.9	"	"	"		1	"
110	"	40	"	1.8	"	"	具志堅	10		"
111	"	50	"	0.9	"	"	謝花	15		"
112	"	60	"	4.1	"	"	渡久地	222	3	県道
113	311	10	"	0.5	"	恩納村	与久田	20	1	"
114	"	20	"	0.9	一部既成	"	真栄田			"
115	314	10	"	1.6	無	金武町	屋嘉			市町村道
116	315	10	"	4	一部既成	伊江村	東江上	324	1	"
117	359	10	"	5.1	無	伊平屋村	田名			県道
118	"	20	"	4.8	"	"	"			"
119	221	10	有	1	未成	与那城町	桃原		1	農道
120	227	10	無	1	"	うるま市	勝連浜			県道
121	222	10	無	1	無	嘉手納町	水釜		2	市町村道
122	210	10	有	1	既成	中城村	登又	2	1	農道
123	"	20	無	1	無	"	奥間	28	1	県道・農道
124	"	30	"	4	"	"	和宇慶	25		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
125	210	40	無	2	無	中城村	伊集	30		県道・農道
126	"	50	"	1	"	"	久場	30		国道
127	"	60	"	1	"	"	泊	11		"
128	"	70	"	1	"	"	北上原	7		市町村道
129	"	80	"	1	"	"	"	8		"
130	"	90	"	1	"	"	津霸	11		国道
131	211	10	"	1	"	西原町	内間	50		市町村道・農道
132	"	20	"	1	"	"	小橋川	35		市町村道
133	"	30	有	1	一部既成	"	我謝	36	1	市町村道・農道
134	"	40	無	1	無	"	上原	9		県道
135	"	50	"	1	"	"	桃原	10	1	市町村道
136	217	10	有	1	"	南城市	玉城垣花			国道
137	"	20	"	1	"	"	"			"
138	214	10	"	5	既成	"	知念久手堅	55	4	国道・市町村道
139	"	20	無	1	無	"	知念久原	12		国道
140	"	30	有	1	一部既成	"	知念安座間	10		国道・農道
141	"	40	無	1	無	"	知念久手堅	6		農道
142	"	50	"	1	"	"	知念知念	30	1	国道
143	"	60	"	1	"	"	知念具志堅	30	1	"
144	"	70	有	5	未成	"	知念海野	100	1	国道・農道
145	"	80	無	2	無	"	知念久原	10	1	"
146	"	90	"	1	"	"	知念安座間			農道
147	"	100	"	4	未成	"	"	90		国道・農道
148	213	10	"	1	無	"	佐敷津波古			農道
149	"	20	"	1	"	"	佐敷屋比久	50	1	県道・農道
150	"	30	"	2	"	"	佐敷小谷	50	1	市町村道
151	"	40	"	1	"	"	佐敷佐敷	5	2	国道・市町村道
152	220	10	"	1	"	"	大里川平	20		市町村道
153	"	20	"	1	"	"	大里平良	7	1	"
154	218	10	有	1	"	久米島町	仲里宇江城	43	2	県道
155	215	10	"	5	"	渡嘉敷村	渡嘉敷	35	2	県道・市町村道
156	"	20	"	4	既成	"	"	50	3	"
157	"	30	"	1	無	"	"	40		農道
158	"	40	無	2	"	"	渡嘉志久	6	2	市町村道
159	"	50	"	2	一部既成	"	渡嘉敷		2	
160	216	10	有	1	既成	座間味村	座間味	30	1	"
161	103	10	無	7	無	宮古島市	城辺福里			農道
162	102	10	無	7	"	与那国町	与那国	40		県道
163	"	20	"	5	"	"	"			"
164	"	30	"	4	"	"	"		1	県道
165	"	40	"	4	"	"	"		1	農道
166	"	50	"	7	"	"	"	40		県道
167	233	10	有	1	既成	南風原町	新川	2	1	県道・市町村道
168	212	10	"	0.2	"	与那原町	与那原	80	2	国道・市町村道
169	"	20	"	0.5	一部既成	"	"	45		県道・市町村道
170	213	50	"	1	"	南城市	佐敷手登根	7		
171	"	60	"	1	無	"	"	5		
172	309	230	"	1	既成	名護市	辺古野	38		市町村道
173	"	240	"	1	"	"	瀬嵩	1		
174	359	30	"	1	"	伊平屋村	島尻	1		
175	215	50	"	1	無	渡嘉敷村	渡嘉敷	1		
176	216	60	"	1	"	"	"	5		

(2) 地滑り危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
1	210	10	無	24.4	無	中城村	伊集	80		国道
2	213	10	有	39	一部既成	南城市	佐敷佐敷	80	2	"
3	212	10	"	29.2	既成	与那原町	与那原	180		"
4	220	10	無	1	無	南城市	大里大城	42		県道
5	103	10	有	43	"	宮古島市	城辺長間	0		町道

## (3) 崩壊土砂流出危険地区

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位 置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道 路
1	101	10	無	0.48	無	石垣市	桃里	1		国道
2	"	20	"	0.72	"	"	"	6		"
3	"	30	"	0.63	"	"	"	2		"
4	"	40	"	0.72	"	"	"	18		"
5	"	50	"	0.72	"	"	"	20		"
6	"	60	"	0.96	"	"	桴海	1		国道
7	"	70	"	0.81	"	"	"	2		県道
8	"	80	有	0.96	"	"	"	5	1	"
9	"	90	"	0.72	"	"	真栄里			"
10	"	100	"	0.72	"	"	川平	2		"
11	"	110	"	0.36	一部既成	"	真栄里			"
12	"	120	"	0.72	"	"	崎枝			"
13	"	130	"	0.72	無	"	名蔵			"
14	"	140	"	0.72	既成	"	"	2		"
15	"	150	"	0.72	一部既成	"	"	2		"
16	"	160	無	0.54	無	"	平得		1	農道
17	"	170	"	0.48	"	"	"	3	2	県道
18	"	180	"	0.27	一部既成	"	名蔵		1	"
19	"	190	有	0.72	一部	"	石垣			"
20	"	200	無	0.48	無	"	新川			"
21	"	210	"	0.36	一部既成	"	崎枝	3		市町村道
22	"	220	"	0.96	"	"	"	3		"
23	"	230	"	0.48	無	"	"			"
24	"	240	"	0.48	"	"	名蔵	4		"
25	"	250	"	0.54	"	"	川平			"
26	"	260	有	0.72	"	"	"	10	1	
27	"	270	"	0.48	"	"	野底	20	1	
28	"	280	無	0.96	"	"	平久保			農道
29	"	290	"	0.84	"	"	新川			林道
30	"	300	有	1.08	"	"	大川		1	管理道
31	"	310	"	0.42	"	"	名蔵	10		県道
32	"	320	"	0.6	"	"	"	8		"
33	"	330	"	0.9	"	"	"	5		"
34	"	340	無	0.9	"	"	川平	4		市町村道
35	"	350	"	0.96	"	"	"			県道
36	"	360	"	0.68	"	"	"	15		県道・農道
37	"	370	"	0.63	"	"	"	2		県道
38	"	380	"	1.98	"	"	"			"
39	"	390	"	0.81	"	"	"			"
40	"	400	"	0.81	"	"	登野城	5		市町村道
41	"	410	"	0.81	"	"	"	5		"
42	"	420	有	1.68	"	"	平得	20		県道
43	"	430	"	0.72	"	"	真栄里			農道
44	"	440	"	0.9	"	"	大浜			"
45	"	450	"	0.45	"	"	宮良			県道
46	"	460	無	0.45	"	"	白保			農道
47	"	470	"	2.76	"	"	"			"
48	"	480	"	1.5	"	"	"	25		国道
48	"	490	"	0.32	"	"	桃里	18	1	農道
50	"	500	有	1.14	"	"	桴海	2		県道
51	"	510	"	0.41	"	"	"			"
52	"	520	"	0.77	"	"	"	10		"
53	"	530	無	0.68	"	"	"	1	1	"
54	"	540	"	0.41	"	"	"	3		"
55	"	550	"	0.5	"	"	"			"
56	"	560	"	0.54	"	"	"	3		"
57	"	570	"	0.66	"	"	野底	15		"
58	"	580	"	0.86	"	"	伊原間			"
59	"	590	"	1.38	"	"	平久保			"
60	"	600	"	1.20	"	"	"	21	1	農道
61	"	610	有	1.32	"	"	"			"
62	"	620	"	0.68	"	"	"			県道
63	"	630	"	0.81	"	"	"			"



	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
64	101	640	無	0.72	無	石垣市	平久保	15		県道
65	"	650	"	0.96	"	"	登野城	22		県道・農道
66	"	660	"	2	"	"	川平	5	1	市町村道
67	"	670	"	3	"	"	名蔵	3		県道・農道
68	"	680	"	3	"	"	平得	1		農道
69	"	690	"	3	"	"	名蔵	12	1	市町村道
70	"	700	"	3	"	"	白保			農道
71	"	710	"	6	"	"	宮良		1	県道
72	"	720	"	5	"	"	大川	3	2	市町村道
73	309	10	"	2.10	未成	名護市	源河	20		"
74	"	20	"	1.20	"	"	"	3		国道
75	"	30	"	3.60	無	"	"	50	1	市町村道
76	"	40	"	1.70	未成	"	"	34	1	"
77	"	50	"	3.60	"	"	"	50	1	"
78	"	60	有	1.20	一部既成	"	"			"
79	"	70	"	2.10	既成	"	"			"
80	"	80	"	2.90	"	"	"			"
81	"	90	"	2.10	一部既成	"	"			林道
82	"	100	"	2.30	"	"	"			"
83	"	110	"	8.60	"	"	"			"
84	"	120	"	7.20	"	"	"			"
85	"	130	"	7.80	"	"	"			"
86	"	140	"	5.90	"	"	古我知	34	1	市町村道
87	"	150	"	4.70	"	"	川上	23		"
88	"	160	"	2.40	"	"	山田	32	1	"
89	"	170	"	2.10	"	"	伊佐川	4		県道
90	"	180	"	9.00	"	"	"	4		国道
91	"	190	無	4.30	無	"	名護	28		県道
92	"	200	有	0.70	一部既成	"	東江	54	1	市町村道
93	"	210	無	1.80	無	"	世富慶	68	1	県道
94	"	220	有	4.30	一部既成	"	"	12		"
95	"	230	無	3.90	無	"	数久田			国道
96	"	240	"	3.60	"	"	"			"
97	"	250	"	13.50	"	"	許田	50	1	市町村道
98	"	260	"	0.70	"	"	"			国道
99	"	270	"	8.40	"	"	湖辺底	35	1	市町村道
100	"	280	"	8.60	"	"	幸喜	30	1	国道
101	"	290	"	7.80	"	"	喜瀬	23		市町村道
102	"	300	"	6.1	"	"	"	43	1	"
103	"	310	"	13.5	"	"	辺野古	26		県道
104	"	320	有	4.7	一部既成	"	二見	18		"
105	"	330	無	3.6	無	"	"	18		"
106	"	340	有	7.8	一部既成	"	瀬嵩	17	1	"
107	"	350	"	7.8	"	"	"	20		"
108	"	360	"	2.4	既成	"	汀間	13		"
109	"	370	無	8.1	一部既成	"	三原	16		市町村道
110	"	380	有	5.9	"	"	安部	3		県道
111	"	390	無	7.6	無	"	嘉陽	30		市町村道
112	"	400	"	4.7	"	"	底仁屋	21	2	県道
113	"	410	"	1.08	"	"	大東	5		市町村道
114	"	420	"	1.26	"	"	大北	5		県道
115	"	430	"	7.5	一部既成	"	有津	12		"
116	"	440	"	7.5	無	"	"	12		"
117	"	450	"	4.5	"	"	嘉陽	21	2	"
118	"	460	"	5.1	"	"	"	67	2	"
119	"	470	"	4.5	"	"	大浦			市町村道
120	"	480	有	7.5	一部既成	"	真喜屋	15		国道
121	"	490	"	2.73	"	"	安和	24		県道
122	"	500	無	2.34	無	"	源河			市町村道
123	"	510	有	2.73	一部既成	"	安和	24		県道
124	"	520	"	0.18	無	"	源河			林道
125	"	530	"	0.32	一部既成	"	"			"
126	301	10	無	6.1	無	国頭村	浜	16		市町村道
127	"	20	有	2.4	一部既成	"	半地	16		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
128	301	30	無	2.4	無	国頭村	奥間			市町村道
129	"	40	有	2.4	一部既成	"	"	40	1	"
130	"	50	"	7	"	"	辺土名	23		"
131	"	60	無	1.2	無	"	"	21		"
132	"	70	有	1.2	一部既成	"	宇良	20		"
133	"	80	"	0.7	"	"	"	20		"
134	"	90	無	4.7	無	"	伊地	34		国道
135	"	100	"	3.9	一部既成	"	与那	62	1	市町村道
136	"	110	"	5.9	"	"	"			県道
137	"	120	"	4.7	"	"	佐手	12	1	国道
138	"	130	"	2.4	無	"	辺野喜	23		市町村道
139	"	140	有	3.3	既成	"	"	18		"
140	"	150	無	2.4	無	"	"	16	1	"
141	"	160	有	2.4	既成	"	"	23	1	"
142	"	170	無	7	"	"	宇嘉	30	1	国道
143	"	180	"	11.3	無	"	"	28	1	"
144	"	190	有	6.3	一部既成	"	"			"
145	"	200	"	1.2	"	"	宜名真	30	1	"
146	"	210	無	1.2	無	"	"	26	1	"
147	"	220	有	3.3	一部既成	"	奥	43	1	"
148	"	230	"	2.6	"	"	伊江			県道
149	"	240	無	1.4	"	"	安田	7	1	市町村道
150	"	250	有	2.1	"	"	辺戸			"
151	"	260	"	1.2	"	"	宜名真	30		国道
152	"	270	無	1.1	無	"	楚洲	10		県道
153	"	280	"	1.2	"	"	辺野喜	3		市町村道
154	"	290	"	8.1	"	"	謝敷	10		国道
155	"	300	"	2.4	"	"	伊地	10		市町村道
156	"	310	"	0.5	"	"	比地	10		"
157	"	320	"	1.2	"	"	"	10		"
158	"	330	"	1.1	"	"	"	10		"
159	"	340	"	1.8	"	"	安田	60	1	県道
160	"	350	"	0.6	"	"	辺土名	5	1	国道
161	"	360	"	9	"	"	辺野喜	60	1	"
162	"	370	"	0.8	"	"	浜		1	"
163	"	380	"	1.4	"	"	奥地	12	1	"
164	"	390	"	2.4	"	"	伊地	16	1	市町村道
165	"	400	"	2.2	"	"	"	16	1	"
166	"	410	"	2.1	"	"	与那			国道
167	"	420	"	2.1	"	"	辺野喜	34		市町村道
168	"	430	"	3.3	"	"	"			"
169	"	440	"	0.63	"	"	奥			"
170	"	450	"	1.5	"	"	"			林道
171	"	460	"	4.8	"	"	"	35	1	国道
172	"	470	有	3	一部既成	"	宇嘉			"
173	"	480	"	3.9	既成	"	我地			県道
174	"	490	"	3.8	一部既成	"	奥	34	1	国道
175	"	500	無	1.2	無	"	"			県道
176	"	510	"	3.3	"	"	与那			"
177	"	520	"	6	"	"	"			"
178	"	530	"	1.8	"	"	奥			"
179	"	540	"	46.8	一部既成	"	安田			"
180	302	10	有	11.25	"	大宜味村	田嘉里	10		市町村道
181	"	20	"	16.2	一部既成	"	"	25		"
182	"	30	"	7.5	無	"	謝名城	30		"
183	"	40	無	2.64	"	"	喜如嘉	50	1	"
184	"	50	有	1.7	既成	"	"	50		"
185	"	60	"	5.4	無	"	饒波	2		"
186	"	70	無	7.8	"	"	"	25		"
187	"	80	有	4.32	既成	"	根路銘			国道
188	"	90	無	4.32	無	"	押川			市町村道
189	"	100	"	5.04	"	"	"	3		県道
190	"	110	"	3	"	"	田港			市町村道
191	"	120	"	2.4	"	"	大保	5		県道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
192	302	130	有	5.9	一部既成	大宜味村	大保			市町村道
193	"	140	"	4.3	"	"	"	3		"
194	"	150	"	2.7	"	"	白浜	10		県道
195	"	160	"	4.5	既成	"	津波		1	国道
196	"	170	無	5.4	無	"	"			"
197	"	180	"	0.7	"	"	"	20		"
198	"	190	"	3	"	"	"	8		"
199	"	200	"	1.1	"	"	田港	20		県道
200	"	210	"	2.4	"	"	根路銘	12		国道
201	"	220	"	3	"	"	大兼久	50		市町村道
202	"	230	"	0.6	"	"	饒波	10		"
203	"	240	"	0.6	一部既成	"	塩屋	36		県道
204	"	250	"	0.72	"	"	"	36		"
205	"	260	"	0.75	"	"	"	14	1	国道
206	"	270	"	0.84	"	"	根路銘	20		"
207	"	280	"	1.26	"	"	大兼久	4		"
208	"	290	"	3.3	無	"	饒波	30	1	市町村道
209	"	300	"	2.4	"	"	田嘉里	35	1	"
210	303	10	有	2.4	一部既成	東村	高江	3		農道
211	"	20	"	7.6	"	"	宮城	5	1	県道
212	"	30	"	3.6	"	"	"	20	1	"
213	"	40	"	10.1	"	"	川田			"
214	"	50	"	2.1	既成	"	"	15	1	市町村道
215	"	60	"	10.8	"	"	平良	30	2	県道
216	"	70	"	5.8	"	"	"			市町村道
217	"	80	"	5	"	"	"			県道
218	"	90	"	7.2	"	"	"	34		"
219	"	100	"	2.4	"	"	慶佐次	25	1	"
220	"	110	無	2.4	未成	"	"			"
221	"	120	"	1.2	"	"	"			"
222	"	130	有	7.9	一部既成	"	有銘	32		市町村道
223	"	140	"	4.2	"	"	"	34	1	県道
224	"	150	"	5.5	"	"	"	23		市町村道
225	"	160	無	1.4	未成	"	"	23		"
226	"	170	有	1.4	一部既成	"	"	6		県道
227	"	180	"	1.62	既成	"	"			"
228	"	190	"	1.62	一部既成	"	"			"
229	"	200	無	1.8	無	"	平良			"
230	"	210	"	2.4	"	"	"			"
231	"	220	"	3.3	"	"	慶佐次			市町村道
232	"	230	有	3.12	一部既成	"	宮城			県道
233	306	10	無	1.35	無	今帰仁村	湧川	8		"
234	"	20	"	1.98	"	"	"	11		"
235	"	30	"	0.72	"	"	玉城	2		市町村道
236	"	40	"	0.81	"	"	前原	5		"
237	"	50	有	7.92	一部既成	"	仲尾次	3		"
238	"	60	無	5.94	"	"	"	3		"
239	"	70	有	5.4	既成	"	与那嶺	15		県道
240	"	80	"	4.95	一部既成	"	兼次	3		市町村道
241	"	90	無	1.2	無	"	"	3		県道
242	"	100	"	2.64	"	"	今泊	50		"
243	"	110	"	2.1	"	"	湧川			"
244	"	120	"	1.3	"	"	"			"
245	"	130	"	2.7	"	"	"			"
246	308	10	"	2.16	"	本部町	伊野波	5		"
247	"	20	"	3.3	"	"	"	5		"
248	"	30	"	2	既成	"	"	10		"
249	"	40	"	1.62	無	"	"	5		"
250	"	50	有	2.1	一部既成	"	"	5		"
251	"	60	"	1.62	既成	"	"	45	1	"
252	"	70	無	2.9	無	"	"	45	1	"
253	"	80	"	2.9	"	"	伊豆味	6		市町村道
254	"	90	"	3.9	"	"	"	5		"
255	"	100	"	1.2	"	"	"	4		"

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
256	308	110	無	5.46	無	本部町	伊豆味	5		県道
257	"	120	"	5.4	"	"	並里	30	1	"
258	"	130	"	5.46	"	"	"	20		"
259	"	140	"	7.2	"	"	辺土名	15		市町村道
260	"	150	"	3.3	"	"	崎本部	10		県道
261	"	160	"	3.9	"	"	"	25		"
262	"	170	"	4.68	"	"	"	40		"
263	311	10	"	3.24	既成	恩納村	伊武部	7		国道
264	"	20	"	4.2	一部既成	"	名嘉真	46	1	"
265	"	30	"	5.04	無	"	"	53	1	"
266	"	40	"	2.1	一部既成	"	"	42	1	"
267	"	50	"	2.64	無	"	"	4		"
267	"	60	"	3	一部既成	"	安富祖	18		"
269	"	70	"	1.89	無	"	"	25	1	"
270	"	80	"	2.7	既成	"	喜瀬武原	4		"
271	"	90	"	3	"	"	"	7		県道
272	"	100	"	1.89	無	"	"	10		"
273	"	110	"	1.8	一部既成	"	安富祖	10		"
274	"	120	"	5.28	無	"	"	3		国道
275	"	130	"	2.97	"	"	瀬良垣	2		"
276	"	140	"	4.68	"	"	"	3		"
277	"	150	"	6.48	"	"	"	18	1	"
278	"	160	"	2.97	"	"	"	2		"
279	"	170	"	1.68	"	"	"	2		"
280	"	180	"	6.48	一部既成	"	大田	2		"
281	"	190	"	3.51	無	"	"	43		"
282	"	200	"	3.6	"	"	南恩納	2		県道
283	"	210	"	5.1	一部既成	"	"	5		農道
284	"	220	"	2.97	無	"	屋嘉田	13		"
285	"	230	"	1.35	"	"	"	20		国道
286	"	240	"	4.32	"	"	"			"
287	"	250	有	5.4	一部既成	"	谷茶	10		"
288	"	260	"	5.4	"	"	富着	5		農道
289	"	270	無	2.97	既成	"	仲泊			国道
290	"	280	"	3.3	無	"	"			"
291	"	290	"	3.3	"	"	山田	2		"
292	"	300	有	2.7	既成	"	"	2		"
293	"	310	無	2.7	無	"	真栄田			県道
294	"	320	"	3.3	"	"	塩屋	5		"
295	"	330	"	2.97	"	"	"			"
296	"	340	"	3.6	"	"	与久田	2		"
297	"	350	"	2.16	既成	"	"	15		"
298	"	360	"	2.16	無	"	宇加地	10		"
299	"	370	"	2.7	"	"	"	10		"
300	"	380	"	2.4	"	"	"	10		"
301	314	10	有	2.52	一部既成	金武町	屋嘉	12		国道
302	"	20	"	2.16	既成	"	"	12		"
303	359	10	無	0.7	無	伊平屋村	島尻			市町村道
304	"	20	"	3.6	"	"	"			"
305	"	30	"	2.1	"	"	"			"
306	"	40	"	3.2	"	"	前泊			"
307	"	50	"	2.6	"	"	"			"
308	"	60	"	1.1	"	"	田名			"
309	"	70	"	2.1	"	"	"			"
310	"	80	"	2.5	"	"	"			"
311	"	90	"	2.5	"	"	"			"
312	"	100	"	3.2	"	"	"			"
313	"	110	"	2	"	"	"	100	1	県道
314	"	120	"	2.1	一部既成	"	我喜屋			市町村道
315	360	10	"	0.7	無	伊是名村	勢理客	50		"
316	"	20	無	1	"	"	"			県道
317	"	30	"	0.7	"	"	仲田	67		市町村道
318	"	40	"	0.7	"	"	"	67		"
319	210	10	"	0.15	"	中城村	屋宜	15		国道

	危険地区番号		保安林 指定	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
320	210	20	無	0.18	無	中城村	屋宜	12	1	国道
321	"	40	有	0.18	一部既成	"	奥間	40		市町村道
322	"	50	無	0.36	無	"	津波	8	1	国道
323	"	90	"	1.2	"	"	添石	50		"
324	"	100	有	1.5	一部既成	"	安里	50		"
325	"	110	"	1.38	"	"	伊集	50	1	"
326	"	120	無	7.2	無	"	"	60	1	"
327	"	130	"	1.35	"	"	"	50	1	"
328	"	140	"	0.68	"	"	和宇慶	2		"
329	"	150	"	1.2	"	"	"	25		"
330	"	160	有	0.9	一部既成	"	安里	20		"
331	"	170	"	0.68	"	"	伊舎堂	50	1	"
332	"	180	無	0.72	無	"	当間	30	1	"
333	"	190	"	1.26	"	"	津覇	4	2	"
334	"	30	"	0.36	"	"	屋宜	8		"
335	211	10	有	0.18	一部既成	西原村	内間	1		
336	"	20	無	0.06	無	"	小橋川			農道
337	214	10	有		一部既成	南城市	知念安座間	10		国道
338	213	10	"	0.06	既成	"	佐敷手登根			農道
339	"	20	無	0.18	無	"	"	10		"
340	"	30	有	0.12	既成	"	"	20		市町村道
341	"	40	無	0.12	無	"	"	15		農道
342	"	50	"	0.24	"	"	伊原	20		"
343	"	60	"	0.24	"	"	"	30		"
344	"	70	"	0.45	"	"	小谷	15		国道・町道
345	212	10	"	0.75	"	与那原町	与原	30	1	市町村道
346	"	20	"	0.75	"	"	"	10		"
347	220	10	"	0.6	"	南城市	大里大城	25		県道・町道
348	216	10	"	0.6	"	座間味村	座間味	30	1	"
349	102	10	"	0.63	"	与那国町	与那国			農道
350	211	30	有	1	一部既成	西原町	伊集	71		国道